

史跡伊勢本街道保存活用計画書

Plan of Preservation and Utilization for Ise Honkaido



令和6(2024)年3月

曾爾村教育委員会

史跡伊勢本街道保存活用計画書

令和 6(2024)年 3 月

曾爾村教育委員会

例 言

- 1 本書は、奈良県宇陀郡曽爾村大字山粕に所在する、国史跡「伊勢本街道」の保存活用計画書である。
- 2 この保存活用計画は、曽爾村教育委員会が主体となり、令和４年度及び５年度の事業として、文化庁の国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金の交付を受け実施した。
- 3 計画策定にあたっては「史跡伊勢本街道保存活用計画策定委員会」を設置・開催し検討を行うとともに、文化庁及び奈良県の指導を受けながら曽爾村教育委員会事務局が策定した。
- 4 計画策定の支援業務は株式会社アクセスに委託した。
- 5 本計画は、今後の史跡を取り巻く社会的環境等の変化により、再検討や修正の必要が生じた場合には、適宜見直しを行うこととする。

目 次

第1章 計画策定の目的	1
第1節 計画策定の沿革	1
第2節 計画策定の目的	2
第3節 委員会の設置と経緯	2
第4節 他の計画との関係	6
第5節 計画の実施	7
第2章 史跡を取り巻く環境	9
第1節 地理的環境	9
第2節 自然的環境	9
第3節 歴史的環境	15
第4節 社会的環境	20
第3章 史跡伊勢本街道の概要	29
第1節 指定に至る経緯	29
第2節 指定の状況	30
第3節 土地の状況	33
第4節 各種法令による位置づけ	48
第5節 伊勢本街道の概要	51
第6節 伊勢本街道に関する調査	55
第4章 史跡伊勢本街道の本質的価値	63
第1節 史跡伊勢本街道の本質的価値の明示	63
第2節 史跡伊勢本街道の構成要素	64
第5章 史跡伊勢本街道の現状と課題	71
第1節 保存管理に関する現状と課題	71

第2節 活用に関する現状と課題	72
第3節 整備に関する現状と課題	73
第4節 運営・体制の整備に関する現状と課題	76
第6章 保存活用の大綱と基本方針	79
第1節 大綱（ビジョン）	79
第2節 基本方針	79
第7章 保存管理	81
第1節 保存管理の方向性	81
第2節 保存管理の地区区分と具体的な手法	82
第3節 現状変更の取扱い	86
第4節 植生管理	93
第5節 調査・研究	93
第6節 史跡の追加指定と公有化	93
第7節 災害の予防措置と発生時の対応	93
第8章 活用	97
第1節 活用の基本的な考え方	97
第2節 活用の方向性	97
第3節 活用の方法	97
第9章 整備	101
第1節 整備の方向性	101
第2節 整備の方法	101
第10章 運営・体制の整備	107
第1節 運営・体制の方向性	107
第2節 運営・体制の方針	107

第 11 章	施策の実施計画の策定・実施	109
第 1 節	整備に関する実施計画	109
第 2 節	保存管理、活用、運営・体制の整備に関する実施計画	110
第 12 章	保存・活用の経過観察	113
第 1 節	経過観察の方向性	113
第 2 節	経過観察の方法	115

第1章 計画策定の目的

第1節 計画策定の沿革

伊勢神宮(正式には「神宮」、以下「伊勢神宮」という。)への参詣道のうち、上方から奈良盆地を抜け初瀬(はせ)・奥宇陀(おくうだ)より伊勢国に入り伊勢神宮に至るルートは伊勢本街道と呼ばれた。曾爾村内における伊勢本街道は、西は宇陀市(うだし)との境界である山粕峠から山粕集落を抜け、東の御杖村(みつえむら)の境界鞍取峠までである。

伊勢本街道は、江戸時代を通じて多くの参詣者に利用された道である。しかし、明治期に大阪から伊勢までの鉄道が敷設されたことなどにより参宮の形態が変わり、徒歩での参詣が見られなくなったため街道の利用者は激減した。昭和 30(1955~1964)年代までは峠直下まで水田や茶畑が営まれており今よりも明るい峠道であったが、昭和 34(1959)年の伊勢湾台風による被害で水田耕作が出来なくなり、スギ・ヒノキなどの植林地へと変わっていった。両峠の麓にある山粕集落内も昭和 47(1972)年頃より道路の改修が行われて幅員拡張、アスファルト舗装がされ、かつての街道の姿は留めていない。それでも山林内の峠道については林業従事者や旧街道を巡るハイカーの利用があることにより地域の人々や行政による管理が行われ、その景観が保たれてきた。しかし、近年では利用が少ないうえに自然災害等による路肩の崩壊や倒木などにより道としての機能が低下し歩行困難なところも見られるようになった。

文化庁は、昭和 53(1978)年度から「歴史の道」調査事業、「歴史の道」整備事業として、江戸時代以前の古い道・運河等とそれに沿う地域の文化遺産を、周囲の環境を含めて総合的かつ体系的に調査するとともに、それらの保存整備を進めてきた。伊勢本街道については、奈良県教育委員会が奈良県「歴史の道」調査として昭和 59(1984)年度に調査を実施し、古文書・古絵図類・地誌・紀行文や近世近代の地図、測量図などの収集と、道及びこれに沿う地域に残る遺跡の分布と保存の状況、道に沿って設置されている博物館等公開施設の概要等の調査を行った。

また文化庁は、「歴史の道」事業の結果を受け、歴史的・文化的に重要な由緒を有する古道・交通関係遺跡を「歴史の道」として、その保存と活用を広く国民に呼び掛け、顕彰するため、平成 8(1996)年に全国各地の最もすぐれた「歴史の道」78 か所を「歴史の道百選」として、伊勢本街道も選定された。曾爾村は、国の「歴史の道整備活用推進事業補助金」の補助を受け、旧道の遺構の状況を確認するため平成 28(2016)年度及び 29(2017)年度に発掘調査を奈良県立橿原考古学研究所の協力のもと実施し、平成 28(2016)年度より 3 ヶ年をかけ整備工事を進め、現況の保全に努めた。

山粕峠と鞍取峠は、道筋・幅員・道標などが残り、かつての伊勢本街道の旧景を見ることのできる数少ない場所である。また、発掘調査により旧路面や峠の茶屋跡が発見されており、当時の遺構の残存も確認されている。山粕峠及び鞍取峠は、近世における伊勢信仰及び参詣の様相を明らかにする貴重な遺跡であることより、これら峠道の曾爾村側の麓から峠まで、山粕峠 644.83m(1350.10 m²)、鞍取峠 628.53 m(1127.43 m²)、合計 1,273.36m(2477.53 m²)の範囲が令和 3(2021)年 10 月 11 日に国史跡に指定された。

第2節 計画策定の目的

史跡伊勢本街道(山粕峠・鞍取峠)は、昔ながらの街道としての地道や地下遺構を良好に遺存している。しかし、近年頻度を増す豪雨やそれに伴う土砂の流出等、史跡の保存上の問題点・課題があるとともに、教育・文化面はもとより観光・交流や地域の活性化を含め、より一層の活用が求められている。

こうしたことを踏まえながら、史跡伊勢本街道(山粕峠・鞍取峠)の保存状態や管理状況の現状と、次世代への継承に向けて直面する課題を整理し、保存・活用に向けた考え方や方針・方法、必要な施策・事業の実施計画を定め、これに基づいて中・長期的な観点からの取組が進められるよう「史跡伊勢本街道保存活用計画」を策定するものである。

なお、保存活用計画は「文化財の個別の状況に応じて、その保存・活用の考え方や所有者等において取り組んでいく具体的な取組の内容を位置付けた、個々の文化財の保存・活用を進めていくための指針となる基本的な計画」であり、史跡の保存と活用に関するルールブックである。

第3節 委員会の設置と経緯

保存活用計画の策定にあたり、文化庁や奈良県の指導のもと、有識者で構成される「史跡伊勢本街道保存活用計画策定委員会」(以下、「委員会」という。)を設置した。曽爾村教育委員会事務局が必要な調査を行うとともに保存活用計画案を提示し、保存・活用・整備に関する方向性や手法について専門的見地による協議を行った。

庁内関係部署・関係行政機関との連携については、庁内に「史跡伊勢本街道保存整備連絡調整会議」(以下、「連絡調整会議」という。)を設置し、関係部署・関係行政機関間の意思の疎通と情報共有を図るとともに、定期的に会議を開催することで、保存・活用事業を円滑に進めるための体制の構築に努めている。

委員会及び連絡調整会議の構成については次のとおりである。

【史跡伊勢本街道保存活用計画策定委員会委員】

内 田 和 伸	奈良文化財研究所文化遺産部長〔造園学〕
光 石 鳴 巳	奈良県立橿原考古学研究所 企画学芸部長〔考古学〕
安 田 真紀子	NPO 法人からくりおもちゃ塾奈良町副理事長〔文献史学〕
濱 崎 一 志	元滋賀県立大学副学長・教授〔建築学・保存修景〕
井 上 善 富	曽爾村文化財保護審議会会長
栴 田 秀 美	大字山粕総代(令和4年)
徳 田 守	〃 (令和5年)

【オブザーバー】

野 木 雄 大	文化庁文化財第二課(史跡部門) 文化財調査官(令和4年度)
滑 川 敦 子	〃 (令和5年度)
三 浦 康 生	奈良県文化・教育・くらし創造部文化財保存課 課長(令和4年度)

中 川 智 巨 ” (令和 5 年度)

鈴 木 泰 弘 御杖村教育委員会教育長

中 村 康 幸 御杖村教育委員会事務局次長

【事務局】

尾 上 清 男 曾爾村教育委員会教育長

小 西 利 明 曾爾村教育委員会事務局次長

吉 田 雅 典 曾爾村教育委員会事務局課長補佐(保存活用計画担当)(令和 5 年度)

井 本 貴 久 曾爾村教育委員会事務局主任(保存活用計画担当)(令和 4 年度)

植 田 侑 那 曾爾村教育委員会事務局主事補(文化財担当)

【史跡伊勢本街道保存整備連絡調整会議】

曾爾村副村長(委員長)

曾爾村教育委員会教育長(副委員長)

曾爾村総務課長

曾爾村企画課長

曾爾村住民生活課長

曾爾村保健福祉課長

曾爾村地域建設課長

曾爾村教育委員会事務局次長(事務局)

○ 史跡伊勢本街道保存活用計画策定委員会設置要項

令和 4 年 1 0 月 5 日

(趣旨)

第 1 条 この要項は、史跡伊勢本街道保存活用計画策定委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営その他策定委員会について必要な事項を定めるものとする。

(所管事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、曾爾村教育委員会(以下「教育委員会」という。)に対し、指導、助言等を行う。

(1) 伊勢本街道の保存と活用のための整備等の計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が保存・活用等に関して必要と認めること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 10 名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 歴史学、道保存、道整備、活用について識見を有する者。

(2) 前号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者。

(任期)

第4条 委員の任期は、保存活用計画策定が終了する日までとする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係人等の出席)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、会議に参考人その他の関係人の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会において処理する。

(その他)

第9条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要項は、令和4年10月5日から施行する。

○ 史跡伊勢本街道保存整備連絡調整会議設置要綱

令和 5年 4月28日

(設置)

第1条 伊勢本街道が国史跡に指定されたことをうけ、曾爾村庁内全体が連携し、「国史跡伊勢本街道」を保存、継承、活用していくため、「史跡伊勢本街道連絡調整会議」(以下「調整会議」という。)を設置する。

(組織)

第2条 調整会議の構成員は委員をもって組織する。

2 委員長は副村長をもって充て、副委員長は教育長をもって充てる。

3 委員は、総務課長、企画課長、住民生活課長、保健福祉課長、地域建設課長をもって充てる。

(職務)

第3条 委員長は、調整会議を統括する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 委員は、「史跡伊勢本街道」の保存、継承、活用のために法令等に基づく事務手続き及び国、県、関係市町村との調整を行うものとする。

(会議)

第4条 調整会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の有識者等の出席を求め、必要な説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 調整会議の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

附 則

この要項は、令和5年4月28日から施行する。

【史跡伊勢本街道保存活用計画策定委員会の開催状況】

◆第1回史跡伊勢本街道保存活用計画策定委員会

日時：令和4年10月5日(水)

会場：伊勢本街道現地及び曾爾村振興センター大ホール

議題：現地視察及び『史跡伊勢本街道保存活用計画(案)』の検討(第1章～第4章)

◆第2回史跡伊勢本街道保存活用計画策定委員会

日時：令和4年12月5日(月)

会場：曾爾村振興センター大ホール

議題：『史跡伊勢本街道保存活用計画(案)』の検討(第5章、第6章)

◆第3回史跡伊勢本街道保存活用計画策定委員会

日時：令和5年2月28日(火)

会場：曾爾村振興センター大ホール

議題：『史跡伊勢本街道保存活用計画(案)』の検討(第7章～第9章)

◆第4回史跡伊勢本街道保存活用計画策定委員会

日時：令和5年5月25日(木)

会場：曾爾村振興センター大ホール

議題：『史跡伊勢本街道保存活用計画(案)』の検討(第10章～第12章)

◆第5回史跡伊勢本街道保存活用計画策定委員会

日時：令和5年8月22日(火)

会場：曾爾村振興センター大ホール

議題：『史跡伊勢本街道保存活用計画(案)』の検討(第13章、全体の見直し)

第4節 他の計画との関係

伊勢本街道は、曾爾村における上位計画と関連する計画において貴重な歴史資産の一つとして位置づけられ、周辺の地域資源も含めた保全と活用が期待されている。

(1) 上位計画

曾爾村第5次総合計画(令和5年4月策定)

曾爾村第5次総合計画は、令和5(2023)年度から令和14(2032)年度までの10年間でめざす将来都市像の「希望と安心を実感できる 楽しく賑やかで美しい村」の実現に向けたものである。

むらづくりの目標を実現するため、具体的な施策の「基本計画」として、行政、村民、地域、事業者等の役割分担やめざす暮らしの姿を実現するための4つの「政策目標」と18の「基本施策」を策定している。10年間の基本計画の実施期間の具体的な施策を掲げるものである。

基本計画では、政策目標3「学びと交流で明日の人材を育てる曾爾」の基本施策11「生涯学習・文化・スポーツの振興」において、主要施策③「歴史の継承と文化・芸術の振興」で「専門機関等と連携しながら、有形・無形の文化財等の調査、記録、保存、修復等を推進するとともに、村文化財保護審議会により村指定文化財の指定を進め、本村の貴重な歴史・文化遺産の継承と活用を図ります。」としている。具体的には主要な事業として伊勢本街道整備事業をあげている。また、政策目標1の基本施策1「曾爾の観光ブランディング」では、文化財を観光資源として活用し、村の活性化を図るため近隣自治体と協力し「観光広域連携事業(伊勢本街道)」を進めるものとしている。

(2) 関連計画

第2期曾爾村まち・ひと・しごと創生総合戦略－曾爾村地域イノベーション創生戦略(令和2年3月策定)

「第2期曾爾村まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、平成27(2015)年度から令和元年までの5年間に実施した「第1期曾爾村まち・ひと・しごと創生総合戦略」の後を受け、令和2(2020)年から令和6(2024)年度までの5ヶ年の戦略として策定されたものである。

村全体が創業を目指すとともに地域住民も創業を目指すことのできる創業戦略を構築し、地域イノベーションに全力で取り組むことを基本目標として位置づけ、今後5年間に取り組む基本的方向と具体的な施策をまとめたものである。

第2期では、第1期においても地域住民創生戦略の施策「対流・交流プログラムの立案・実施と交流の場整備」として進めてきた「メダカ学校」を引き続き進めるものとしている。

「メダカ学校」は、曾爾村の最西端に位置する伊勢本街道の宿場である山粕地域にて地域活性化の事業としてはじめた「めだか」の展示販売「めだか街道」を中心として、対流・交流の活動も含む地域観光の推進事業である。

曾爾村過疎地域持続的発展市町村計画(令和 3 年 9 月策定)

過疎地域対策は、昭和 45(1970)年に「過疎地域対策緊急措置法」が 10 年間の時限立法として制定されて以来、これまで 4 次にわたり、いわゆる「過疎法」が制定され、各種の対策が講じられてきた。そして、令和 3(2021)年 4 月 1 日に第 5 次となる「過疎地域持続的発展の支援に関する特別措置法(以下「新過疎法」という。)」が施行された。

「曾爾村過疎地域持続的発展市町村計画」は、この新過疎法に基づき過疎対策の基本方針や事業内容を定めたものである。この計画に基づき、過疎対策事業債など必要に応じた財政上の支援措置を受けながら、地域の持続的発展に関する施策を総合的かつ計画的に推進しているところである。

本計画の事業期間は、令和 3(2021)年 4 月 1 日から令和 8(2026)年 3 月 31 日までの 5 ヶ年である。

曾爾村ではこの計画に基づき、地域の持続的発展の基本方針として「希望と安心の実感できる地域づくり」を目標に各種事業を展開している。その中の「11.地域文化の振興等」として、令和 3(2021)年 10 月に「伊勢本街道」が国の史跡に指定されたことを受け、「伊勢本街道整備事業」を令和 3(2021)年度から 7(2025)年度を事業期間として実施するとしている。

奈良県文化財保存活用大綱(令和 3 年 6 月策定)

「奈良県文化財保存活用大綱」は、文化財保護法第 183 条の 2 第 1 項に基づき、奈良県における文化財の保存と活用の方針として策定されたものである。

過疎化・少子高齢化の進行等、文化財を取り巻く社会状況は大きく変化し、文化財の保存の担い手が減少するなど地域の伝統文化は継続の危機にある。本大綱は、過去から受け継がれてきた魅力あふれる多くの文化財を次世代に確実に継承し、文化財の保存と活用を両輪とした施策を展開するための基本的な方向性を明確化することを目的としている。

本大綱における奈良県が取り組む文化財行政の視点として、「文化財の保存と活用の一体性」「文化財の把握の必要性」「修復等の透明化・標準化」「人材育成」「地域づくり」「持続性のある文化財保護」の 6 点を掲げている。また、市町村への支援の方針や防災・災害発生時の対応、文化財の保存と活用の推進体制、についてもその考え方を示している。

第 5 節 計画の実施

本計画の実施期間は、令和 6(2024)年度から令和 15(2033)年度末までの 10 年とする。

第2章 史跡を取り巻く環境

第1節 地理的環境

(1) 位置

曾爾村は、北緯 34° 30′ 38″、東経 136° 07′ 29″、奈良県の北東部を占める大和高原(宇陀市、山添村、曾爾村、御杖村、東吉野村)の東部にあって、宇陀郡(曾爾村、御杖村)の北部に位置している。北は三重県名張市、東は三重県津市、南は御杖村、西は宇陀市に接している。村域は、東西 10.0km、南北 10.2km で総面積は 47.76 km²となっている。県庁所在地である奈良市より約 33 km、大阪の都心部より約 59 kmの位置にある。

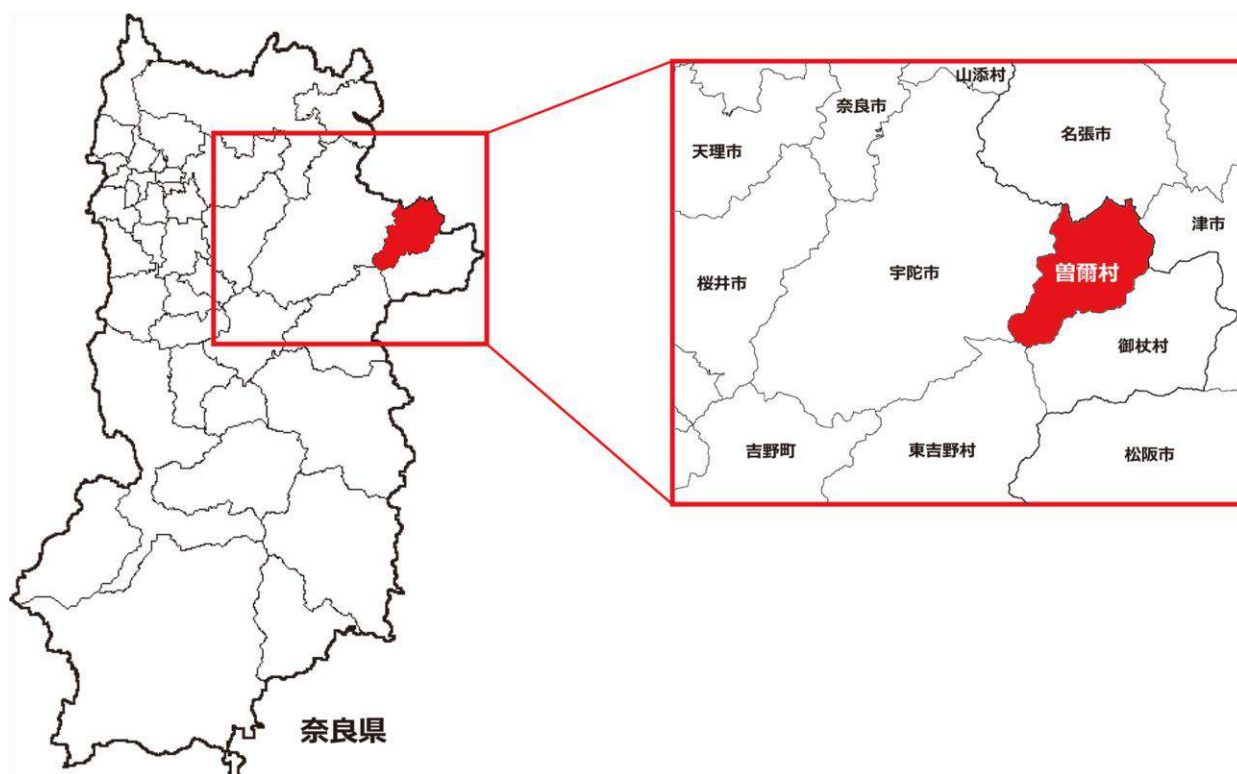


図1 曾爾村の位置

第2節 自然的環境

(1) 気候

本村は、奈良中央の東部を占める宇陀山地の東部である奥宇陀地方に位置する山がちの地域であって、気候はおおむね近畿中央部の特性である「内陸性気候」の特徴を呈している。

【一般的な気象状況】

① 気温

気温は、奈良盆地中央に比べて海拔高度が高いため、平均 2℃程度低く、年平均気温は、最高(8 月) 25.5℃、最低(12 月) 2.2℃となり、夏は冷涼で、冬は非常に寒い気候となっている。冬季は特に寒冷で、季節間の格差が顕著にあらわれる。また、霜の期間は、10 月から 4 月までと長期にわたる。

② 風

全般に風は弱く、いずれの気圧配置においても強風の出現は少ないといえるが、時折、台風、低気圧、前線、季節風を原因とした局地的な強風がみられる。

なお、風向きは、年間を通じて西北西の風向きが他の風向きより多くなっているのが特徴である。

③ 降水量

降水量は、9 月の台風期と 6 月～7 月の梅雨期に多くなるが、年間を通して、高見・大台山系の影響を受け、奈良盆地に比べて年 400 mm～500 mmほど多くなる。

月別降水量に目を向けると、9 月の台風期と 6 月～7 月の梅雨期に多く、この時期は時間雨量 200mm に達することもある。

冬の降雪日数は、年によっても差はあるが、20 日～30 日位と比較的多く、その期間は 12 月から 3 月までを中心として、2 月に雪が多くみられる。

表 1 年間降水量

要素	降水量 (平年値)	各階級の日数					
		≥1.0 mm	≥10.0 mm	≥30.0 mm	≥50.0 mm	≥70.0 mm	≥100.0 mm
1 月	61.8 mm	9.2	1.9	0.2	0.1	0	0
2 月	70.2 mm	9.8	2.5	0.3	0	0	0
3 月	118 mm	13.4	4.6	0.4	0.1	0	0
4 月	114.8 mm	10.8	4.3	0.7	0.1	0	0
5 月	154.4 mm	11.6	5	1.3	0.4	0.1	0.1
6 月	216.1 mm	13.8	6.4	2.3	0.7	0.3	0.1
7 月	227.7 mm	12.8	6.5	2.2	0.9	0.4	0.2
8 月	235.6 mm	11.1	5.5	2.2	1	0.6	0.4
9 月	263.7 mm	12.7	6.4	2.4	1.2	0.7	0.4
10 月	160 mm	11.4	4.7	1.3	0.6	0.3	0.1
11 月	92.1 mm	8.9	2.7	0.5	0.2	0.2	0.1
12 月	56.2 mm	8.8	1.9	0.2	0	0	0
年	1,770 mm	133.9	52.6	14.1	5.3	2.7	1.3

(注) 統計期間:昭和56年～平成22年 資料年数:30年間

出典: 気象庁ホームページ (<https://www.data.jma.go.jp/>) (統計情報 地点: 曽爾)

(2) 地形

曽爾村は、室生火砕流堆積岩からなる宇陀山地の南縁部にあたり、奥宇陀山麓地の火山地形に位置づ

けられ、村の中央を西南から東北に貫流する青蓮寺川により西北部の屏風岩・兜岳・鎧岳の山地と古光山・亀山・俱留尊山の山地に二分される。

① 屏風岩・兜岳・鎧岳山地

屏風岩・兜岳・鎧岳山地は、室生火山群中でも中央部に位置し、東は青蓮寺川、南は同川の上流、西は室生川、北は宇陀川の諸溪谷で切られている。

曾爾村の山勢は東南部が高く、西北へは緩斜している。屏風・兜・鎧の諸峯が 800m～1,000m 起伏し、香落溪に急斜して 2km で同河底に達する。

② 古光山・亀山・俱留尊山山地

古光山・亀山・俱留尊山山地は、青蓮寺川の溪谷と名張川上流の溪谷との間に挟まれ、南部の御杖村との境をなす荒前山・古光山・亀山等は西南より東北に起伏し、それより三重県津市美杉町と境する俱留尊山等の山列は約 4km にわたり、ほぼ南北に走っている。

それぞれ山容を異にし、趣があるが、中でも亀山は山形が亀の如く、一面ススキで覆われ、その北側の山腹は曾爾高原のススキ野原が広がっている。

③ 青蓮寺川溪谷

青蓮寺川は本村の屏風岩・兜岳・鎧岳山地と古光山・亀山・俱留尊山山地の間を南西から北東へ貫流している。上流は支流の山粕川で北東に流れつつ、大字掛で南方の御杖村から北流してきた青蓮寺川本流と合流し、その後も北東に流れ、緩やかに曲流をしながら名張市の香落溪の峡谷に流れ出る。

青蓮寺川の延長は村内のみで約 12 km となっている。そのため谷幅はわずかに 1 km 以内、長さ 10 km の狭長な平地をもつ谷盆地を形成している。

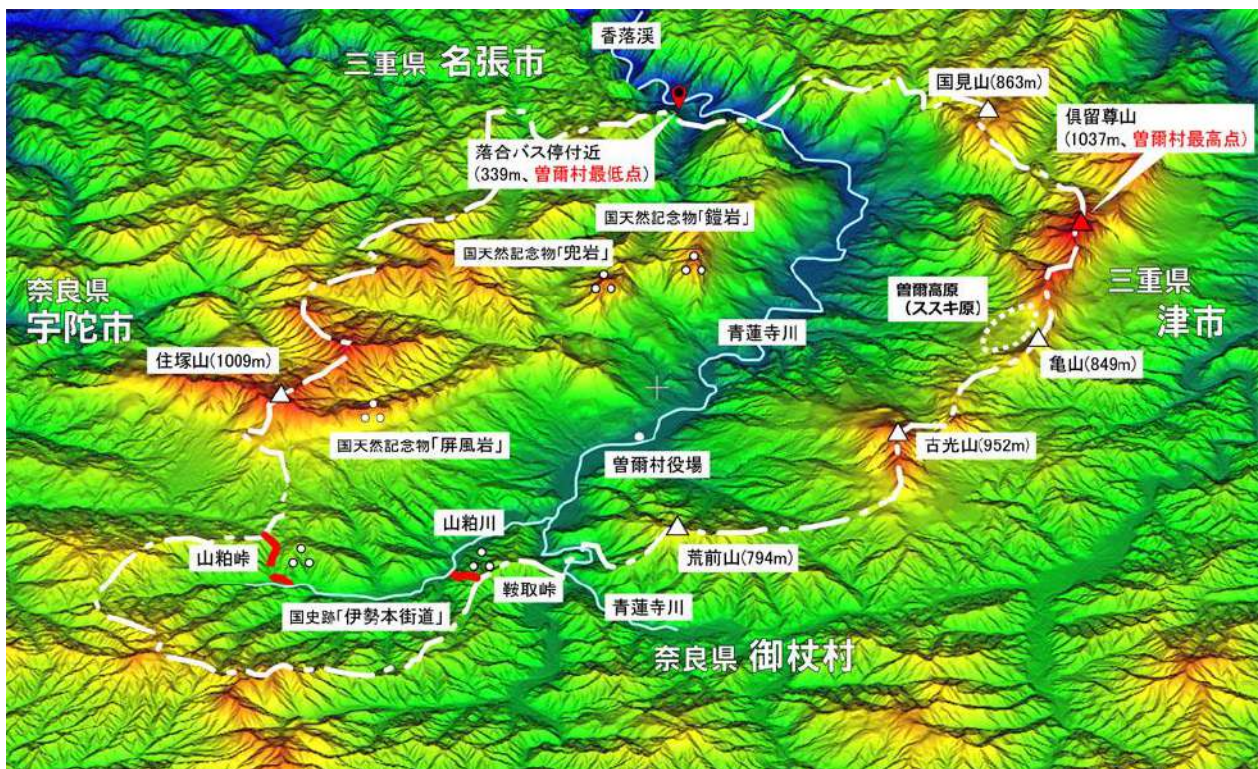


図 2 曾爾村の地形鳥瞰図(南から)

(3) 地質

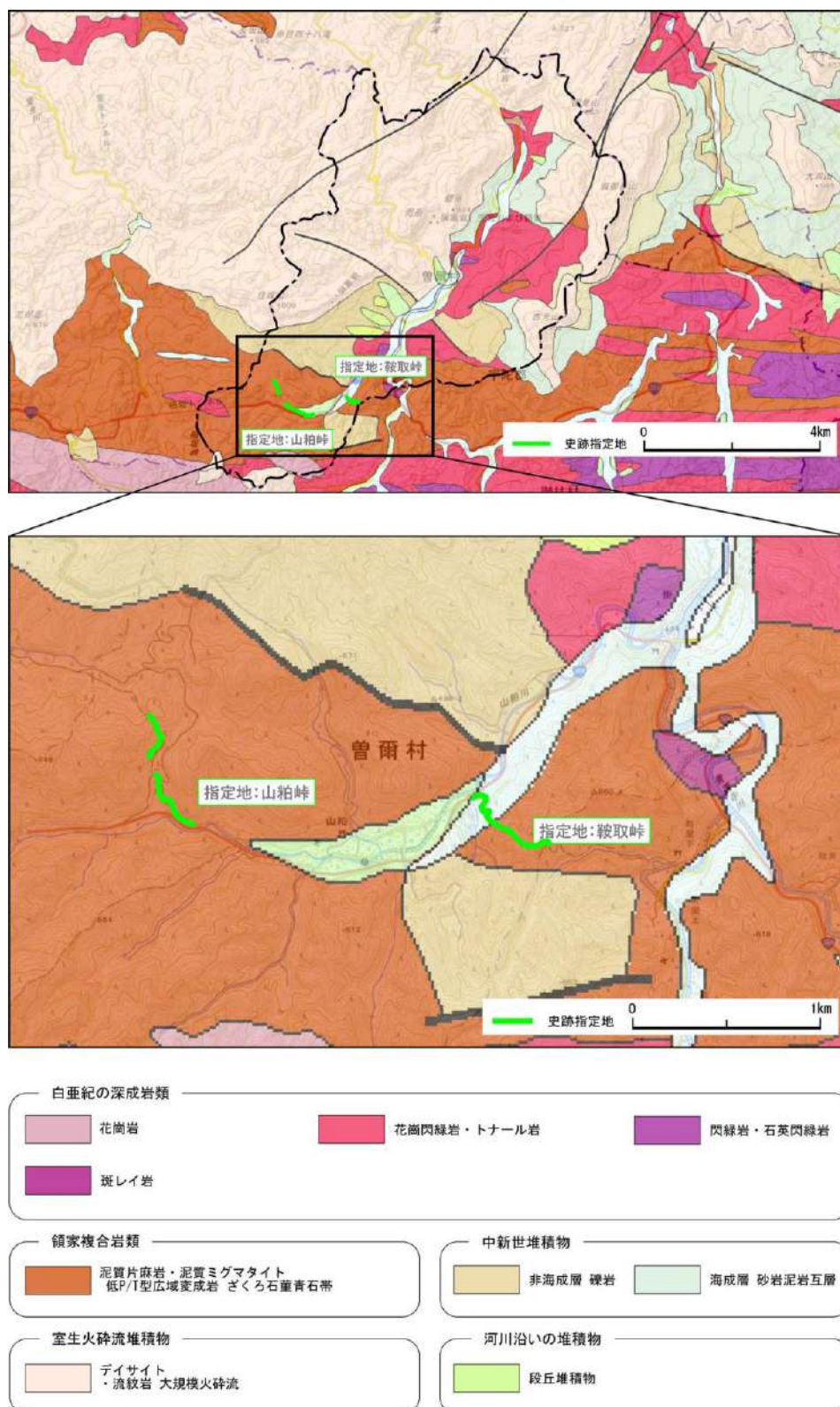


図3 曽爾村全体及び指定地周辺の地質図(地質図 Navi より加筆抜粋)

曾爾村周辺の地質は領家複合岩類・中生代白亜紀後期の深成岩類を基盤岩とし、曾爾村北部では新生代新第三紀中新世以降の堆積物である礫岩・砂岩・泥岩や室生火砕流堆積物などが基盤岩を広く被覆している。また、青蓮寺川などの河川沿いには小規模に段丘堆積物や河川堆積物が分布する。

本村の南部では基盤岩が直接露出しており、岩種は領家複合岩類に属する泥質片麻岩・泥質ミグマタイトや白亜紀後期の深成岩である花崗岩・花崗閃緑岩等を主体としている。

これに対して、中部～北部では基盤岩は青蓮寺川沿岸斜面の中腹以下に小規模に露出しているが、前述したようにデイサイトや流紋岩などを主体とする室生火砕流堆積物や非海成の堆積物である礫岩や砂岩泥岩互層が基盤岩を広く被覆している。

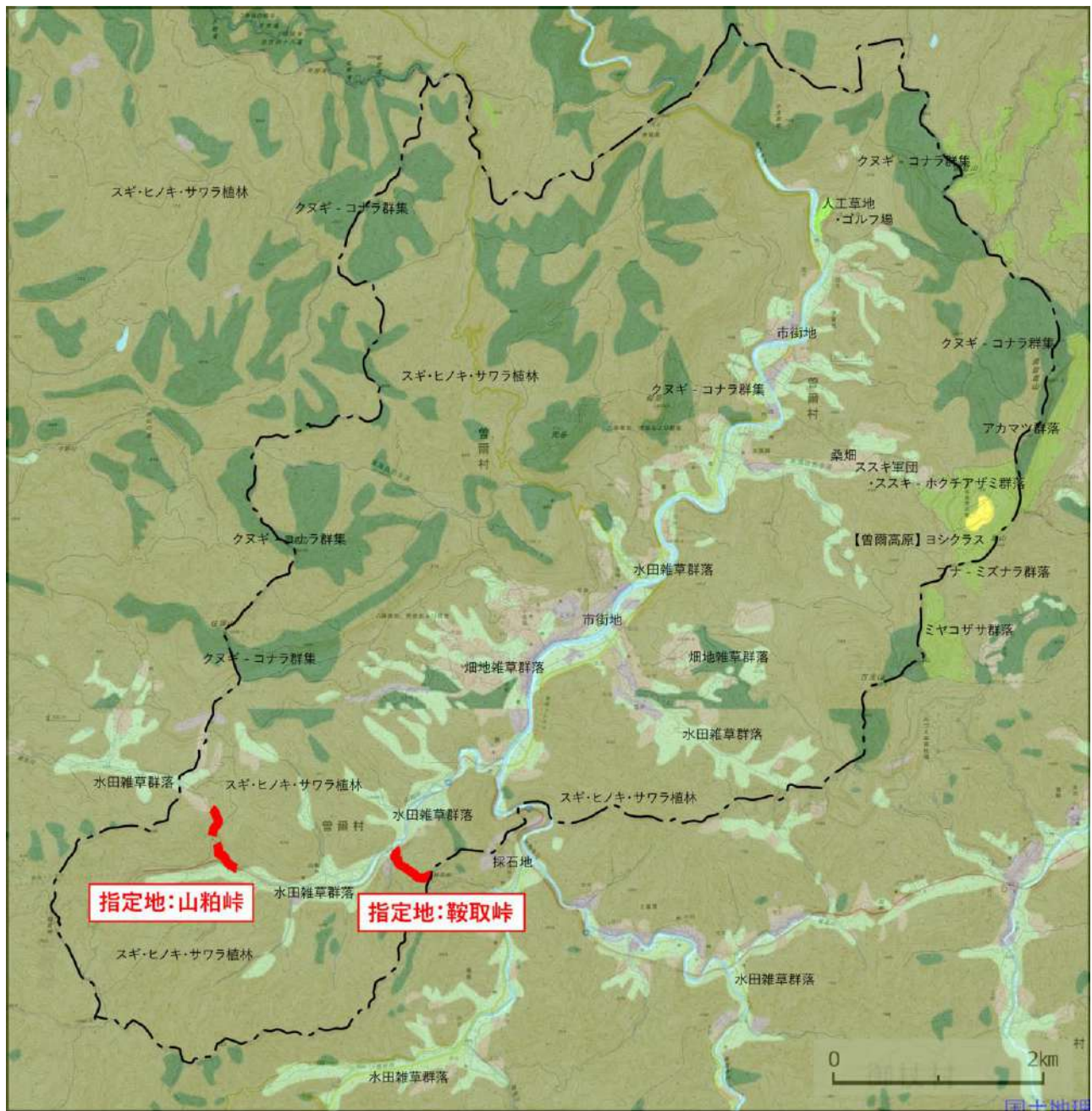
曾爾村最高峰の倶留尊山から青蓮寺川を挟んだ対岸に国の天然記念物に指定された鎧岩、兜岩と屏風岩がある。これらはこの室生火砕流堆積物である流紋岩質溶結凝灰岩が冷えて固まるときに形成された柱状節理である。火山活動が何回か繰り返されて形成されたと考えられている。

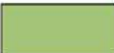
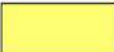
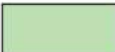
(4) 植生

伊勢本街道の道筋は山粕峠・鞍取峠ともに基本的に谷筋の斜面を登り尾根筋鞍部の峠へと続いている。現在、指定地両側の斜面にはスギ・ヒノキの植林地が広がる。しかし、谷側斜面には小規模な平坦地が幾重にも続いた水田跡を峠直下まで見ることができる。かつて村内各所の谷筋では、谷あいの清流を引き込んだ棚田が営まれていたが、昭和 30(1955)年代ごろから自給経済から商品経済へ生活様式が変化したことや国の造林施策の影響により水田からスギ・ヒノキの植林地へと転換されていった。

曾爾村における林野面積は全体の 86.4%を占める。そしてこれらの多くはスギ・ヒノキ・サワラの植林地である。その他の植生は、山頂や尾根周辺にはクヌギ・コナラ群落やブナ・ミズナラ群落、アカマツ群落が見られ、山麓には畑地雑草群落・桑畑などが広がっている。そして、青蓮寺川に沿った僅かな低地には水田雑草群落が見られる。曾爾高原にあるお亀池周辺にはススキ群落、ススキ・ホクチアザミ群落が広がり、池の低湿地はヨシクラスとなっている。

大阪市立大学の井上淳氏によると、曾爾高原お亀池周辺の湿原から堆積物を採取し微粒炭分析及び花粉分析を行った結果、おおよそ 7,000 年にわたって堆積したものであることが分かった。そして曾爾高原はかつて森林であったが、約 1,000 年前頃から山焼きが行われるようになり、その後も継続してススキを中心とする草原が維持されてきたとのことである。そのほか縄文時代早期末頃(約 7,000 年前)にも微粒炭が増加しており、周辺に縄文時代の遺物の散布が見られることから縄文時代の人々の活動に関連したものと考えている。また、京都府立大学の竹岡政治氏らのチームは、お亀池湿原の堆積物の花粉分析を行ない、晩氷期から現在にかけての森林の変遷を考察した。堆積物の放射性炭素による年代は、泥炭層の深度 220～230cm で約 3,900 年前、深度 281～284cm の火山灰層はアカホヤ火山灰であり、その年代は 6000～6500 年前との結果であった。これらのことより、晩氷期から現在にかけて 6 回にわたって森林型に変化のあったことが認められたとしている。



	スギ・ヒノキ・サワラ植林		ススキ軍団・ススキ・ホクチアザミ群落 ・ミヤコザサ群落・ブナ・ミズナラ群落
	クヌギ・コナラ群集		ヨシクラス【曽爾高原】
	水田雑草群落		市街地・造成地・採石地
	畑地雑草群落・桑畑		

参考資料：環境省 自然環境保全基礎調査 第5回植生調査(平成6～10年度)

図4 曽爾村の植生図

第3節 歴史的環境

(1) 曾爾村の歴史

曾爾の地は、私たちの祖先である先史時代の人々にとって漁労のできる河川と狩猟が可能な高原に恵まれた格好の居住地であった。そして、相当の期間とどまっても生活ができる恵まれた自然条件であったと考えられる。曾爾村には先人が残した遺物が発見されている。曾爾村史の編纂に伴う調査では大字伊賀見の「伊賀見弁天遺跡」では縄文時代早期の押型文土器、大字今井の「条ヶ本遺跡」では縄文時代前期の瓜形文土器が採集され、かつて縄文の昔からこの地で人々の生活が営まれていたことがわかった。その後も開発事業に伴う発掘調査が奈良県立橿原考古学研究所により実施され、太良路北ダイ遺跡では縄文時代中期中葉の竪穴住居跡、土坑、墓坑等の遺構とともに縄文土器・石鏃・石皿・台石・磨石・敲石・凹石・石錘・搔器・石棒・サヌカイト剥片等の遺物が確認され、大和高原における縄文集落の一端が明らかになった。また、久保川原遺跡や太良路南ダイ遺跡でも縄文時代早期後半の土器等が出土している。続く弥生時代にも人々の生活はあったが、平坦地の少ない地理的条件から水田耕作には適さなかったと考えられ、大きな集落遺跡等は発見されていない。

古墳時代の遺跡としては、村内に5基の古墳が存在する。中でも大字今井の集落の北側には3基の円墳からなる「楯岡山古墳群」が造られている。いずれも横穴式石室を埋葬施設とする。そのうち最も残りの良い3号墳の石室は、長さ3.55m、幅約1.5mの玄室に、長さ1.85m、幅約1.0mの羨道が取り付く。自然石を積み上げた石室内は、側壁がかなり内傾し天井部分では幅が狭くなっている。村史によれば、計郷塚(計郷遺跡)が径20m程度の円墳と推定されているほか、伊賀見字清水でも古墳の存在を思わせる石材が露出し、付近に須恵器が散布するとされている。

古代になり「ソニ」という地名が文献史料の中で初めて見えるのは『古事記』下巻、大雀命(おおささきの)〔仁徳天皇〕の条である。そこでは次のような説話を述べている。

「仁徳天皇が八田若郎女の弟、速總別(はやぶさわけ)の王を仲立ちとして、女鳥(めとり)の女王を娶ろうとした。しかし、女鳥の女王は、仁徳皇后、磐之姫(いわのひめ)の心が強いのを恐れて承諾しなかった。それどころか、速總別王の妻になってしまった。天皇は怒って、軍を發して二人を殺そうとした。二人は始め、倉橋山に隠れ、更に東方に逃れ、宇陀之蘇邇に至った時、軍に追いつかれ殺された。」

これと同じような話は「日本書紀」にも見られる。本居宣長は、『古事記』には「宇陀之蘇邇」と見えるので、『古事記伝』で「蘇邇は、大和国宇陀郡の東の極の山中にて、今の世、八村(掛、長野、小長尾、



図5 楯岡山古墳

今井、塩井、葛、太良路、伊賀見の八ヶ村)ありて、曾爾谷という。古の塗部(ぬるべ)の郷なりとぞ、伊賀、伊勢の近きところなり。」と言い、曾爾が漆部郷であるとしている。『大和志』にも「長野(以下、現在の曾爾村の八ヶ大字名を列举)の八村、塗部郷(ぬるべのさと)、曾爾谷と呼ぶ」と言っている。『日本書紀』用明天皇2年の條には、塗部造(ぬるべのみやつこ)という者の名が見える。塗部とは「ウルシ」の技術を持つ部民のことで、塗部造とはそのような部民を統括する役人のことである。古代、この曾爾にも「ウルシ」の技術を持つ人々が居住し、これを統括する役所が置かれ役人が住んでいたと考えられている。

平安時代、9世紀の初めに書かれた『日本霊異記』の上巻第十三話に「女人、風声(みさお)の行(わざ)を好み、仙草を食ひて、現身に天に飛ぶ縁」という題の漆部造に因んだ説話がある。その内容は、宇太郡の塗部(ぬりべ)の里の女人が日々水浴し、慎み深く宇陀の山野の野草を摘んで食べていたところ、孝徳朝の甲寅の年(654)に天女となって空を飛んだというものである。

中世の曾爾周辺は、吉野の南朝と伊勢の北畠氏を結ぶという交通上の要地にあたることから、周辺の在地武士たちは北畠氏とともに南朝方として活動することとなる。しかし、次第に宇陀の国人領主である澤氏・秋山氏が北畠氏の権威を後ろ盾に勢力を伸ばしていき、戦国期の曾爾周辺は両氏の勢力下にあったと考えられる。戦国期も終わりの永禄年間になると松永久秀による大和侵攻により澤氏は伊勢へ移り、秋山氏はその配下となった。しかし、松永が織田信長に反旗を翻し信貴山城で討たれると大和は筒井順慶の支配となった。松永氏滅亡後は、「宇陀三人衆」は元の地へ戻ることとなる。信長は伊勢攻略を進め北畠氏を降し、つぎに伊賀攻略を行った。澤氏・秋山氏は信長の子、織田信雄の軍に属し出陣している。その後、信長が本能寺で斃れた後、両氏は羽柴秀吉政権下では蒲生氏郷の配下となる。ところが

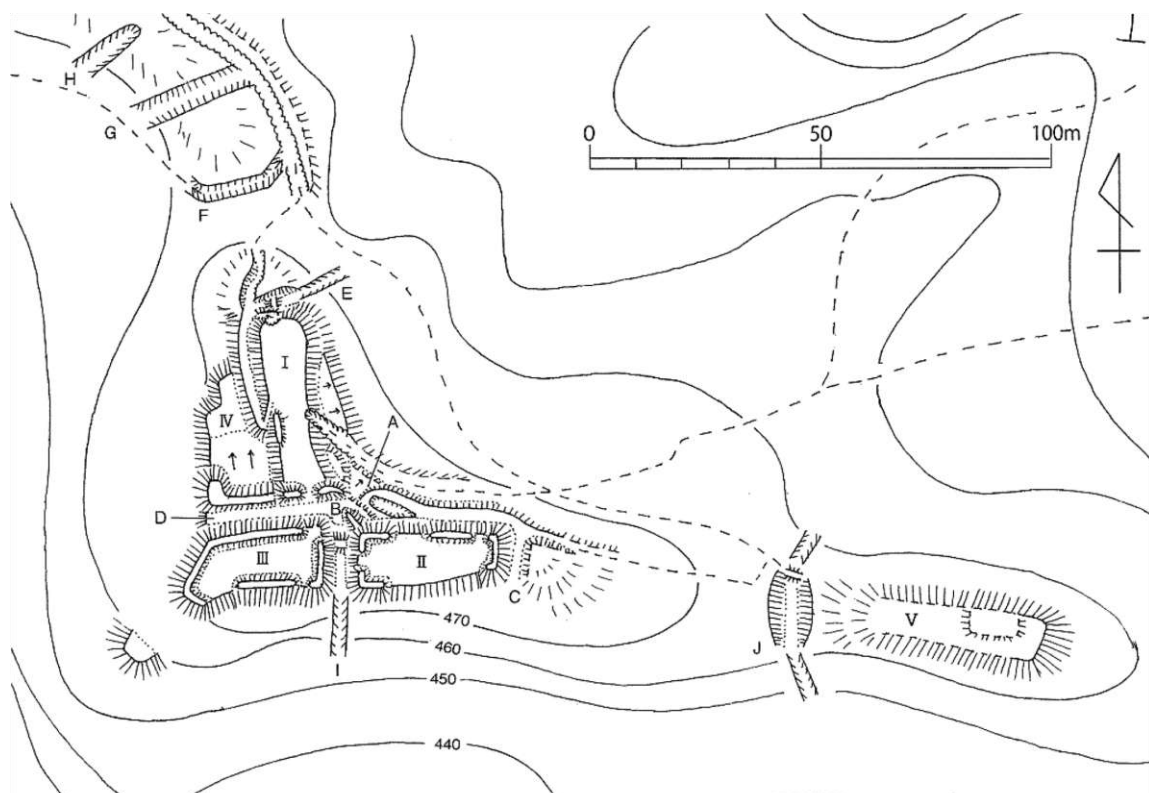


図6 曾爾今井城跡 縄張図(『【図解】近畿の城郭Ⅲ』より)

大和を領した筒井氏が伊賀に転封され、伊藤掃部の入部とともに在地武士が一掃され、澤氏・秋山氏も追われることとなった。これまで曾爾周辺は澤氏・秋山氏の支配で動くことが無かったが、両氏の一掃により支配は大きく変わった。以後、加藤光泰、羽田正親、多賀秀種ら秀吉・秀長配下の大名が宇陀を知行することとなる。

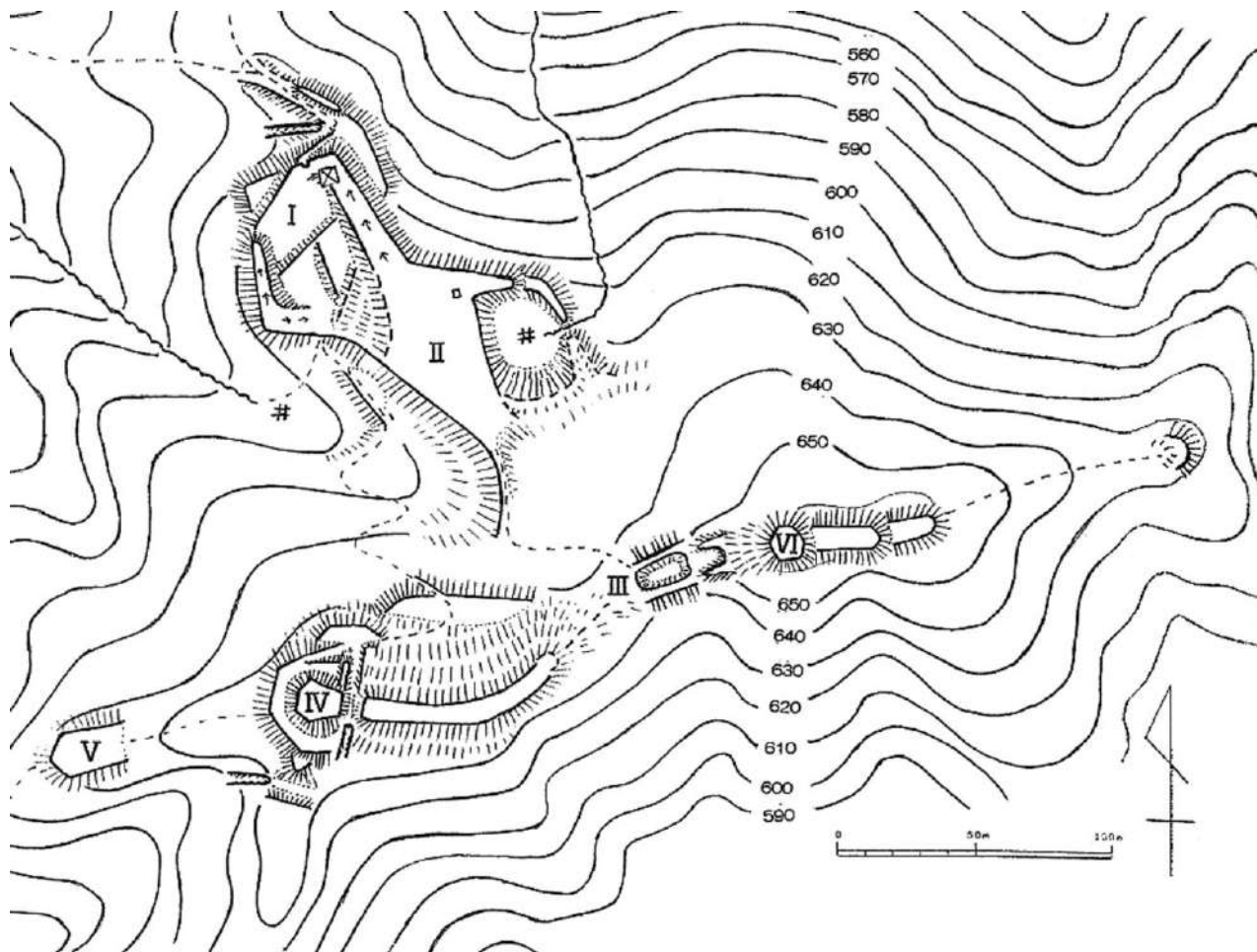


図7 八辻城跡 縄張図(『【図解】近畿の城郭Ⅰ』より)

曾爾村には中世～戦国時代に築かれたと思われる城館がいくつか残されている。大字今井の曾爾今井城跡、大字掛の掛城跡、八辻城跡などである。鞍取峠の北東にある八辻城については、永禄年間(1558～1570)に伊勢の北畠具教が来攻し落城したとされ、また天正4(1576)年、織田信長により滅ぼされた伊勢国司家の再興に起った北畠具親に与した御杖村桃股の三田氏が籠るも、織田方の宇陀の秋山氏・澤氏に攻められ落城したと『伊勢国司記略』に見える。

これら中世以降の村内の遺跡についても奈良県立橿原考古学研究所により発掘調査が実施されており、小長尾遺跡では14世紀中葉の石組土坑・方形土坑・石列・ピット等が検出され、土師器・瓦器・青磁等が出土している。これらは屋敷地に関連する施設であると考えられている。その他太良路北ダイ遺跡・太良路南ダイ遺跡・久保川原遺跡・新山遺跡・念仏堂遺跡・小長尾クダシ遺跡・掛中切遺跡などからも中世の遺物が出土している。

関ヶ原の戦いの後は、福島孝治が当地に入るが、元和元(1615)年に改易となる。その後、宇陀郡は織田信雄が治めることとなるが、元禄 8(1695)年に丹波国柏原に移封される。このように戦国期から近世初頭にかけて宇陀の領主は目まぐるしく替わり、曾爾の支配もその都度替わってきた。しかし、織田氏の移封後は幕府領となり幕末を迎えた。

明治になり曾爾は廃藩置県によりその所属が紆余曲折したものの、明治 20(1887)年奈良県に属することとなり、明治 22(1889)年 3 月市制及び町村制の施行により掛・長野・小長尾・今井・塩井・葛・太良路・伊賀見の 8 ヶ村が合併願いを提出し曾爾村となった。8 ヶ村はそれぞれ大字となった。また、同年 6 月には村議会議員選挙が実施され、12 名の議員が選出された。

昭和 28(1953)年の町村合併促進法の施行を受け、昭和 29(1954)年 10 月に室生村に属していた大字山粕が曾爾村に編入され、現在の 9 つの大字による曾爾村となり現在に至っている。

(2) 曾爾村の民俗文化財と天然記念物

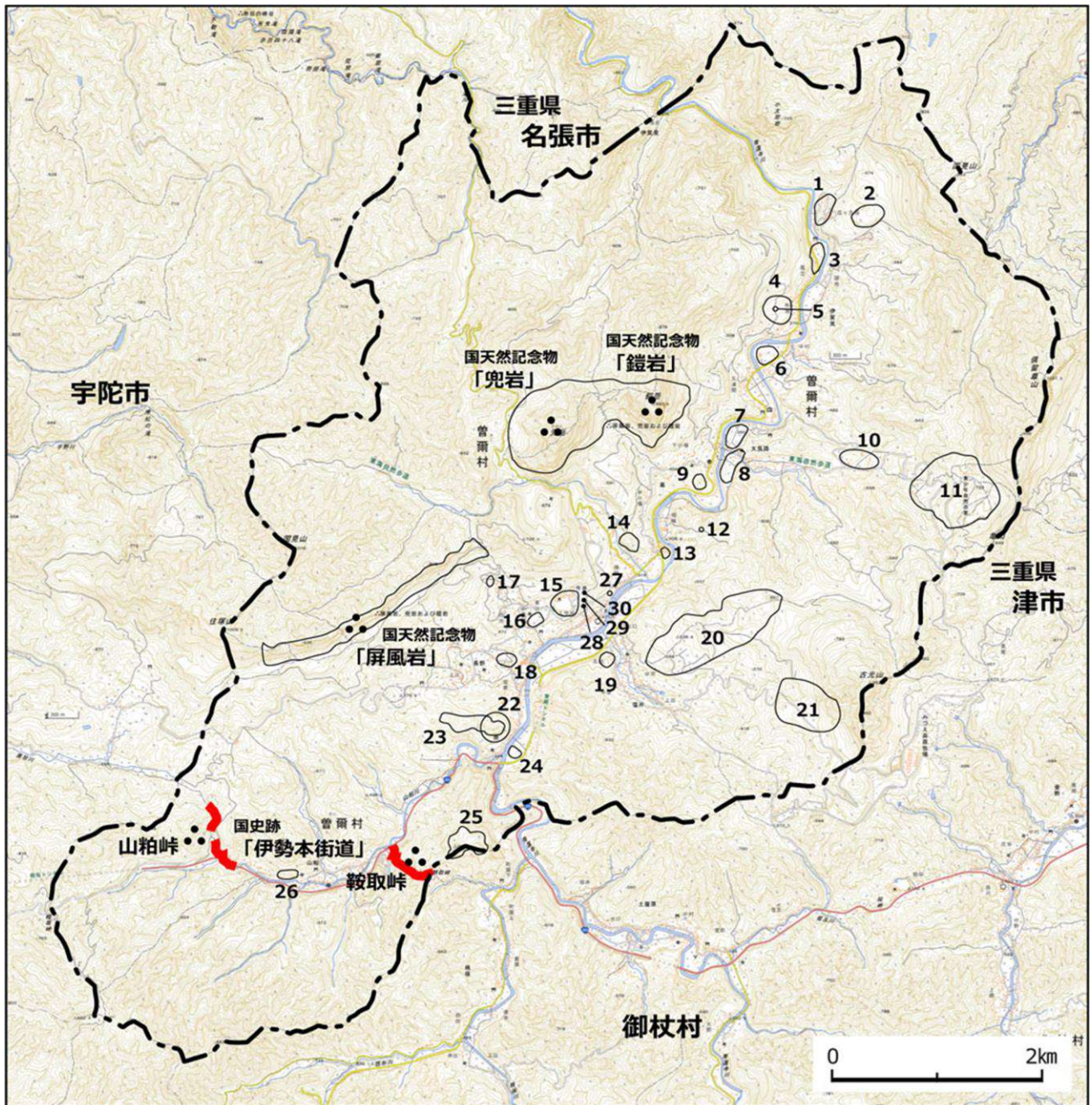
大字今井の門僕神社は、雄略天皇の御代からあるという由緒ある古社で曾爾村 8 大字の氏神である。ここでは「曾爾の獅子舞」が 10 月の秋祭りのときに奉納される。この獅子舞は享保 5(1720)年頃から受け継がれた歴史を持ち、奉舞・神楽舞・悪魔払・参神楽・獅子踊り・接ぎ獅子・荒舞という演目の種類の豊富さと質の高さが評価され、昭和 54 年(1979)に奈良県無形民俗文化財の指定を受けた。

また、門僕神社の境内には高さ約 35m、幹回り約 3m の「御葉付きイチョウ」と言われる大きなイチョウがある。このイチョウは葉の縁に種子(銀杏)を付けるという特徴があり珍しいもので、種子植物がシダ植物の特徴を持つということより、昭和 32 年に奈良県天然記念物に指定されている。

大字葛にはカヤの木が群生している。それらは通常のカヤの種子とは異なり、外殻に左巻きの波紋状のスジがありヒダリマキガヤと呼ばれている。植物の進化を考える上で重要な植物群落であることより、昭和 32(1957)年に「ヒダリマキガヤ群落」として奈良県天然記念物に指定されている。



図 8 県指定無形民俗文化財『曾爾の獅子舞』



- 1.めたじり遺跡 2.丸瀬遺跡 3.伊賀見弁天遺跡 4.遺物散布地(104-0003) 5.古墳・横穴墓(104-0004) 6.久保川原遺跡
 7.太良路北ダイ遺跡- 8.太良路南ダイ遺跡 9.ヒダリマキガヤ群落(県天然記念物) 10.太良路大口遺跡 11.遺物散布地(104-0008)
 12.計郷遺跡 13.新山遺跡 14.今井城跡 15.今井・小長尾遺物散布地 16.長六谷遺跡 17.小長尾クダシ遺跡 18.黒岩遺跡
 19.念仏堂遺跡 20.条ヶ本遺跡 21.古光山遺跡 22.掛城跡 23.遺物散布地(105-0193) 24.掛中切遺跡 25.八辻城跡(桃俣城)
 26.上山遺跡 27.御葉付イチョウ(県天然記念物) 28.楯岡山3号墳 29.楯岡山2号墳 30.楯岡山1号墳

図9 曽爾村内の遺跡地図

第4節 社会的環境

(1) 人口

① 人口・世帯数の推移

本村の令和2(2020)年10月1日時点の人口(国勢調査)は、1,295人で、平成2(1990)年の2,743人から一貫して減少している。

また、世帯数、1世帯当たりの人員についても減少傾向にあり、令和2(2020)年の世帯数は593世帯、1世帯当たりの人員は2.18人となっている。これも平成7年より29世帯減、0.31人減である。

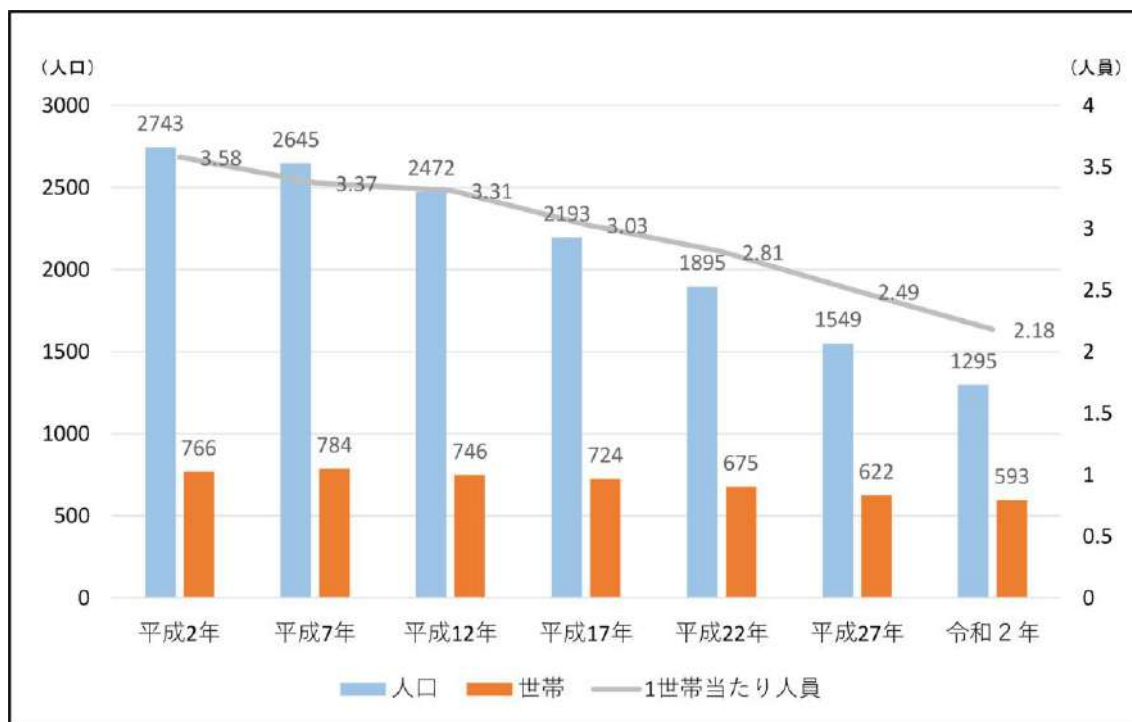


図10 人口・世帯数等の推移

② 年齢構成別人口の推移

年齢構成別人口をみると、令和2(2020)年10月1日時点で年少人口(0-14歳)は6.6(7.0)%、生産年齢人口(15-64歳)は41.9(48.4)%、老年人口(65歳以上)は51.6(44.7)%となっており、少子高齢化が進行している。(※ かっこ内は平成27年度調査結果)

表2 年齢3区分別人口の推移(単位：人)

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
15歳未満	472	387	306	186	124	108	85
15歳～64歳	1693	1549	1425	1239	1050	749	542
65歳以上	578	709	741	768	721	692	668
合 計	2743	2645	2472	2193	1895	1549	1295

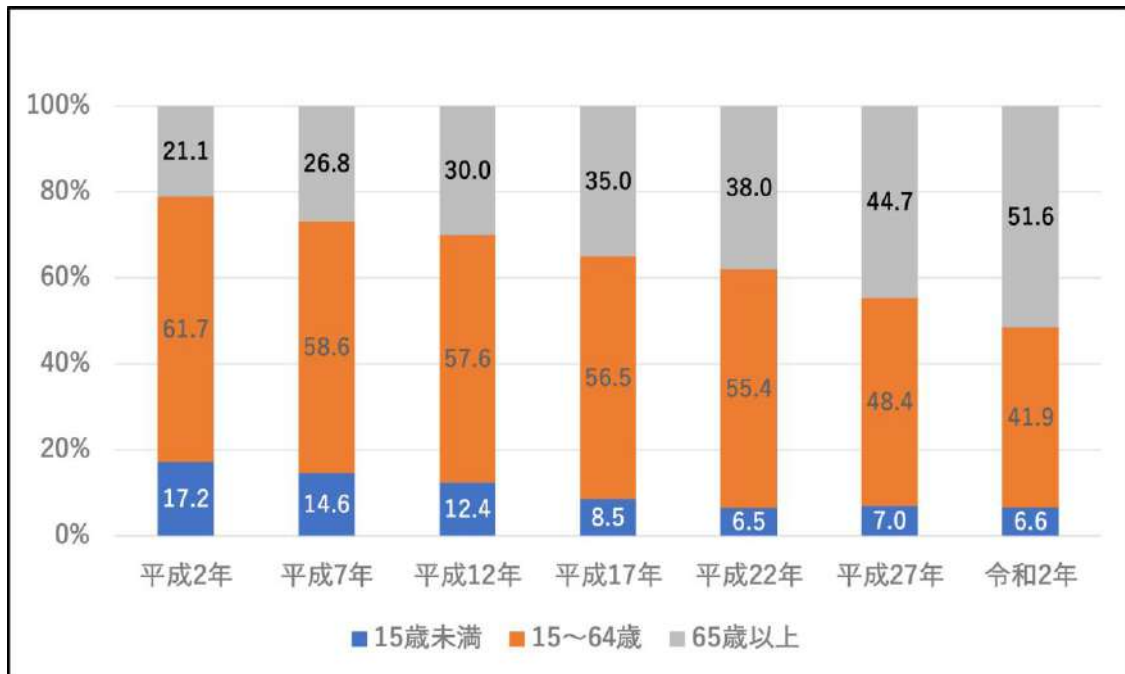


図 11 年齢 3 区分別人口の推移の割合

(2) 土地利用

曾爾村の総面積は約 4,776ha であり、土地利用別の面積は森林が全体の約 86.5%を占め、次いで田畑等の農地が 2.5%、宅地が 0.8%である。平成 25(2013)年度と令和 3(2021)年度の土地利用状況を比較では田畑の割合が 3.3 ポイント減少しており、耕地面積が半減以下と大幅に縮小している。

史跡指定地の周辺はスギ・ヒノキの植林地となっている。

表 3 平成 25 年度、令和 3 年度の土地利用状況

	田畑	森林	宅地	その他	合計(ha)
平成 25 年度	279	4,130	39	328	4,776
令和 3 年度	119	4,133	39	485	4,776

また、村内の建物の利用状況については、令和 3(2021)年度の空家率が 17.3%となっている。これは奈良県内全体が 9.9%であることから比しても多い。また、平成 25(2013)年度が 9.1%であったことと比べても増加している。特に令和 2(2020)年度から大きく増加している。

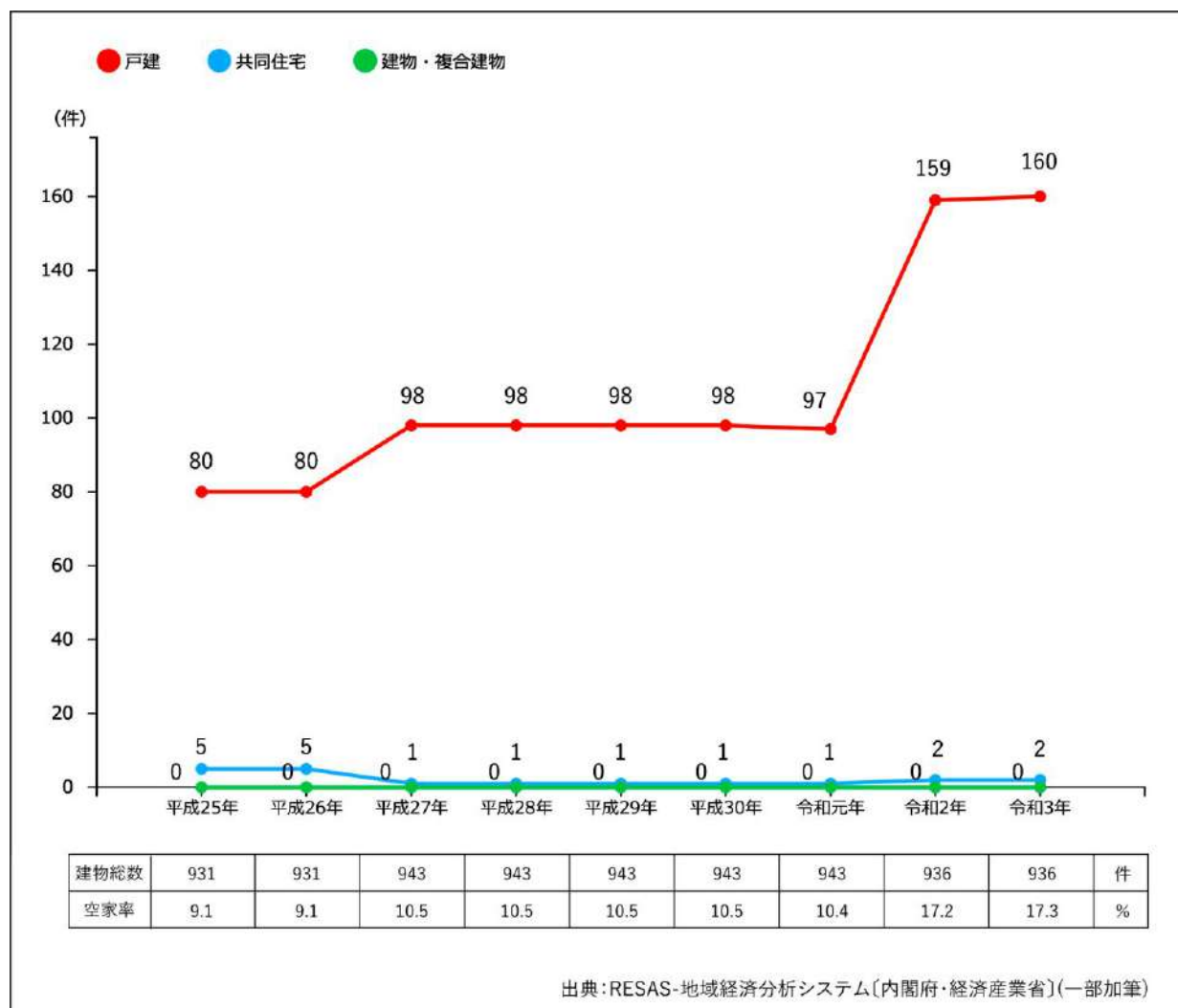


図 12 曽爾村の空き家数と空き家率の推移

集落の状況は、若者の流出による後継者不足、一人暮らしや夫婦のみなどの高齢者世帯が増加しており、限界集落に近づきつつある。空き家の増加は景観の悪化と防犯力の低下、集落機能の維持、農地の荒廃、森林荒廃による災害の危険などにつながり懸念されている。

曽爾村では、田舎を選択する都市住民、または「自然豊かな環境の中で子どもをのびのびと育てたい」という都市住民が増加する傾向もあり、新たなライフスタイルを実現する場として、これら UJI ターン者の受け入れや若年者の定住促進を図るため様々な施策を展開している。

●施策

- ・新村民の受入体制の整備
- ・受入情報の発信
- ・若者や高齢者の定住化を促進
- ・若者定住促進住宅の整備
- ・空き家情報バンク制度の充実

(3) 産業

① 農業

曾爾村は、標高約 450m に位置することから水稻、トマト及びほうれん草などの高原野菜を基幹作物として取り組んでおり、総土地面積 4,776ha のうち 119ha が耕地面積であり、水田が 85ha、畑地が 34ha となっている。(引用文献：令和 2(2020)年農林業サンセス)

しかし、総農家数及び耕地総面積も年々減少するとともに、販売農家も減少傾向にあることから農業労働力は高齢化の傾向が顕著となっている。

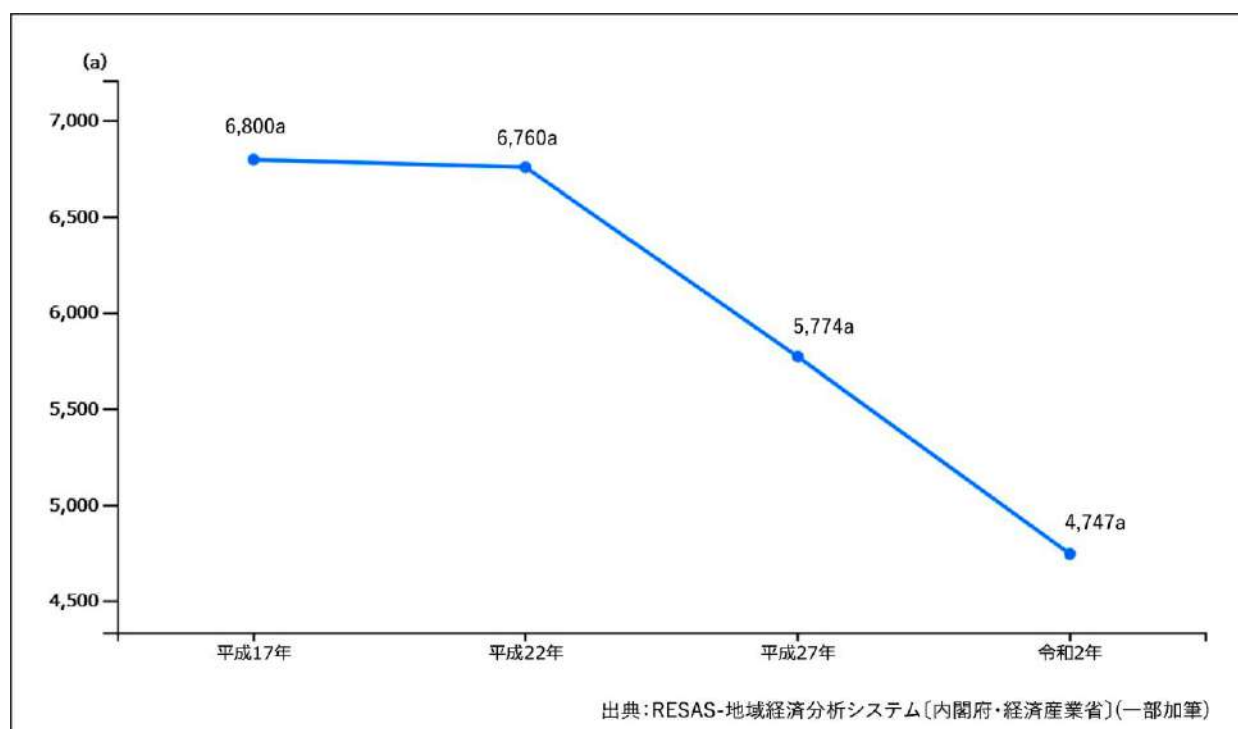


図 13 経営耕地面積

② 林業

曾爾村の林野面積は 4,128ha で、総土地面積の 86.4%と村の大部分を占めている。保有山林面積※1 平成 27(2015)年が 1,542ha であったのに対し、令和 2(2020)年には 1,020ha と大幅に減少している。また、林業総収入も同じく平成 27(2015)年の 8,750 万円から令和 2(2020)年は 3,025 万円と減少している。

令和 3(2021)年の林業生産高は 3,342 m³で、その内材木が 398 m³、バイオマスが 2,944 m³であった。

※ 1 保有山林面積：世帯または会社等が単独で経営できる山林の面積。

所有山林－貸付山林＋借入山林＝保有山林

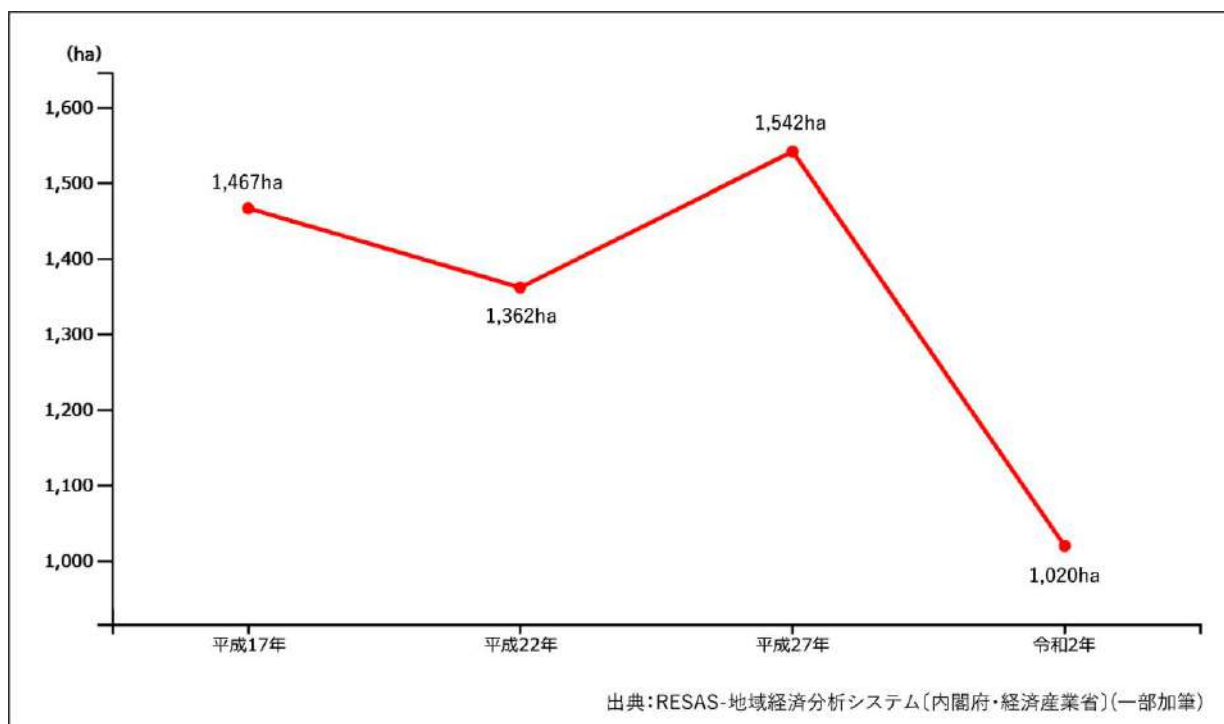


図 14 保有山林総面積

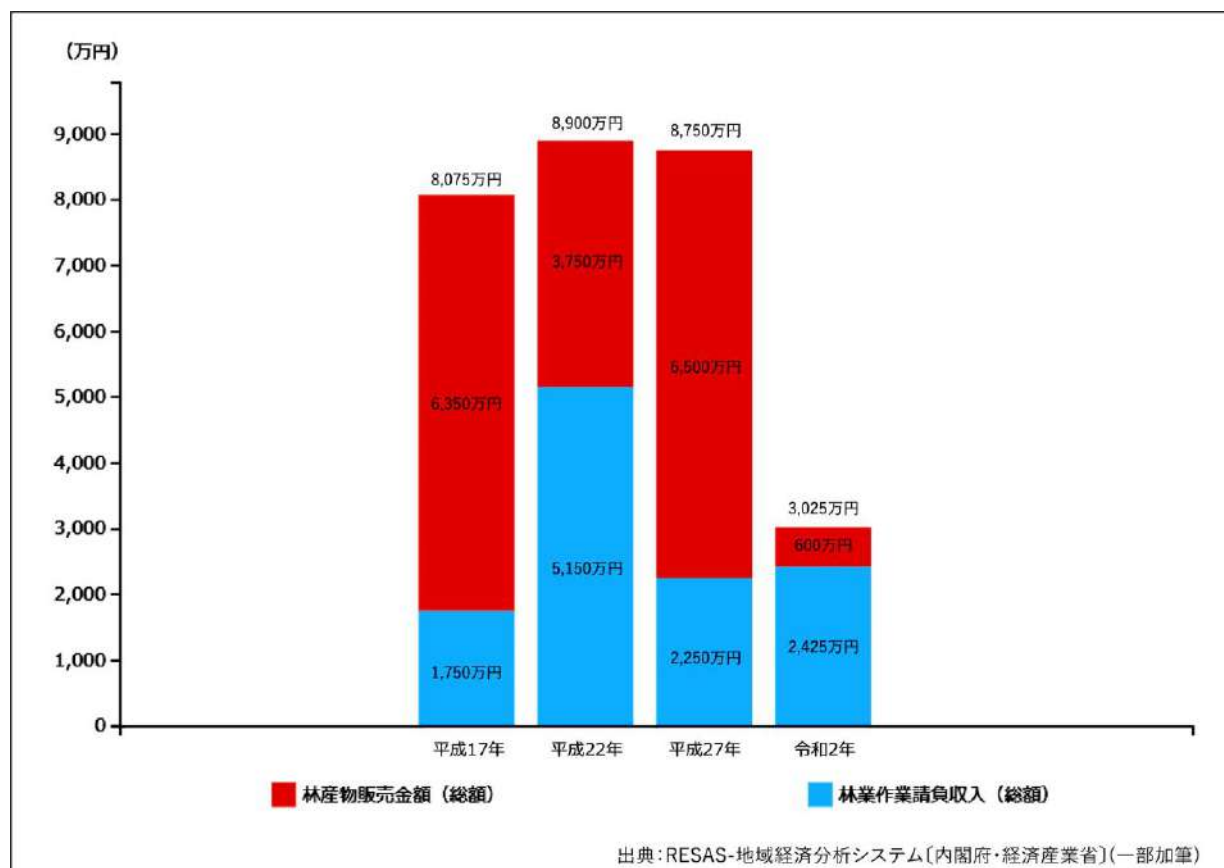


図 15 林業総収入

③ 観光業

曾爾村は、NPO 法人「日本で最も美しい村」連合に登録された地域資源である「曾爾高原」を中心とした観光施策を推進している。村内には室生火山群に属する鎧岩、兜岩、屏風岩等柱状節理の美景を有し、それらは国の天然記念物に指定され観光資源ともなっている。また、東海自然歩道の一部であるハイキングコース、サンビレッジ曾爾オートキャンプ場、テニスコート、温泉施設等様々な観光施設もある。また、国立曾爾青少年の家があり野外活動の拠点として多くの利用がある。

曾爾村には、年間約 52 万人の観光客が曾爾高原をはじめとする自然景観を求めて来訪している。林種転換や自然景観の保持、森林セラピー、トレッキングコースの整備などを推進するとともに、近隣市町村と広域連合を視野に入れた観光の推進で新たな観光客の確保に努めている。こうした取り組みを展開するため情報の発信基地の整備を進めている。また、景観特別区を定め電柱電線の埋設化も進めている。

● 施策

① 観光情報発信基地の整備

- ・ 観光情報発信基地の整備
- ・ 訪日外国人等観光客の誘客のための組織及び観光商品づくり
- ・ 住民、小中学校等への外国語教育の充実
- ・ 電動アシスト自転車等のレンタルの推進

② 林種転換などの里山再生支援

- ・ 賛同する企業と連携して漆やキハダ等広葉樹林への林種転化及び景観づくり
- ・ 自伐林家の育成
- ・ 耕作放棄地等を活用した景観づくり

③ 観光資源の保全

- ・ 賛同する企業と連携して曾爾高原のススキをはじめとした豊かな観光及び自然資源の継承
- ・ 賛同する企業と連携して新たな観光資源の開発
- ・ 賛同する企業と連携して獅子舞(県指定無形民俗文化財)をはじめとした伝統文化の継承

■ 曾爾村の指定文化財一覧

国指定文化財

区 分	名 称	所在地	指定年月日
史 跡	伊勢本街道	曾爾村大字山粕	令和 3 年 10 月 11 日
天然記念物	屏風岩、兜岩および鎧岩	曾爾村	昭和 9 年 12 月 28 日

県指定文化財

区 分	名 称	所在地	指定年月日
無形民俗	曾爾の獅子舞		昭 54 年 3 月 23 日
天然記念物	御葉付イチョウ 1 株	曾爾村大字今井	昭 32 年 6 月 13 日
天然記念物	ヒダリマキガヤ群落	曾爾村大字葛	昭 32 年 6 月 13 日



図 16 曽爾村観光マップ

④ 商工業

曽爾村の商工業は、建設業が 28 社(26.2%)と最も多く、卸売業・小売業が 24 社(22.4%)、製造業が 18 社(16.8%)と続く。製造業の内容は、かつては小規模企業又は家内工業の形で竹材加工、縫製加工業、メリヤス加工業、スリッパ製造業が主体であったが、昭和 55 年以降プラスチック加工、竹材加工、素麺生産が中心であり、そして野菜等を加工した製造業も起業されている。

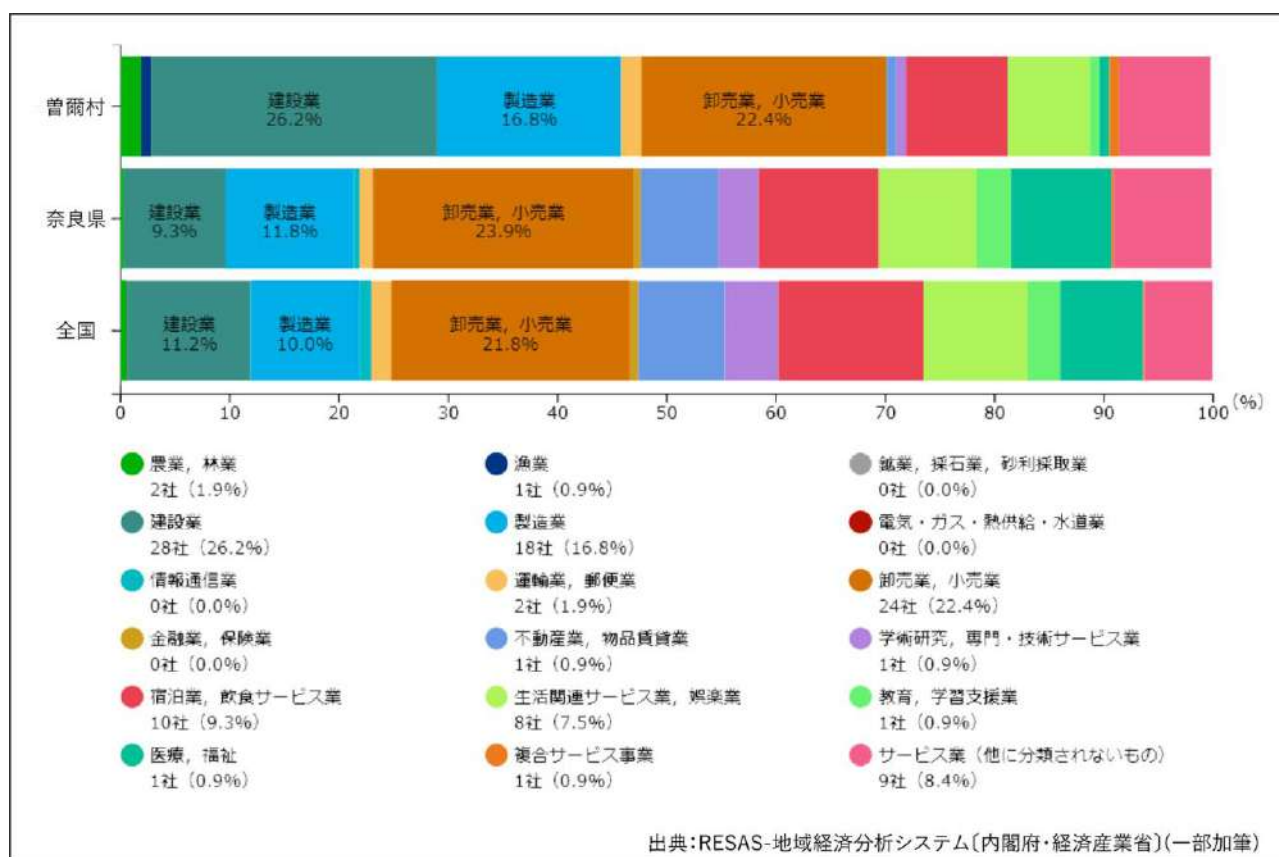


図 17 曽爾村の産業構造

(4) 道路・公共交通機関

曽爾村の幹線道路は、国道 369 号、県道名張曽爾線(81 号)、県道赤目掛線(784 号)の 3 路線であり、地域の産業、観光の振興及び住民の生活道路として年々整備が進められている。

曽爾村から国道 369 号を利用して桜井市まで 37km、また、三重県名張市へは県道名張曽爾線(81 号)が 17km で結ばれている。国道 369 号については、トンネル整備等により時間的及び経済的に著しく改善されたものの、一部において改良が必要なところもあり、また弁財天トンネル付近の落石や雪寒対策など、関係機関と連携して措置を講じる必要がある。県道名張曽爾線(81 号)は、村の主要な経済路線のみならず、東海方面からの観光客のアクセス道としても大動脈となっている。村道、農道及び林道については、過疎対策事業により、その整備を行っている。

曽爾村の公共交通は、路線バスの三重交通バス、奥宇陀わくわくバスが運行されており、高齢者の通院、高校への通学などにとって重要な交通手段となっている。しかし、各家庭の自家用車の利用が増えバス利用客が年々減少している。そのため便数が減っている状況である。

なお、村内に鉄道施設はなく、近畿日本鉄道榛原駅と名張駅が最寄りの駅として利用されている。

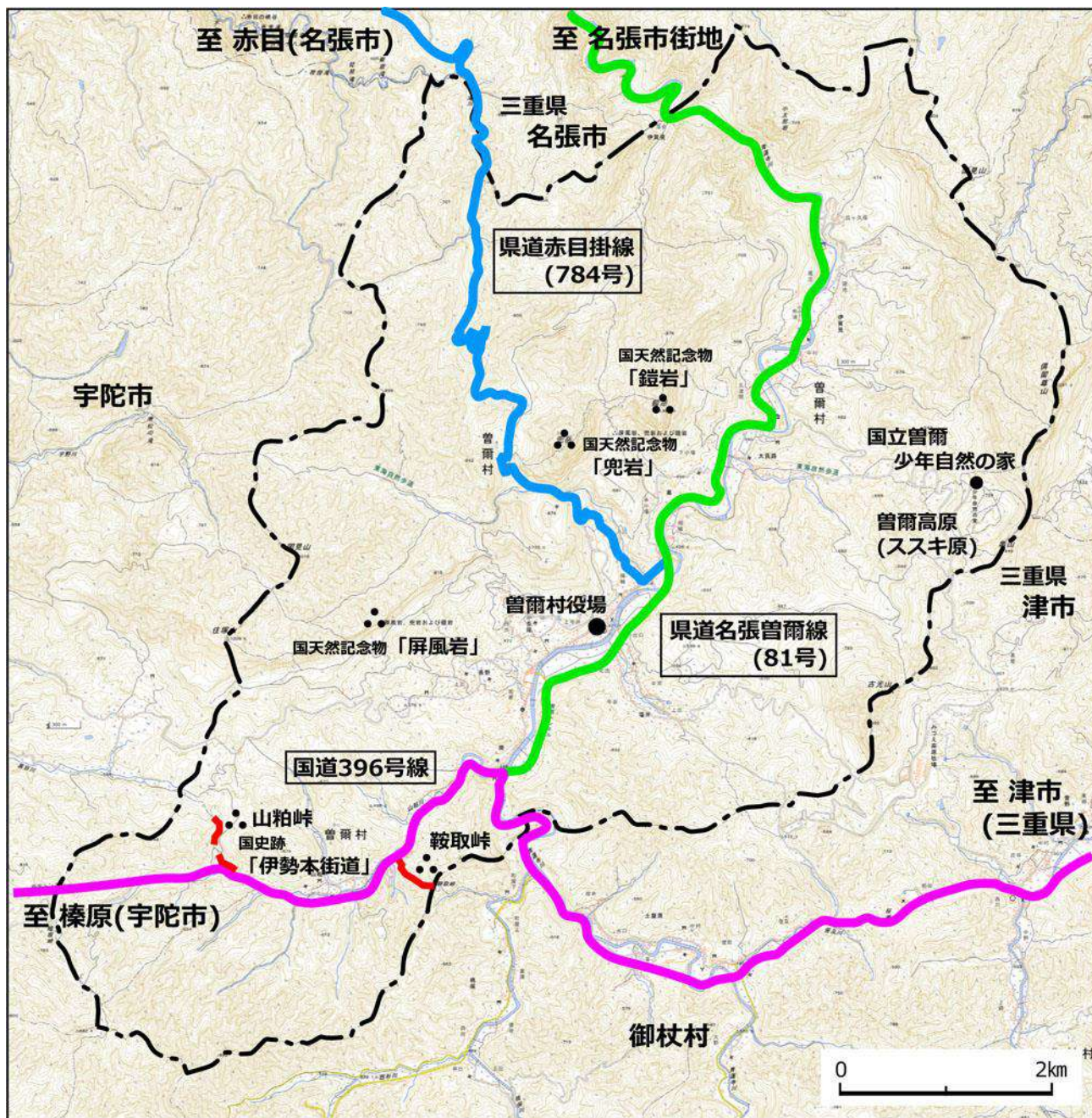


図 18 曽爾村内の主要道路

第3章 史跡伊勢本街道の概要

第1節 指定に至る経緯

村内における「伊勢本街道」は、西は宇陀市との境界である「山粕峠」から山粕集落を抜け、東の御杖村の境との「鞍取峠」までである。このうち両峠の麓の山粕集落内は昭和47(1972)年頃より道路の改修が行われ、幅員拡張、アスファルト舗装化され、現在はかつての姿を留めていない。山麓から峠までの山林内の道については、林業従事者や旧街道を巡るハイカーの利用があることより地域の方々や行政による管理が行われその景観が保たれてきた。

しかし、この峠道についても、そのコースの改修・新設、モータリゼーションの進行により利用する人も減少し、近年は自然災害等による路肩の崩壊、倒木などにより、街道としての機能は著しく低下し、歩行困難な状態であった。地元山粕地区からの強い要望もあり、早急な改修・整備が望まれてきた。

曾爾村では、伊勢本街道「山粕峠」「鞍取峠」を文化財として保護し、将来国の史跡指定を目指すとともに、観光資源として活用することによる地域の活性化・振興を図るため、国の「歴史の道整備活用推進事業国庫補助金」を活用し、平成28(2016)年度より2ヶ年の計画(のちに延長し3ヶ年)で整備事業を実施することとなり、測量調査、発掘調査、道の補修、休憩施設・説明板の設置などを行った。

また、伊勢本街道に関する調査等については、奈良県教育委員会が昭和59(1984)年度に実施した『奈良県歴史の道調査－伊勢本街道－』があり、伊勢本街道及び周辺の文化財について詳細な調査を行っている。また、前述した平成28(2016)年度及び29(2017)年度には「歴史の道整備活用推進事業」の一環として奈良県立橿原考古学研究所による発掘調査が実施され、旧道の幅員や峠の茶屋跡の遺構を確認している。曾爾村では、これまでの経緯と上記調査の成果、そして現況について『伊勢本街道調査報告書－山粕峠・鞍取峠－』にまとめ、平成31(2019)年3月に刊行した。

以上のように伊勢本街道は、参詣または巡礼の経路としてその信仰の拡大とともに順次整備されていったものの、残念ながら時代の変化とともに街道としての景色も姿を変えてしまった。しかし、この峠越えの地道は、明治25(1892)年に大日本帝國陸地測量部によって作成された地形図(旧版地図)にも記載されており、現在のルートと比較しても大きく変化していないことが確認でき、自然の地形を生かした道の線形・地道等の路面の形態・道の両側の地形など、歴史的な道としての形態が遺存しており、今となっては往時の姿を留める数少ない場所といえる。

これらのことより「伊勢本街道」は、近世における伊勢信仰及び参詣の様相を明らかにする貴重な遺跡であることから令和3(2021)年10月11日に国史跡に指定された。



図19 鞍取峠への上り道

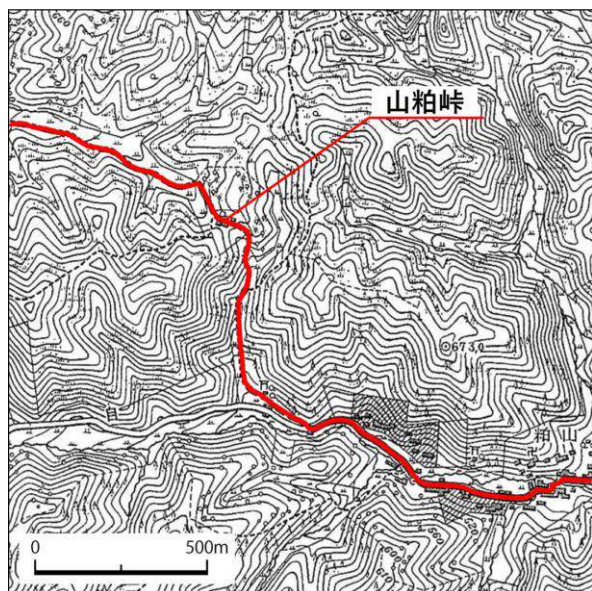


図 20 旧版地図(山粕峠部分)

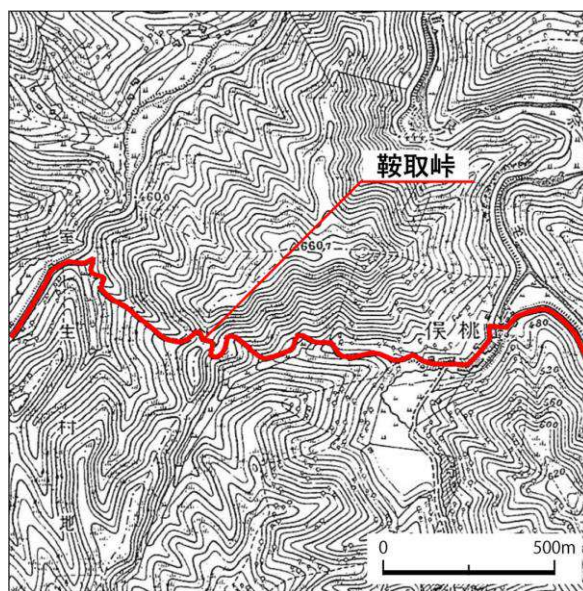


図 21 旧版地図(鞍取峠部分)

第 2 節 指定の状況

(1) 史跡指定告示

○ 令和 3 年 文部科学省告示第 164 号(※ 当該部分抜粋)

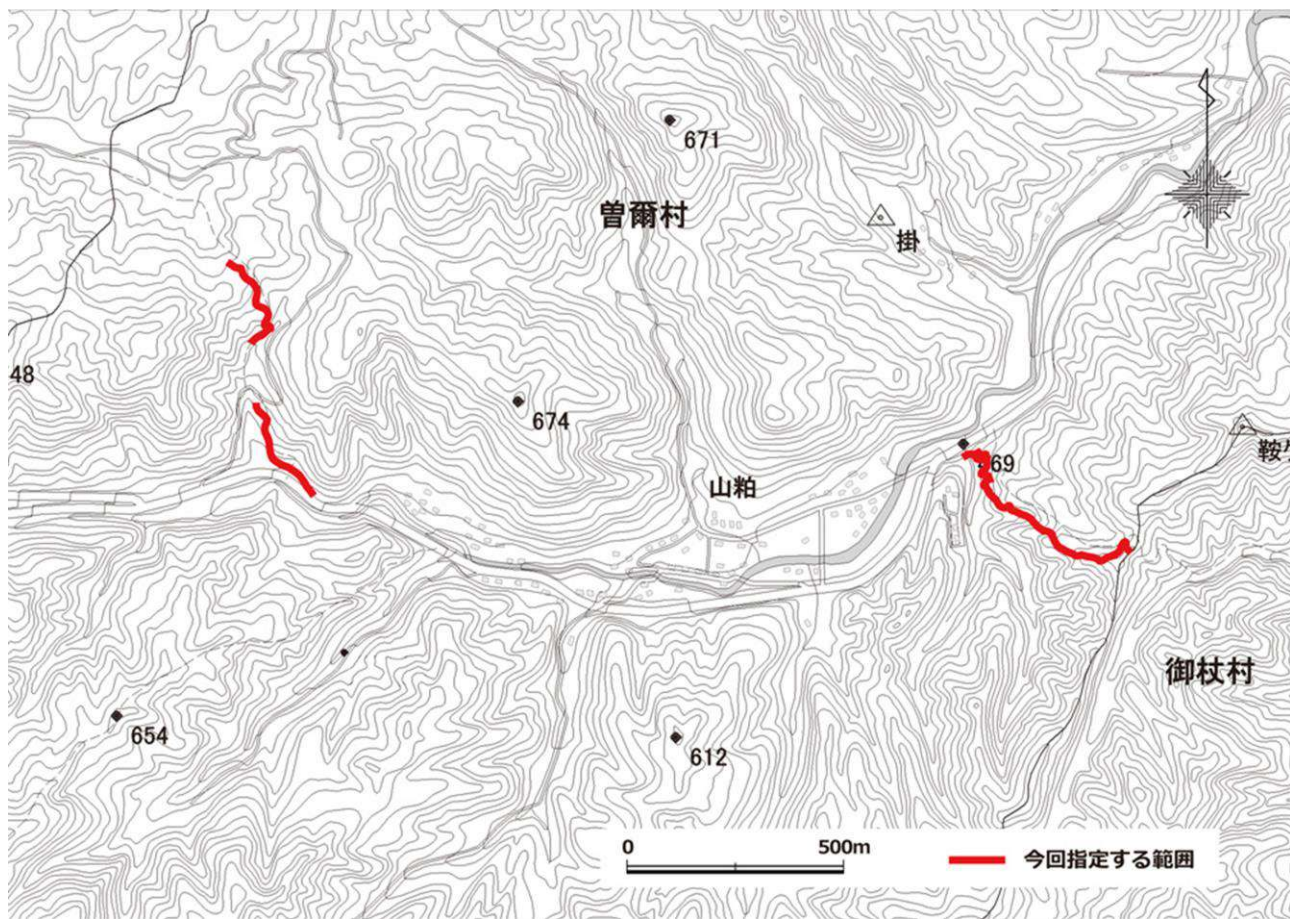
文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 109 条第 1 項の規定により、次の表に掲げる記念物を史跡に指定したので、同条第 3 項の規定に基づき告示する。

令和 3 年 10 月 11 日

文部科学大臣 末松 信介

種別	名 称	所在地	地 域
史跡	伊勢本街道	奈良県宇陀郡曽爾村	参考図のとおり 備考 参考図の詳細は奈良県文化財担当部局及び曽爾村文化財担当部局に備え置いて縦覧に供する。

※ 内容は官報告示の表記のまま。ただし横書きに編集。



史跡 伊勢本街道 指定地域参考図

種別：史跡

名称：伊勢本街道

指定基準：二 貝塚・集落跡・古墳その他この類の遺跡

特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準(昭和 26 年 5 月 10 日文化財保護委員会告示第 2 号、平成 7 年 3 月 6 日一部改正文部省告示第 24 号)による。

所在地：下記のとおり

【山粕峠】 奈良県宇陀郡曾爾村大字山粕 733 番 4 と 1059 番 2 に挟まれ、同大字山粕 1043 番と 1045 番 1 に挟まれるまでの道路敷

奈良県宇陀郡曾爾村大字山粕 973 番と 975 番に挟まれ、同大字山粕 991 番と 987 番に挟まれるまでの道路敷

【鞍取峠】 奈良県宇陀郡曾爾村大字山粕 18 番 5 と 21 番に挟まれ、同大字山粕 18 番 16 と 18 番 50 に挟まれるまでの道路敷

指定面積：2477.53 m²

管理団体：曾爾村(令和 4 年 2 月 3 日文化庁告示第 2 号)

(2) 指定説明文

伊勢本街道は、西国から大和を経て伊勢神宮に参詣することを目的として、近世を通じて最も利用された街道である。起点となる萩原(奈良県宇陀市榛原)で伊勢北街道と分かれ、宇陀郡内を東へ進み、飼坂峠を越えて田丸(三重県玉城町)経由で伊勢に至る。

当初、伊勢本街道は「田丸越」と記されることが多かったが、萩原の札ノ辻に文政 11 年(1828)に建立された道標が残存しており、その銘文には「右いせ本かい道」とある。嘉永 5 年(1852)刊の『浪花講定宿帳』には「はい原より伊勢本街道田丸越」と記されており、江戸時代末から明治期にかけて「伊勢本街道」の呼称が定着していった。伊勢街道の呼称は伊勢へ向かう道という意味であるが、伊勢側からは、「初瀬(長谷)街道」等と呼ばれた。

大和から伊勢に参詣する街道には、萩原から名張、青山峠(三重県伊賀市・津市)、六軒(松阪市)を經由し伊勢へ向かう伊勢北街道(伊勢表街道、青越え道)や吉野川沿いに東進し、奈良・三重県境の高見峠を越えて田丸で本街道と合流する伊勢南街道(高見越え、和歌山街道)も存在した。しかし、それらの呼称は近代になって「伊勢本街道」との位置関係から名付けられたと考えられる。

大和から伊勢へ向かうには伊勢本街道が最短の道のりを通るため、江戸時代前期から利用されていた。江戸時代後期になると、伊勢参詣だけが旅の目的ではなくなったため、遠回りでも難所が少なく、町場を通る伊勢北街道の需要が高まった。しかし、伊勢本街道は、大小八つの峠が存在し、難所が多いにもかかわらず、江戸時代を通じて伊勢参詣のための信仰の道として機能した。明和 5 年(1768)刊の「伊勢道中案内」には、初めて伊勢に参詣する人が本街道を越えていくことは「神の御心に叶ふ」ともいわれているとある。

今回指定するのは、伊勢本街道全体のうち曾爾村域の山粕峠(延長 644.83 メートル)と鞍取峠(延長 628.53 メートル)である。山粕峠は宇陀市との境界、鞍取峠は御杖村との境界である。曾爾村域では、伊勢本街道は宇陀市室生黒岩から山粕峠を越えて山粕集落に入り、東進して鞍取峠を越えて御杖村桃股に至る。いずれの峠も地道が良好に残されている。

山粕集落は奈良を出発した参詣者の最初の宿泊地で、近世は宿場として大いに栄えた。平成 28～29 年度に、奈良県立橿原考古学研究所による発掘調査が行われ、山粕峠において幅 1.3～2.9 メートルの旧道跡及び山側に幅 2 メートル、深さ 1.4 メートル以上の側溝が確認された。『伊勢道中案内』には「山かす峠 上り十八丁、峠茶屋あり、下り十二丁、急なり」とある。

鞍取峠は近世の旧道等の明確な遺構は見つかっていないが、峠の入口に「いせみちみきゑ」と刻まれた貞享元年(1684)の六字名号碑(道標)が残る。この道標は年紀が判明する奥宇陀地域の道標の中で最も古い。鞍取峠は伊勢本街道の難所の一つに数えられ、宝暦 13 年(1763)刊の『新撰伊勢道中細見記』には「鞍取坂 上り下り險阻也 峠に茶やあり」と記されている。

近年、路肩の崩壊や倒木等により歩行困難な箇所が生じたため、平成 28～30 年度に曾爾村教育委員会が復旧・環境整備事業を実施し、道の保存を行った。なお、伊勢本街道は平成 8 年の文化庁選定「歴史の道百選」に選定されている。

このように、伊勢本街道は、近世における伊勢信仰及び参詣の様相を明らかにする貴重な遺跡である。よって、史跡に指定し、その保護を図ろうとするものである。

文化庁監修『月刊文化財』令和 3 年 9 月号より引用(縦書きを横書きに改変)

第3節 土地の状況

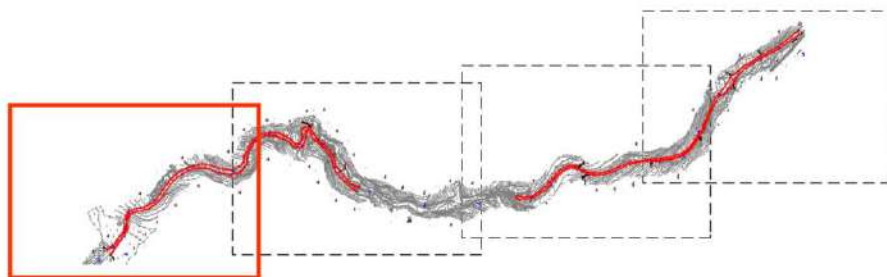
史跡伊勢本街道の指定地面積は 2,477.53 m²である。土地所有区分は村有地 2,477.53 m²(100%)となっている。

また、地目別面積は里道 2,477.53 m²(100%)である。

表 4 史跡伊勢本街道 所有者一覧表

所有者	所有者の住所	地 番	面積(m ²)	地目	備 考
曽爾村	奈良県宇陀郡曽爾村 大字今井 495 番 1	奈良県宇陀郡曽爾村大字山粕 18 番 5 と 21 番に挟まれ、大字山粕 18 番 16 と 18 番 50 に挟まれるまでの道路敷	1127.43	里道	鞍取峠
		奈良県宇陀郡曽爾村大字山粕 733 番 4 と 1059 番 2 に挟まれ、大字山粕 1043 番と 1045 番 1 に挟まれるまでの道路敷	648.24	里道	山粕峠 (堰堤より下)
		奈良県宇陀郡曽爾村大字山粕 973 番と 975 番に挟まれ、大字山粕 991 番と 987 番に挟まれるまでの道路敷	701.86	里道	山粕峠 (堰堤より上)

※ 史跡指定地の範囲の詳細については次の図のとおりである。



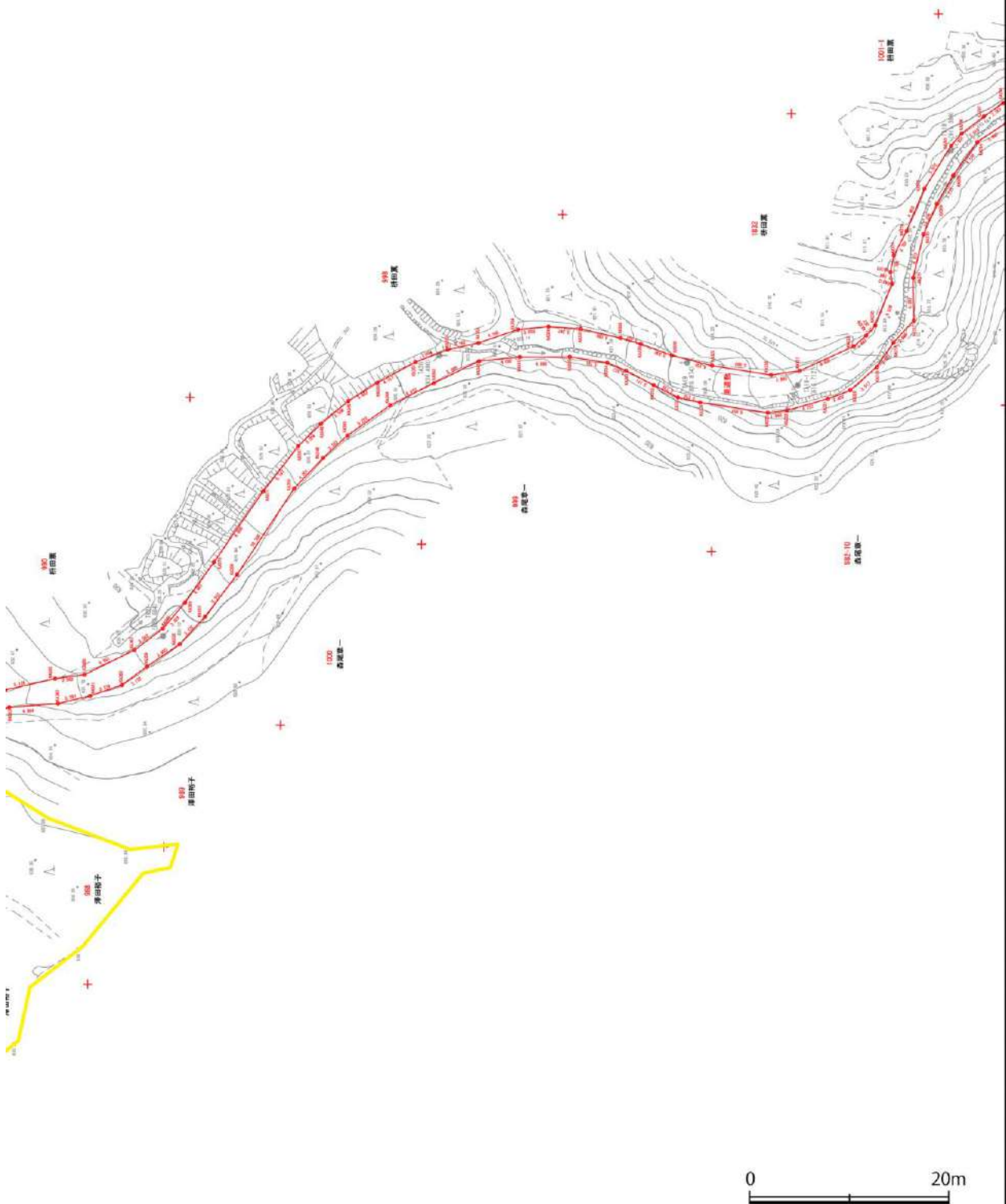
境界杭の例



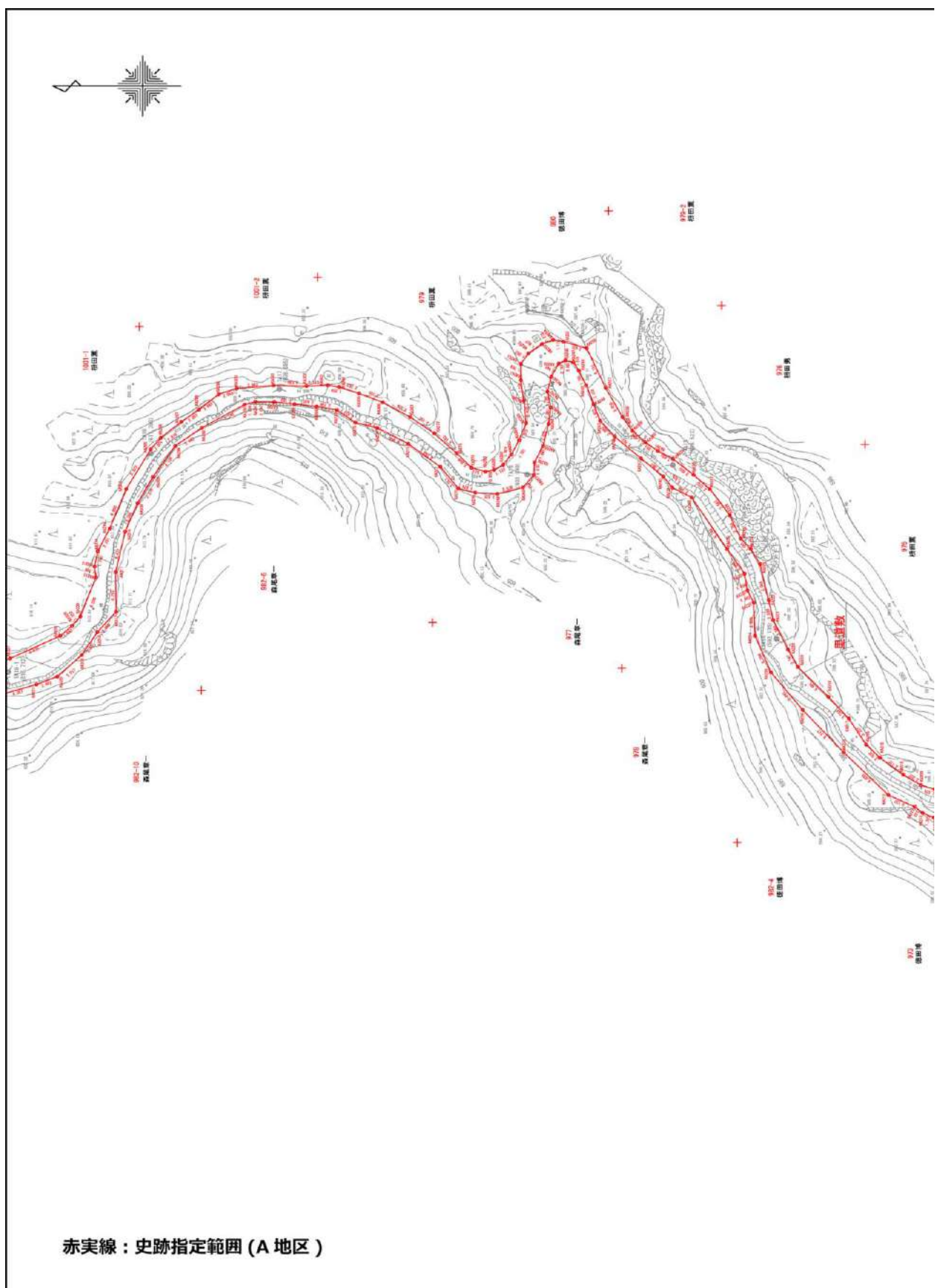
赤実線：史跡指定範囲 (A 地区)

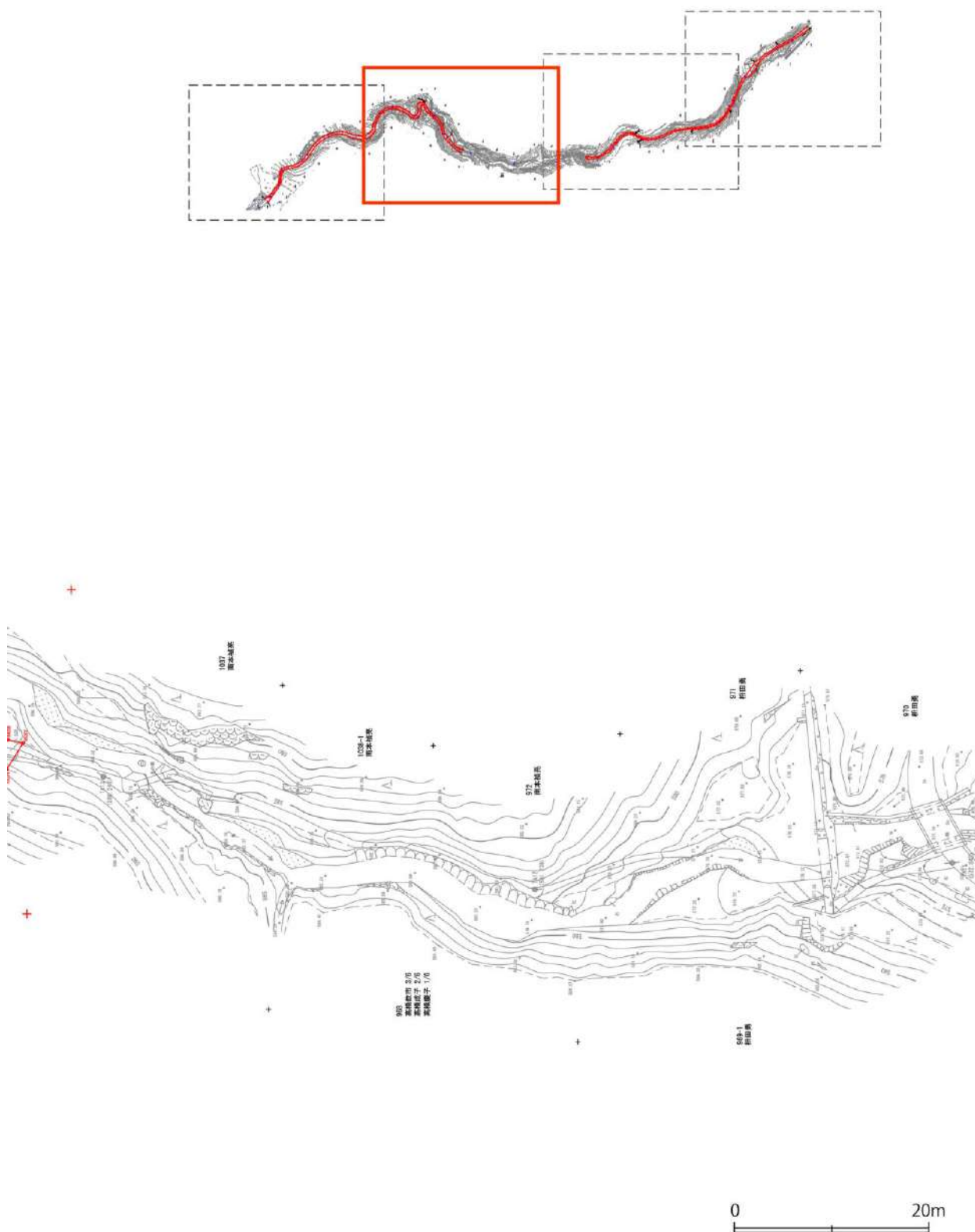
黄実線：今後保護を要する範囲 (B1 地区)

図 22 史跡指定



範圍圖(山粕峠)-1





範囲図(山粕峠)-2

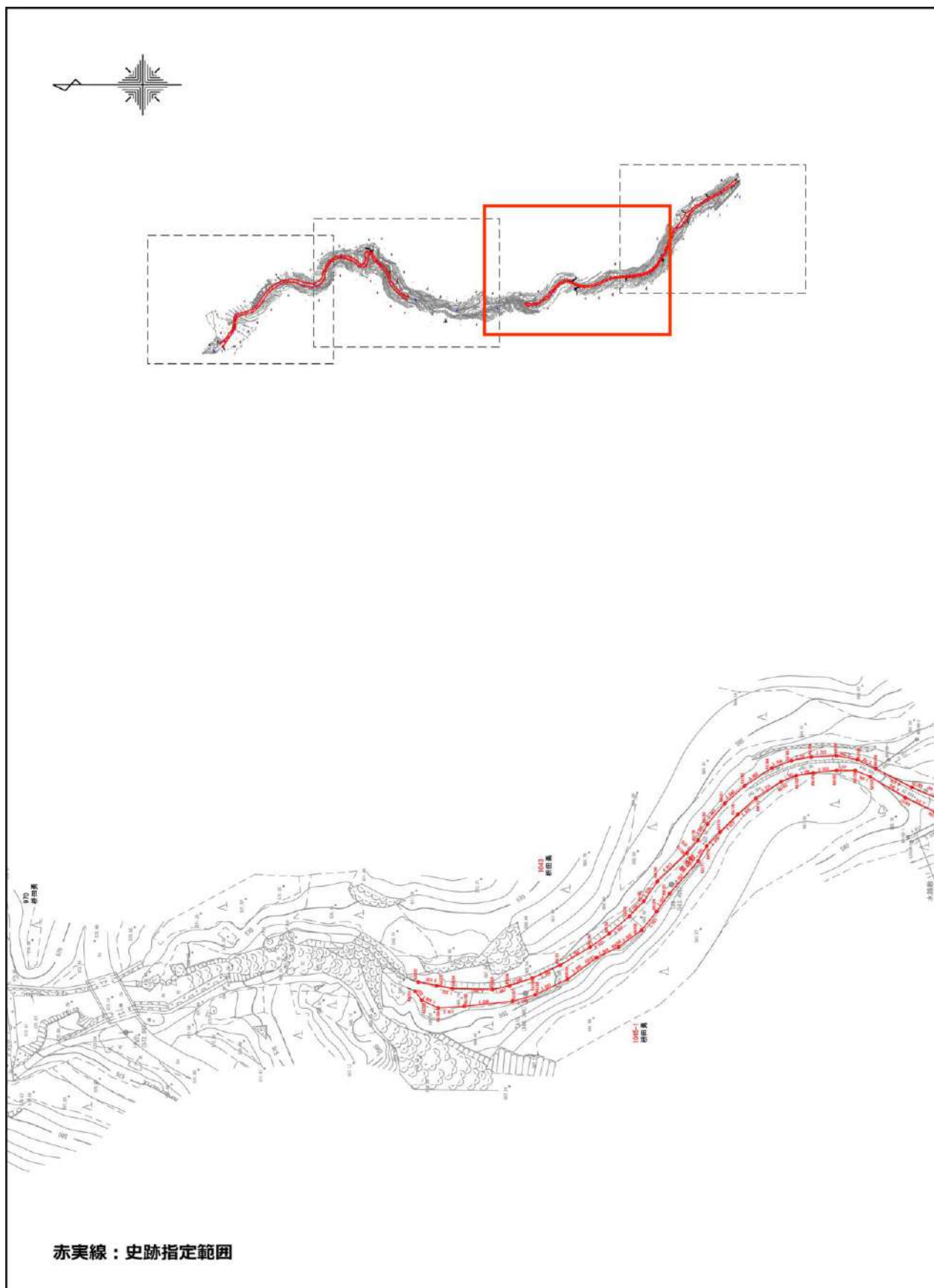
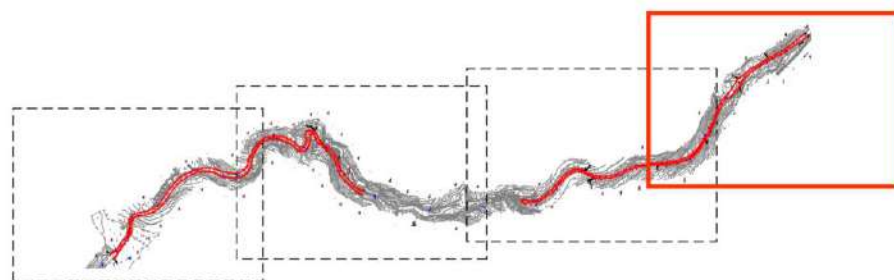
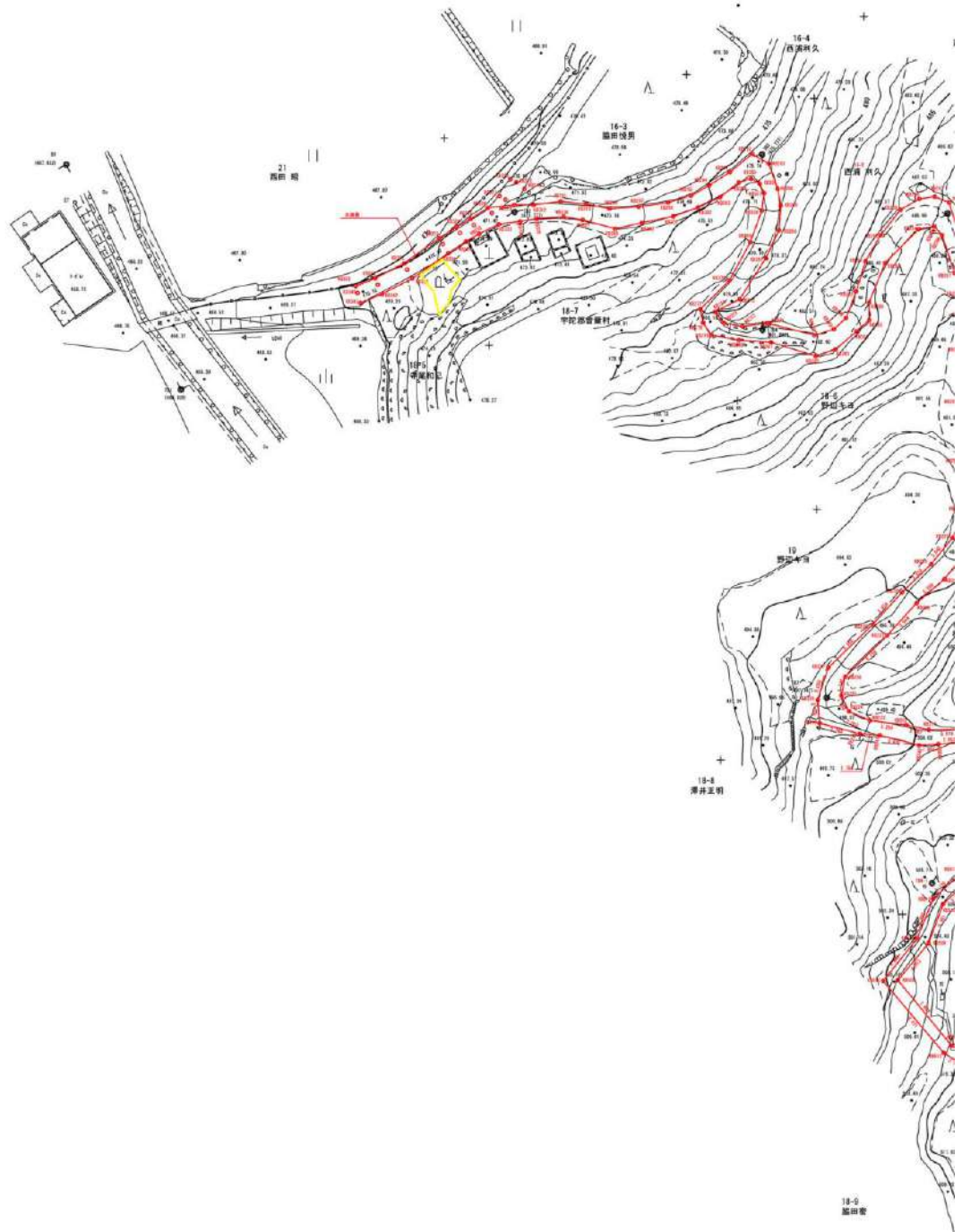


図 24 史跡指定

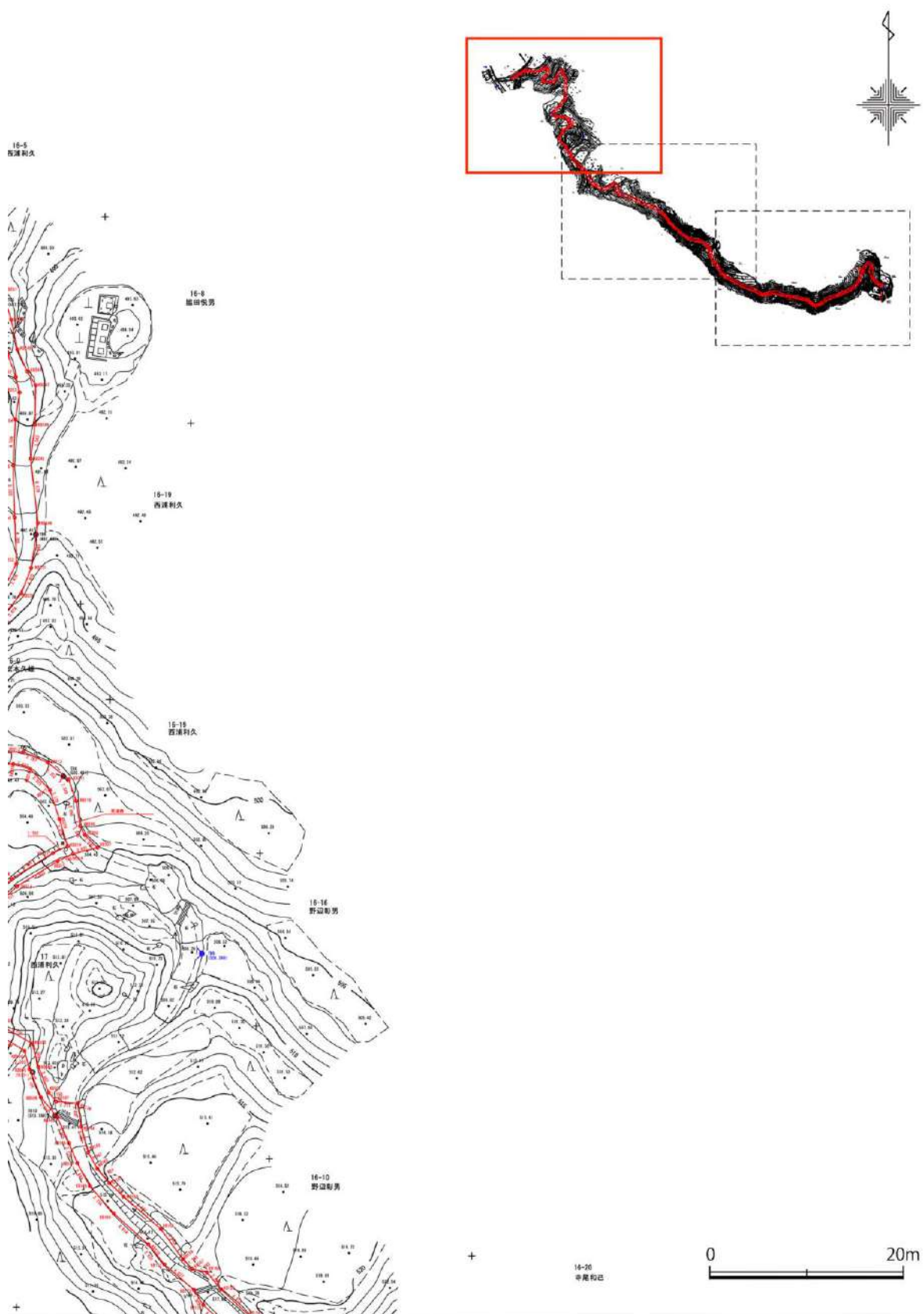


範囲図(山粕峠)-4



赤実線：史跡指定範囲 黄実線：今後保護を要する範囲

図 26 史跡指定



範囲図(鞍取峠)-1

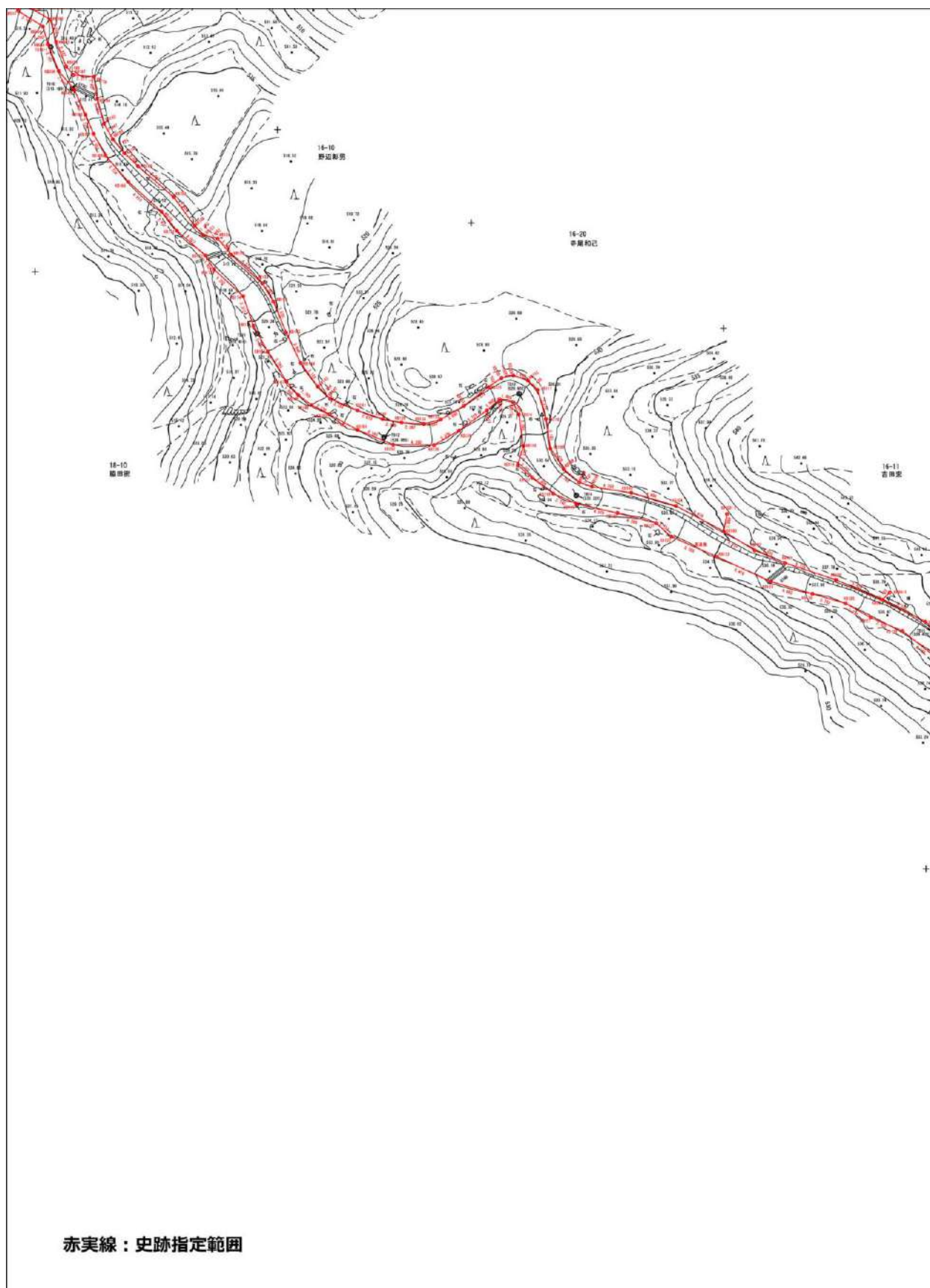
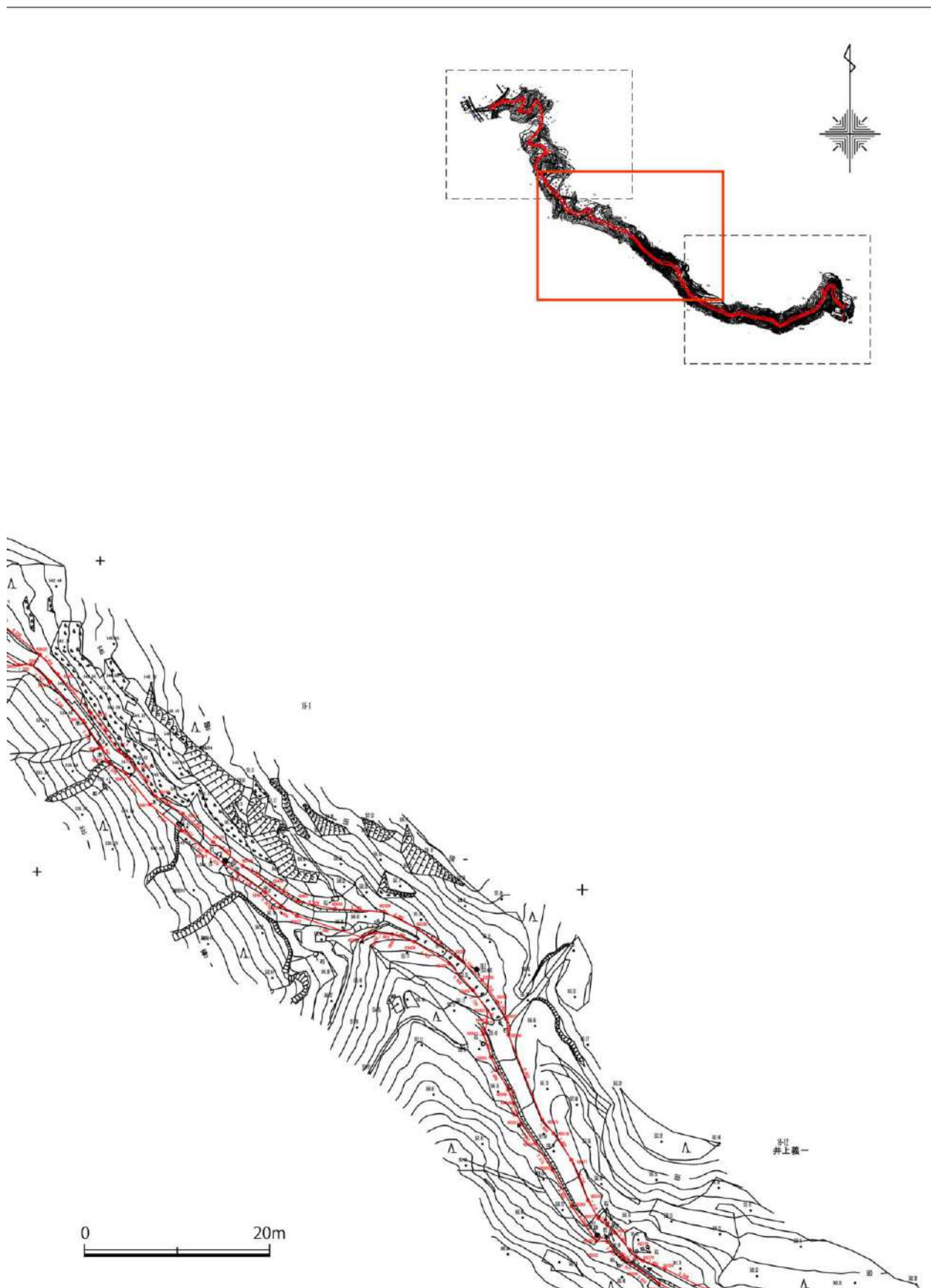


図 27 史跡指定



範囲図(鞍取峠)-2

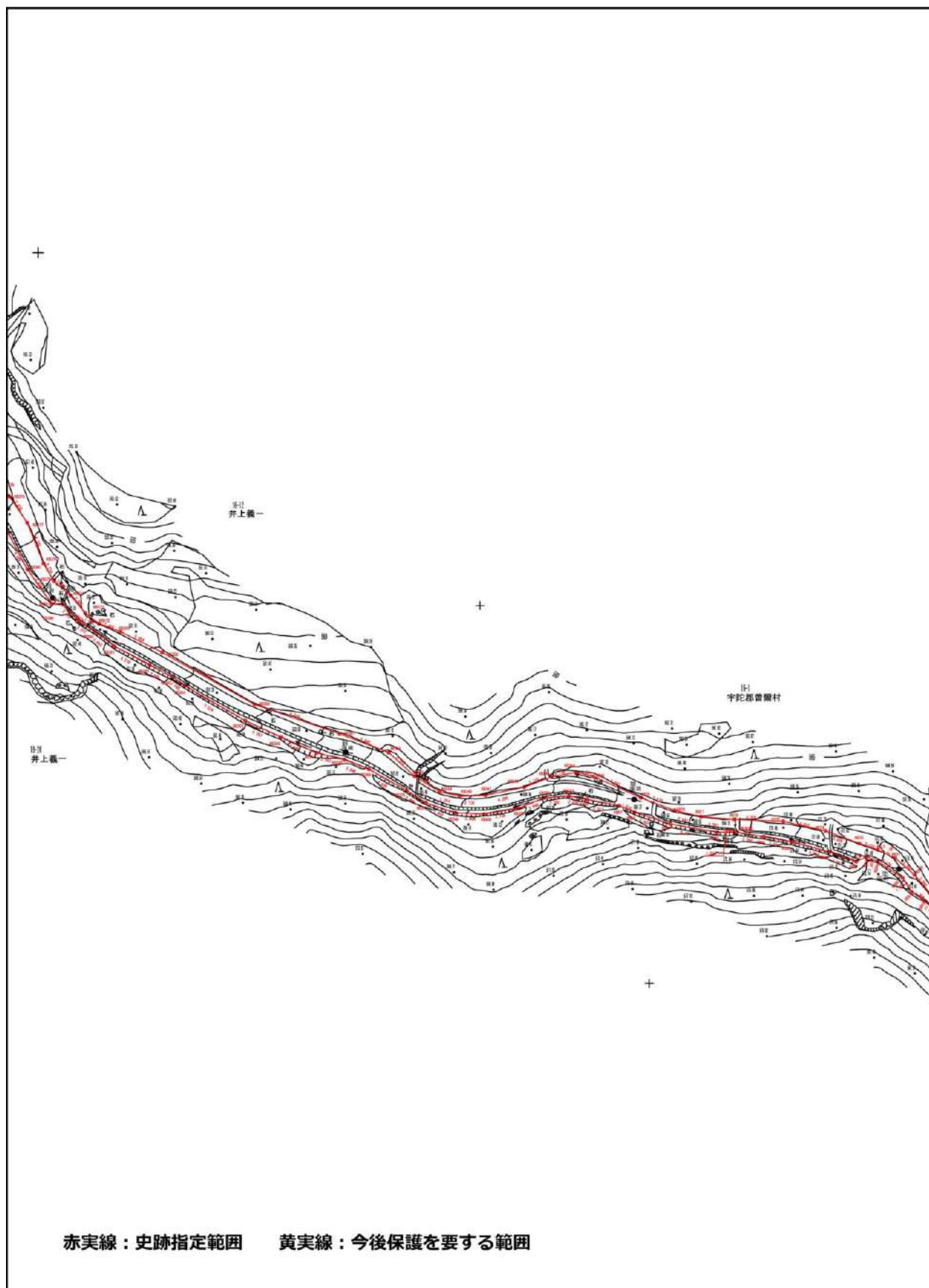
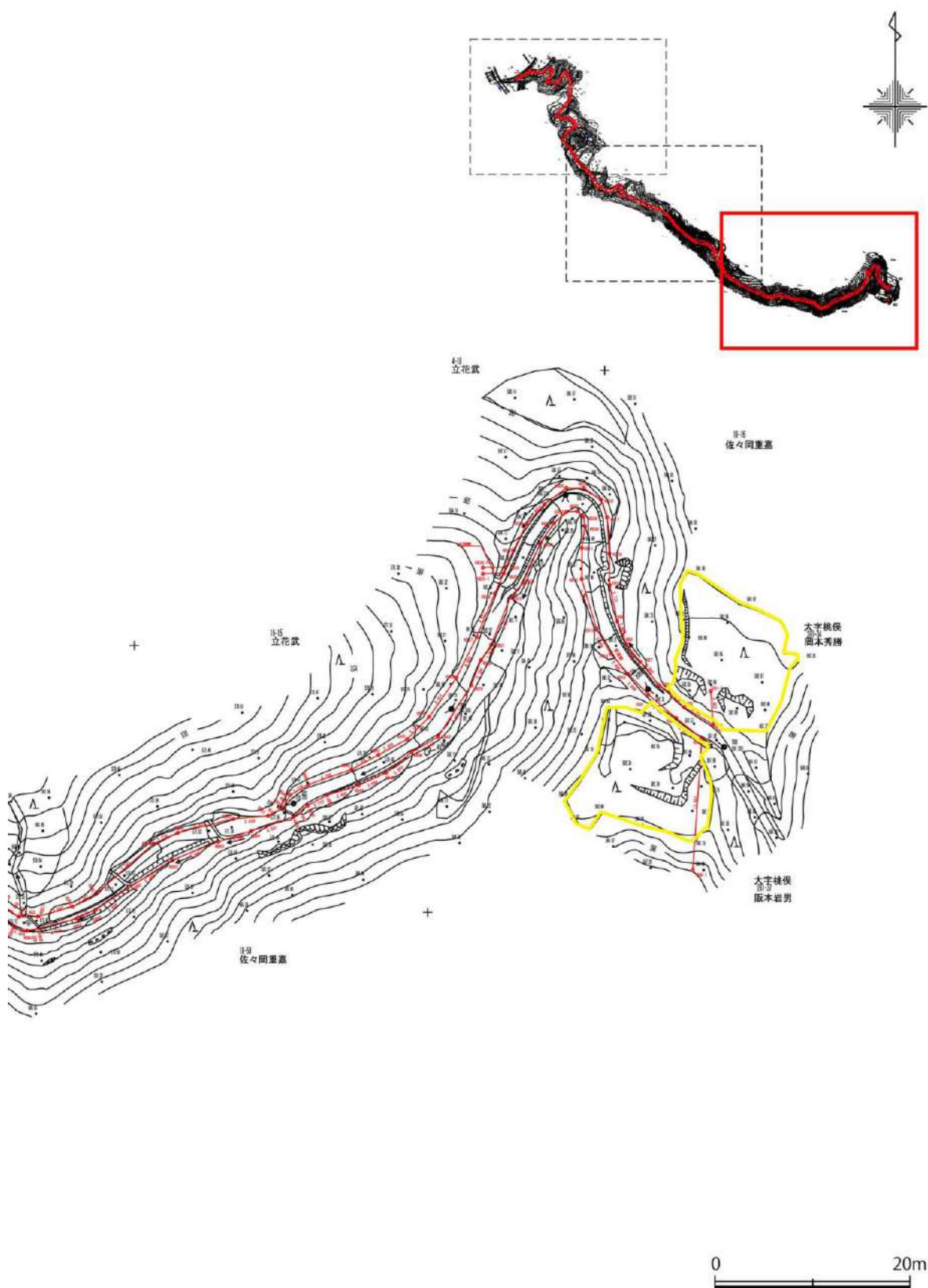


図 28 史跡指定



範囲図(鞍取峠)-3

第4節 各種法令による位置づけ

史跡伊勢本街道における関連の法規制については下記表のとおりである。

表5 関係法令一覧

法規制の種類		内 容	所管
文化財保護法		伊勢本街道は令和3年10月11日に史跡に指定されており、史跡範囲内における現状変更は文化庁長官の許可が必要である。	文化庁
都市計画法		曽爾村では、都市計画区域の指定はなく、市街化区域及び市街化調整区域は定められていない。	国土交通省
土砂災害対策に関する法律等	砂防法	史跡範囲内及び隣接地には、砂防指定地に該当する箇所は無い。	
	土砂災害防止法	史跡範囲内には、土砂災害計画区域及び土砂災害特別警戒区域に該当する箇所は無い。ただし、山粕峠の隣接地に土砂災害計画区域(土石流・急傾斜地の崩壊)及び土砂災害特別警戒区域(土石流・急傾斜地の崩壊)の指定箇所がある。	
	土砂災害危険箇所	史跡範囲内(山粕峠)に土石流危険渓流に該当する箇所がある。また、隣接地に急傾斜地崩壊危険箇所(山粕峠・鞍取峠)及び急傾斜地特別危険箇所(鞍取峠)に該当する箇所がある。	
	地すべり等防止法	史跡範囲内及び隣接地には、地すべり防止区域の該当箇所は無い。	
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	史跡範囲内には、該当箇所は無い。ただし、山粕峠の隣接地に急傾斜地崩壊危険区域及び急傾斜地崩壊特別危険区域の指定箇所がある。	
農業振興地域の整備に関する法律(農振法)		史跡範囲内に該当箇所は無い。	農林水産省
景観法		曽爾村は、景観法に基づく景観行政団体の指定は受けていないが、奈良県景観条例に基づく奈良県景観計画では村全域が景観計画区域に指定されている。	国土交通省
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律		曽爾村には、鳥獣保護区及び特定猟具使用禁止区域(銃)の指定箇所がある。ただし、史跡指定地の範囲及び隣接地には指定箇所は無い。	環境省

【土砂災害防止法(急傾斜地の崩壊)】

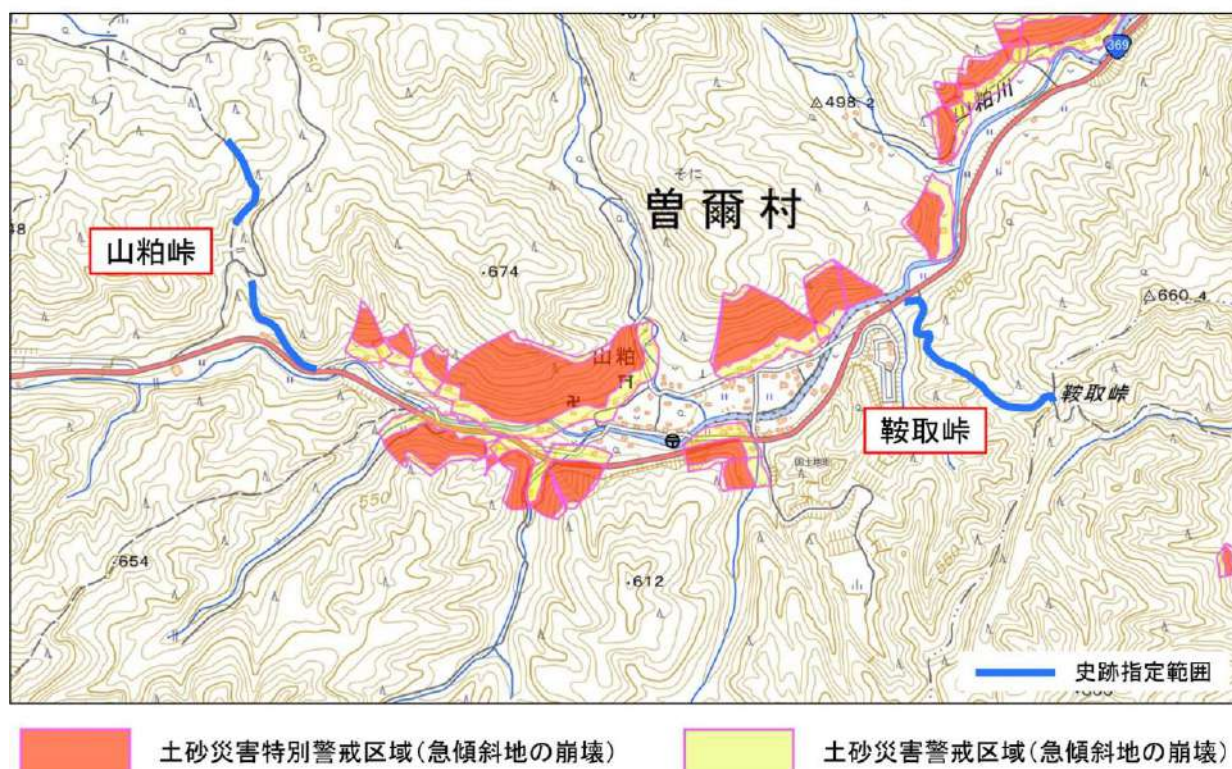


図 29 土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊)

【土砂災害防止法(土石流)】



図 30 土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域(土石流)

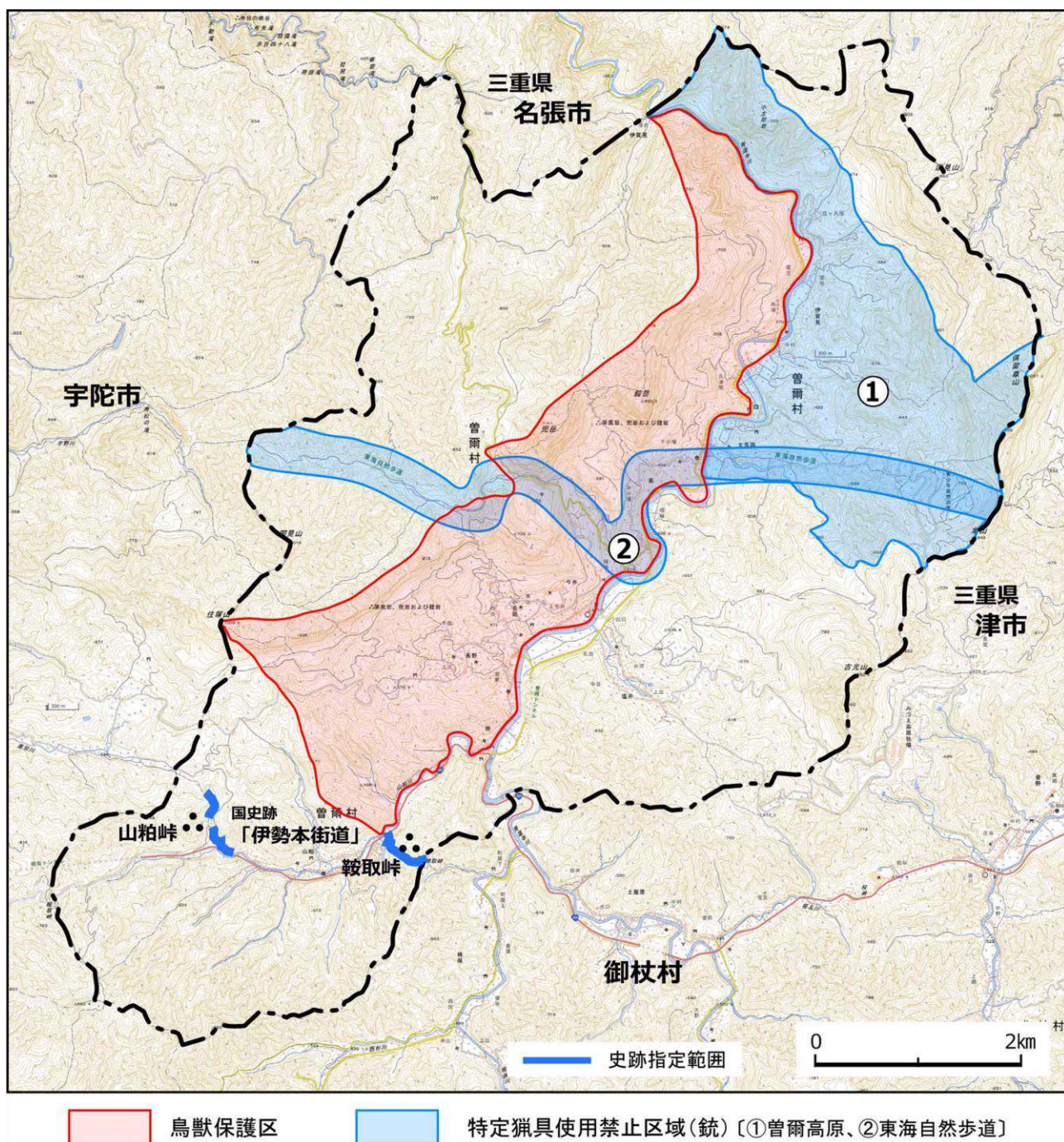


図 31 鳥獣保護区及び特定猟具使用禁止区域(銃) 【平成 4 年度版】

第5節 伊勢本街道の概要

(1) 伊勢街道について

伊勢街道は、西国から大和を経由して伊勢神宮に向かう人々が通った道である。特に奥宇陀の地を通るルートは、古代より大和と伊勢を結ぶ最短ルートとして利用されてきた。

中世には南北朝の動乱により南朝が吉野を拠点とすると、その中心的存在であった北畠氏が伊勢国司となる。北畠氏は吉野と伊勢神宮の間点である伊勢国多気にて拠点を置き活動した。北畠氏には伊勢に拠点を移した当初から秋山氏や澤氏、芳野氏といった宇陀地域の土豪が与力にあった。北畠氏はこれら宇陀の諸将を傘下とすることで、吉野から伊勢までのルートを確保し、南朝方の活動を支援していた。戦国時代に入り伊勢国司北畠氏は織田信長の侵攻を受け滅亡する。しかし、国司家再興のため北畠具親が奥宇陀・伊賀方面で抵抗するも織田信雄に鎮められた。この時、具親方の御杖の菅野氏や桃俣の三田氏は、信雄方の秋山氏・澤氏により攻められ落城している。このように大和～奥宇陀～伊勢のルートは伊勢参詣としてだけでなく軍事的にも重要な道であった。

近世に入ると天下泰平の世となり、一般庶民の伊勢参詣も盛んとなった。特に「お陰参り」と呼ばれる現象が起こった年には、僅か2～3か月の間に数百万人の人々が伊勢に参宮したと言われている。「お陰参り」は50～60年を周期として発生した。一般的には最初は慶安3(1650)年で、以降宝永2(1705)年、明和8(1771)年、文政13(1830)年の4回である。



図 32 『伊勢参宮略図』/広重: 糸井屋庄七、安政 2(1855) (国立国会図書館デジタルコレクションより)



図 33 伊勢街道 3 ルート図(上街道・中街道・下街道)

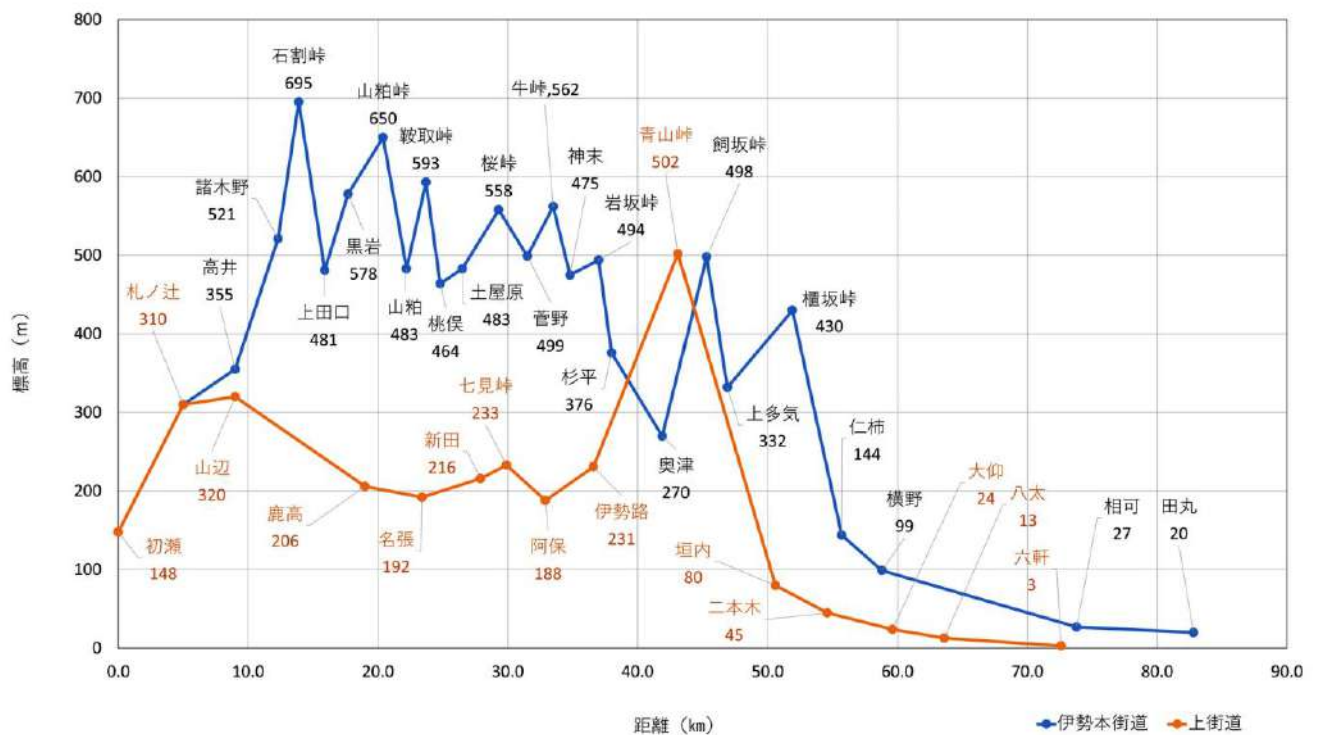


図 34 伊勢本街道 標高概略図(伊勢本街道と上街道の比較)

こうした伊勢神宮の参詣者が通った道が「伊勢街道」「伊勢参詣道」であった。大和から伊勢神宮に至る道はいくつかあり、初瀬から榛原(はいばら)～名張(なばり)～青山峠(あおやまとうげ)～六軒(ろっけん)～松阪(まつさか)～斎宮(さいくう)～伊勢神宮という道を「上街道＝かみかいどう(あを越え)」、同じく初瀬から榛原で分岐し山粕峠・鞍取峠・飼坂峠(かいさかとうげ)・櫃坂峠(ひっさかとうげ)などの峠を越え相可から田丸を経由し伊勢神宮に至る道を「中街道＝なかがいどう(伊勢本街道)」、南大和から高見峠(たかみとうげ)を越え櫛田川(くしだがわ)沿いに下り、横野(よこの)から「伊勢本街道」に合流し伊勢神宮に向かう道を「下街道＝しもかいどう(和歌山街道＝わかやまかいどう・高見越え＝たかみごえ)」と呼び、これら三つの街道が重要なルートであった。中でも大阪から奈良盆地・初瀬を抜け宇陀市榛原～曽爾村～御杖村から伊勢へ向かう最短ルートは、大坂の幸講が明和 5(1768)年に刊行した『幸講定宿帖伊勢道中案内(さいわいこうじょうやどちよういせどうちゅうあんない)』には「俗説に曰く、始めて参宮する人かい坂をこゆる事、神の御心に叶うと云う故、はせ田丸越を参り道とす」と記されていることもあり多くの人々が利用した。この道が「伊勢本街道」と呼ばれる理由もこうしたことからともいわれる。

(2) 伊勢本街道について

大和より初瀬を経由し宇陀の山間部を抜けて伊勢に至る伊勢本街道と呼ばれる道がいつ頃つくられたかは不明である。しかし、『日本書紀』や『古事記』にはハヤブサワケの皇子とメトリの皇女が仁徳天皇から逃れるため、大和から曽爾を抜け伊勢方面に向かったことが書かれており、大和から伊勢方面への道があったことを示している。

中世になると南北朝の動乱により後醍醐天皇は京を逃れ大和吉野において南朝を開いた。天皇に従った北畠親房(きたばたけちかふさ)は南朝の勢力拡大のため伊勢へ下り、また東国へと転戦した。三男顕能(あきよし)が伊勢国司に任ぜられたことより伊勢は南朝の拠点となった。この伊勢と大和・吉野を結ぶルートは南朝にとって生命線とも言える重要な道であった。このため北畠氏は秋山氏・沢氏・芳野氏など宇陀各所の在地土豪を支配下とし、吉野との連絡路を確保してきた。この在地土豪たちの拠点となった城館が街道の沿線各地に築かれた。「鞍取峠」の北東に隣接して築かれた「八辻城(やつじじょう)」もその一つである。「八辻城」に関してはその落城の様子が『伊勢國司記略(いせこくしきりゃく)』に記されている。

このころになると僧侶や神官だけでなく貴族や武士も盛んに伊勢参宮を行った。それとともに大和から伊勢までの間に多くの関が設けられた。しかし、織田信長による天下統一を目指す過程での関の撤廃は、伊勢参宮を一層活発にしていた。

領主の入れ替わりが多かった信長・秀吉の時代を経て徳川の世となると、宇陀各地は一部が大名領となったが、多くは幕府の直轄地となり、曽爾の各郷もそうであった。幕府直轄地ではあったが、伊勢本街道は五街道のような主要街道ではなく、道中奉行の管轄ではないため宿駅や一里塚などの整備はされなかった。大名の参勤交代も初瀬～榛原間を利用するのみで、もっぱら伊勢本街道は地域住民の経済活動と伊勢参宮のために利用された。

江戸時代後期までは伊勢参宮において伊勢本街道は最も参詣者に利用された道であり、多くの地誌や道中案内記類に紹介されている。前掲した『幸講定宿帖伊勢道中案内』や美作国津山の本屋七郎兵衛が

宝暦 13(1763)年に刊行された『新撰伊勢道中細見記(しんせんいせどうちゅうさいけんき)』には街道の様子が詳しく記されており、山粕峠や鞍取峠には「茶屋」「茶や」があったとある。

しかし、江戸時代後期以降参詣者の多くが、距離はあるものの難所が少なく比較的平坦な道程であり津藩による街道整備が行われた伊勢北街道(青越え)を利用するようになり、伊勢本街道の往来は次第に減っていった。とは言え明治初期まで各種道中案内記類に伊勢本街道の名は登場しており、伊勢への最短ルートとして機能はしていたようである。

その後、明治期に入り、大阪伊勢間に鉄道が開通したことや、道の改修や新道の設置により所々が旧道とは異なるルートとなり、さらに旧道の利用は激減していった。現在では往時の姿をとどめる場所は少なくなっている。

こうした中、史跡指定対象地である山粕峠と鞍取峠は、道筋・幅員・道標などが残り、かつての伊勢本街道の旧景を見ることのできる数少ない場所である。山粕峠では発掘調査により峠道で旧路面や峠で茶屋跡が発見され当時の遺構の残存が確認された。また、鞍取峠には峠の入口に「いせみちみぎゑ」と刻まれた貞享元年(1684)の六字名号碑(道標)が残っている。この道標は奥宇陀地域の道標の中で最も古いものである。

なお、「伊勢本街道」の名称については、このルートの呼び名は大和からと伊勢からではそれぞれ呼び名が変わるなど統一的ではない。また「伊勢本街道」の名称がいつから使われたかも不明である。しかし、文政 11(1828)年に建てられた宇陀市榛原の札ノ辻に建つ道標には「いせ本かい道」の名が見える。また、三重県多気町相可にある道標にも「伊勢本街道」と書かれており、文久 3(1863)年のものである。このように江戸時代後期には「伊勢本街道」の名称が使われていたようである。奈良県が昭和 59(1984)年度に実施した奈良県「歴史の道」調査においても「伊勢本街道」の名称を用いている。これらのことより史跡指定においては和歌山でも伊勢でも使われていた共通の名称と思われるためこれを採用した。

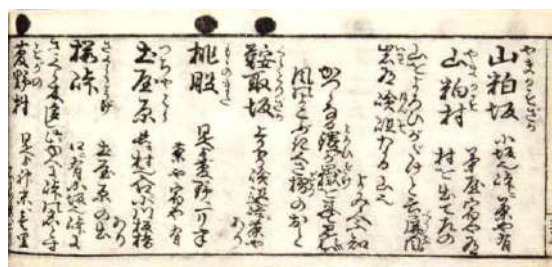


図 35 『新撰伊勢道中細見記』



図 36 六字名号碑(道標)
(正面)貞享元年 南無阿弥陀仏
(左) いせみちみぎゑ



図 37 榛原札ノ辻の道標(文政 11 年)

第6節 伊勢本街道に関する調査

(1) これまでの調査の成果(概要)

伊勢本街道に関する調査については、昭和43(1968)年に曾爾村により明治百年記念事業として村史編纂事業に係る調査が実施された。この調査では、曾爾村内の中近世の交通路の一つとして伊勢本街道が取り上げられている。その後、奈良県教育委員会による奈良県「歴史の道」調査が昭和59年度に実施された。この調査では、古文書・古絵図類・地誌・紀行文や近世近代の地図、測量図などの収集と、道及びこれに沿う地域に残る遺跡の分布と保存の状況、道に沿って設置されている博物館等公開施設の概要等の調査も行われた。同時期には関西地理学研究会の米田藤博氏による奈良県内の伊勢本街道の道標についての調査が行われている。また、曾爾村が国の「歴史の道整備活用推進事業補助金」の補助を受け実施した整備工事に先立ち、旧道の遺構の状況を確認するため平成28(2016)年度及び29(2017)年度に発掘調査を奈良県立橿原考古学研究所の協力のもと実施している。また、曾爾村ではこれまでの経緯、上記調査の成果、現況についてまとめ、『伊勢本街道調査報告書－山粕峠・鞍取峠－』として平成31(2019)年3月に刊行した。

【主な調査履歴】

- ・ 曾爾村史編纂に係る調査 昭和43年 曾爾村
- ・ 奈良県歴史の道調査 昭和59年4月～昭和60年3月 奈良県教育委員会
- ・ 測量調査 平成28年7月～平成29年3月 曾爾村
- ・ 発掘調査 平成28年11月～12月 曾爾村・奈良県立橿原考古学研究所
- ・ 発掘調査 平成29年7月～8月 曾爾村・奈良県立橿原考古学研究所

【調査報告書】

- ・ 曾爾村『曾爾村史』昭和47年11月
- ・ 米田藤博「大和のみちしるべ第10集」昭和59年4月『パイオニア』関西地理学研究会
- ・ 奈良県教育委員会『伊勢本街道－奈良県「歴史の道」調査報告書－』昭和60年3月
- ・ 曾爾村・曾爾村教育委員会『伊勢本街道発掘調査概要報告(曾爾村文化財調査報告書第2集)』平成29年3月
- ・ 曾爾村教育委員会『伊勢本街道整備事業報告書』平成31年3月
- ・ 曾爾村教育委員会『伊勢本街道調査報告書－山粕峠・鞍取峠－』平成31年3月

(2) 伊勢本街道の発掘調査

第1次調査の概要

この発掘調査は、曾爾村が行う伊勢本街道整備事業を始めるにあたり整備計画を作成するための資料を得ることを目的としたものである。伊勢本街道は曾爾村域では、西方の宇陀市室生黒岩から山粕峠を越えて山粕集落に入り、東方へは鞍取峠を越えて御杖村桃股に至る。江戸時代の史料によると、それぞれの峠に「茶や」があったことが記されている。そのような街道に関する施設の確認のため、現状で見

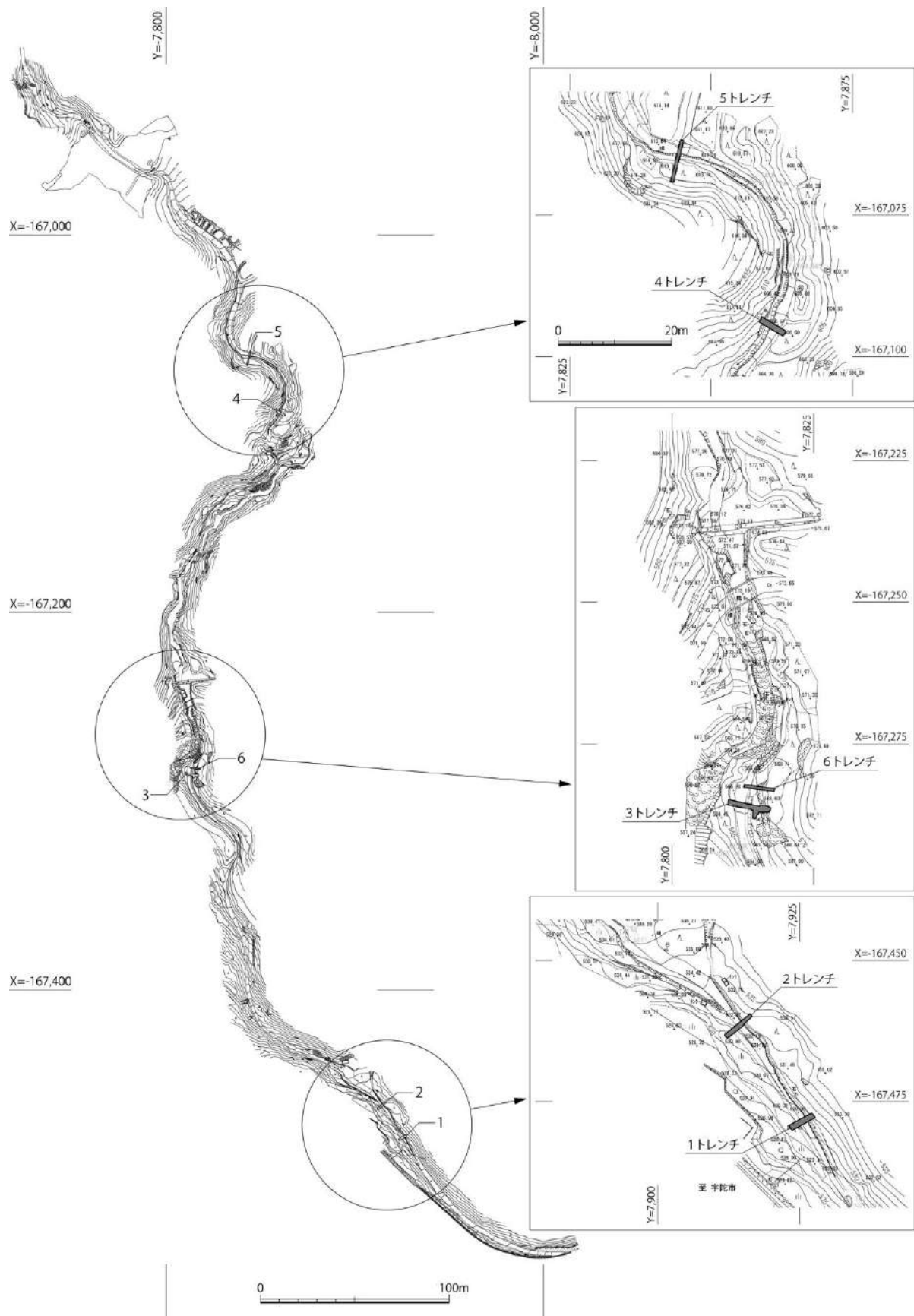


図 38 山粕峠地区全体図

られる平坦面に調査区を設定した。立木は残し、トレンチ幅は1 mとして全て人力で掘削した。調査期間は平成 28(2016)年 11 月 7 日～同 12 月 12 日の実働 22 日間で、調査面積は山粕峠地区が 93.6 m²、鞍取峠地区が 22.2 m²で合計 115.8 m²であった。

【山粕峠(海拔 638m)】 峠をはさんで平坦面が南北に広がり、現状は杉が植林されている。地元での聞き取りによれば、北側には大正 5 (1916)年頃まで建物が存在したようであり、石垣や石組井戸が残る。調査は南側に第 1 トレンチ(幅 1m、長さ 13m、面積 13 m²)・第 2 トレンチ(幅 1m、長さ 13m、面積 13 m²)、北側に第 3 トレンチ(幅 1m、長さ 26.5m、面積 26.5 m²)・第 4 トレンチ(幅 1m、長さ 13.4m、面積 13.4 m²)を設定し、適宜拡張した。

第 1 トレンチでは、北端において切り通し SX01 を確認した。地山を南と北から斜めに掘り込み、上端幅 5.8m、下端幅 2.4m、深さ 0.5m ほどの規模である。底面の南寄りには幅 1 m、深さ 0.2m の東西方向の溝がさらに掘られている。そして溝の北側 0.8～1 m の範囲は地面が固く締まっていた。また、第 2 トレンチ北側と第 4 トレンチ南側にかけても現道の未調査部分をはさんで同様な切り通しを確認し、

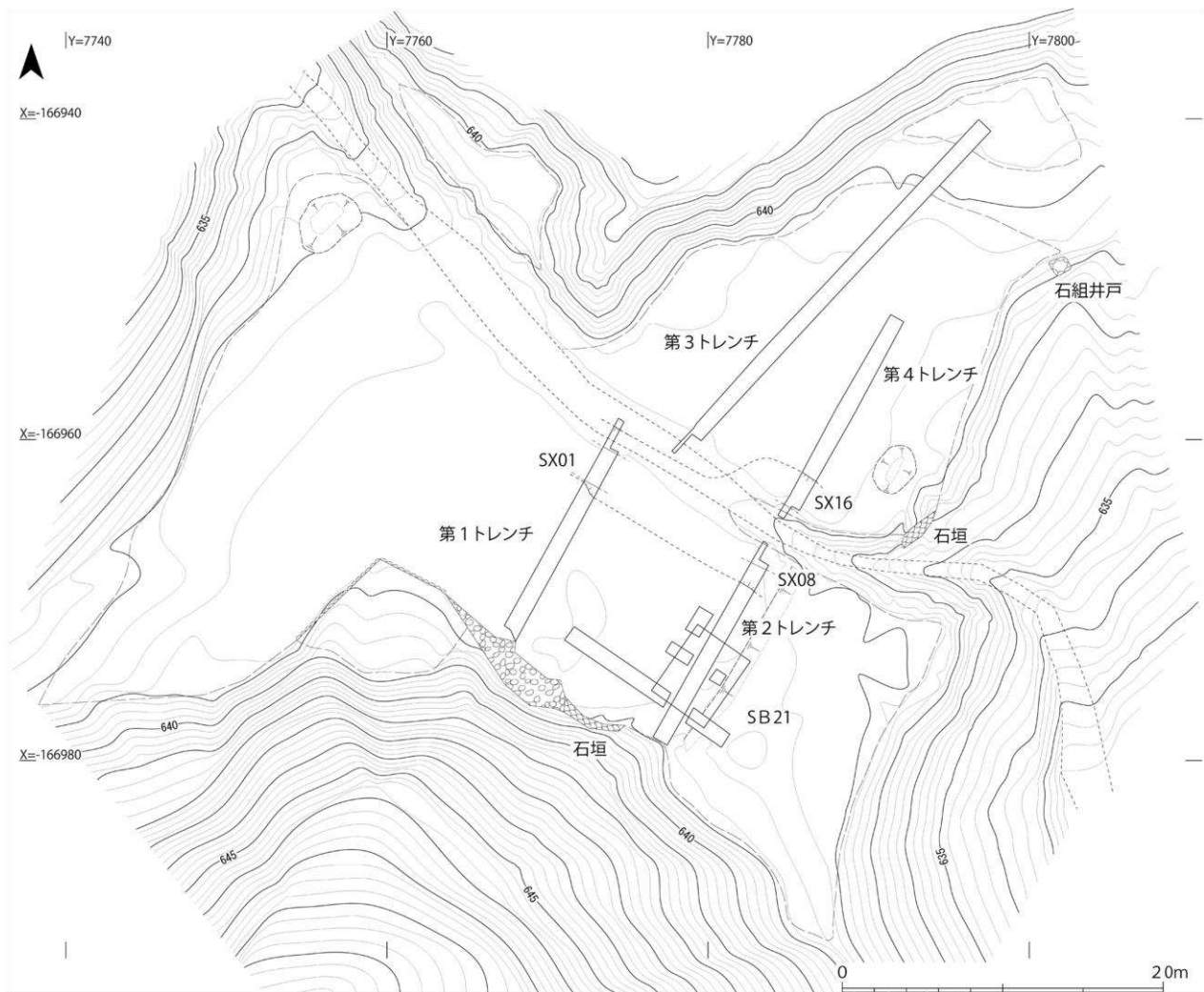


図 39 山粕峠地区平面図

南側をSX08、北側をSX16とした。上端幅7.8m、下端幅4m、深さ0.9mほどの規模である。SX01とSX08・16は、断面形状や黒色土で埋まった状況が同じであり、一連の遺構ととらえられ、その位置から前身の道路と推定した。下端部を路面とする前身道路は、同じ地点での現道の幅が約1mであることから、現状より広がったと言える。

また第2トレンチ周辺では、礎石建物SB21を検出した。桁行5間(約5m)、梁行4間(約4m)で柱間は全て3.3尺(約1m)、建物方位は北で35°東に振る。礎石は長さ40~60cm、幅30~40cm、厚さ10cmほどの扁平なもので、特別な加工は施さず平らな面を利用していた。現地表面が低くなっている北辺と東辺は、礎石とその据付痕跡を含めて遺存状況は悪いと見られる。総柱ではないが、棟通りにのみ3間分の礎石が並んでいた。また西辺と南辺では礎石間に外面をそろえて石を並べており、地覆石と見られた。建物のすぐ南の山側には、幅1m、深さ40cmの東西方向の溝SD05を掘っていた。

本地区では他に直径1m程度の土坑などが疎らに確認され、建物としてまとまる状況ではなかったが、掘立柱建物の柱穴の可能性は残る。また、長さ2.4mほどの大型土坑SX12も見られた。

【鞍取峠(海拔592m)】 峠をはさんで南北に平坦面が見られ、現状は杉が植林されている。調査は北側に第1トレンチ(幅1m、長さ3m、面積3㎡)・第2トレンチ(幅1m、長さ8m、面積8㎡)・第4トレンチ(幅0.5m、長さ2.2m、面積1.1㎡)、南側に第3トレンチ(幅1m、長さ9.6m、面積9.6㎡)を設定した。本地区では建物など顕著な遺構は確認されなかったが、第3トレンチの表土から寛永通宝1点と銭文不明の銭貨1点が出土した。北側の平坦面の西辺では現状で土塁SA04が存在し、東面には部分的に石を3段程度積んでいた。断面調査の結果、土塁の規模は幅1.2m、高さ60cmで基底部は地山を削り出し、その上に20cmほど土を粗く積むだけのものであった。また、土塁の東側には幅50cm、深さ20cmの溝SD02を掘っていた。

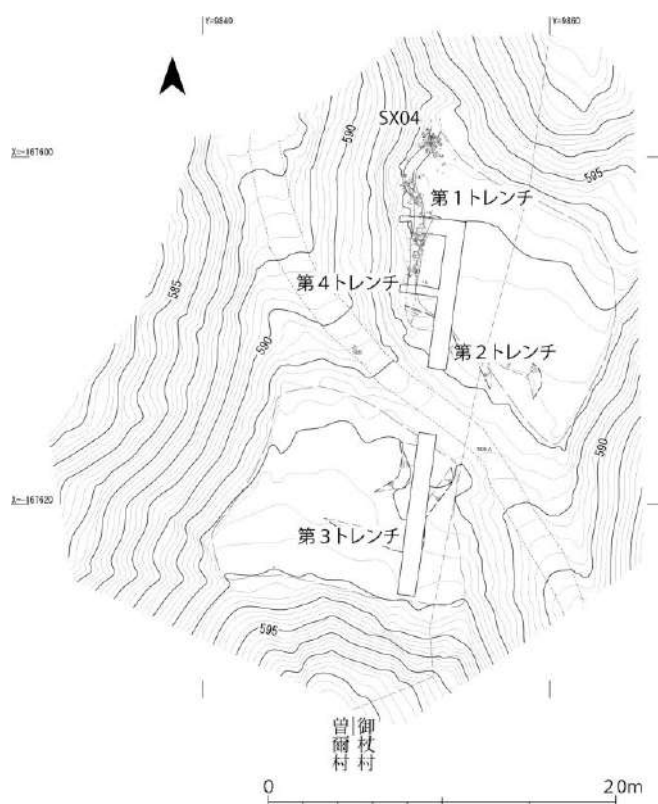


図40 鞍取峠地区平面図

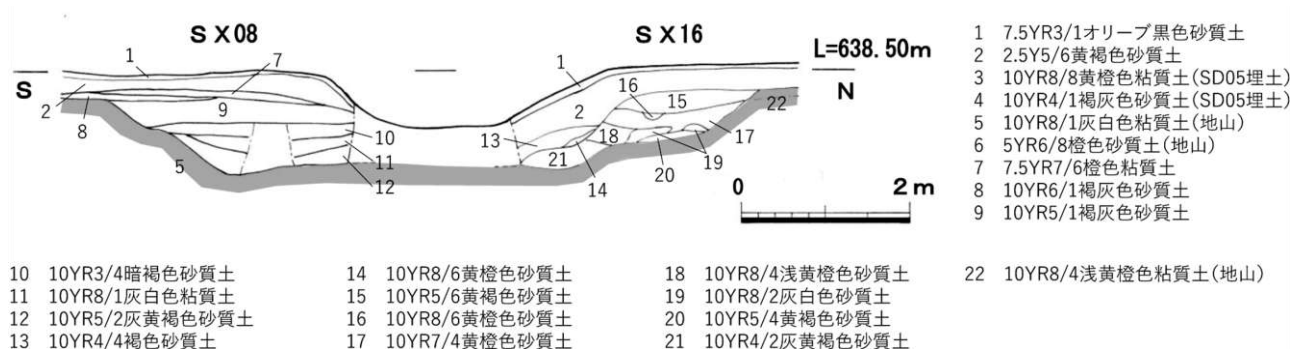


図 41 山粕峠 SX08・16 西壁土層断面図

まとめ

第 1 次調査では、前身の道路の確認によって街道の変遷を明らかにすることができた。また、礎石建物 1 棟を確認し、峠周辺の利用状況を知ることができた。出土遺物に関しては、ほとんどが 18 世紀以降の陶磁器であり、遺構の時期もその頃と考えられる。中世以前に遡る遺構、遺物も期待されたが、確認できなかった。



図 42 山粕峠第 2 トレンチ全景(南から、手前から溝 SD05 と礎石建物 SB21 棟通りの礎石列)



図 43 鞍取峠第 1 トレンチ土塁 SA04 と石垣(南東から)



図 44 鞍取峠第 4 トレンチ全景(南東から)

第2次調査の概要

この調査は、実際に街道を整備するにあたって本来の道の規模や構造、経路の確認が必要とされたことから実施したものである。調査区は、山粕集落の西端から山粕峠に至る山道において、立木を伐採せずに有効な調査面積が確保できる場所を5箇所選んで設定し、その後1箇所追加した。調査区の番号は、基本的に集落に近い側から北西の峠に向けて付したが、追加した第6トレンチについてはその限りではない。調査期間は平成29(2017)年7月21日～8月8日のうち実働8日である。調査は最小限の幅で現道を断ち切る形をとり、全て人力で掘削した。調査面積は合計で28.4 m²であった。

第1トレンチ(1×4.6m)と第2トレンチ(0.8×6m)は、山麓から旧佐田宮不動尊までの区間に設定した。周辺では、現道の幅が0.85～1mであり、山側に幅0.5～0.85mの溝が掘られていた。第1トレンチでは、現道より下は直径20cmほどの礫を多く含む黄褐色砂礫土が厚く堆積し、表土下約1mで暗灰黄色砂質土を水平に造成した状況を確認した。山側に側溝は確認されなかったが、この平坦面の幅は2.9mあり、固くしめることから前身の道路と判断した。第2トレンチでも現道下の状況は同じで、表土下

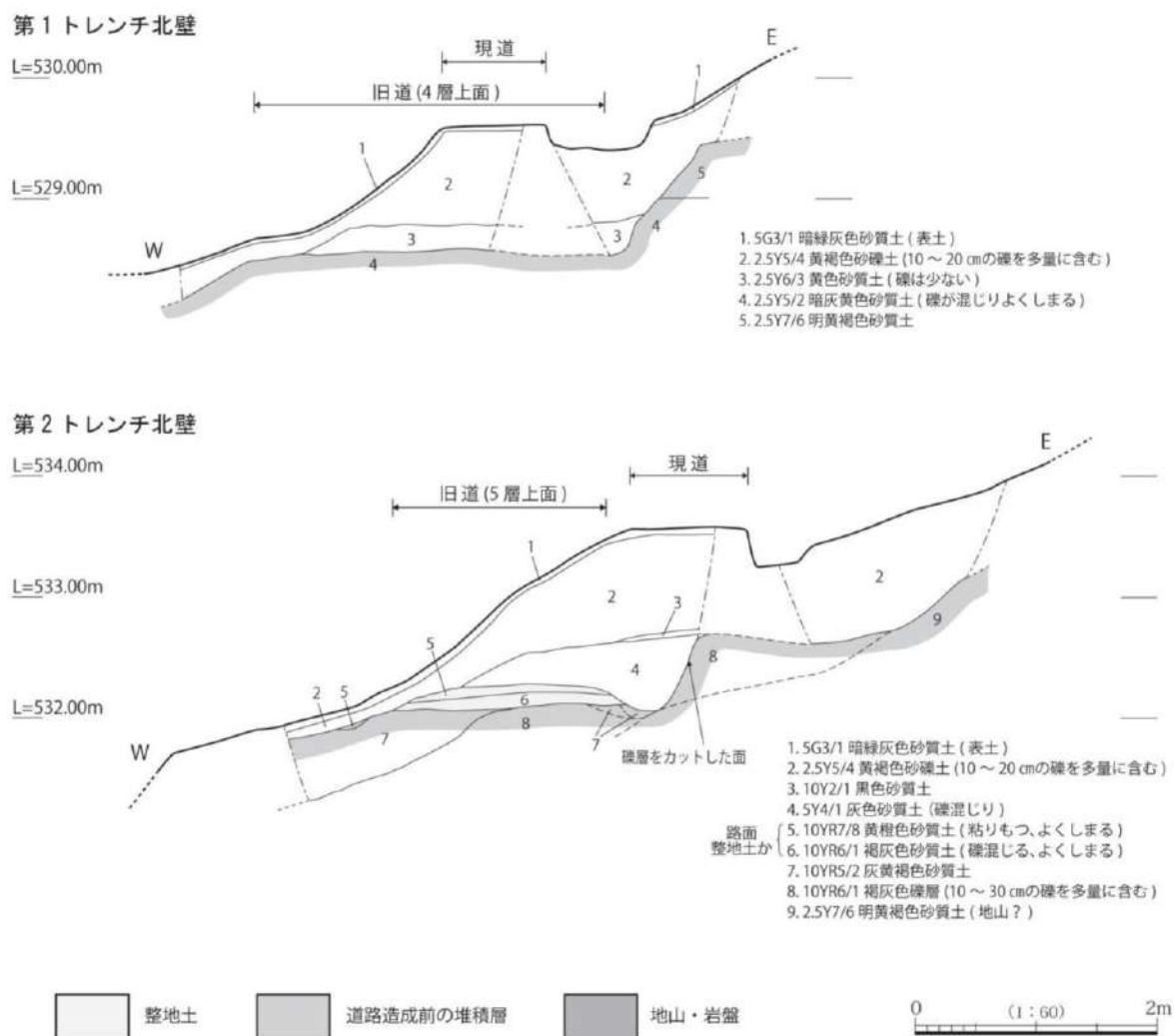


図45 第2次調査 調査区土層図(第1トレンチ、第2トレンチ)

約 1.4mの平坦面上に黄橙色砂質土などで整地した状況が見られた。整地土の範囲である前身の道路幅は 1.7mで、山側に幅 0.7mの側溝を掘っている。

第3トレンチ(1×7.6m)は、旧佐田宮不動尊から街道と交差する林道・砂防ダムまでの区間に設定した。山側にあたる東半は表土直下で岩盤が露出し、西半の現道の 20cm ほど下では岩盤上に堆積した褐色砂質土を平坦に造成した状況を確認した。平坦面の幅は 1.5mであり、この当初の平坦面の谷側を埋めて幅 2 mの現道に拡幅していた。周辺においては街道が近接して2度も谷川を渡ることが不自然であり、近年の工事の影響も想定されることから、本来は別の経路である可能性も指摘されていた。第3トレンチはその確認も目的としていたが、明確ではなかったことから北側に第6トレンチ(0.5×5.4m)を追加した。現道下の状況は第3トレンチと同様であるが、現道から 1.2mほど東の山側の斜面で表土下の岩盤を平坦に造成した状況が見られた。この平坦面の幅は 1.2mであり、第3トレンチ付近から分岐して上方へ向かう道である可能性も考えられる。現状の踏跡も勘案すると、砂防ダムの北方で現道と接続することも想定でき、この場合は谷川を渡ることはない。

第4トレンチ(1×4.9m)と第5トレンチ(0.5×7.6m)は、林道から山粕峠までの区間に設定した。周辺では、現道の幅が約 1 mであり、山側に幅約 0.6mの溝が掘られていた。また第4トレンチでは谷側、第5トレンチでは山側に平坦面が造成されていた。第4トレンチでは、表土下 0.5mで黄褐色砂質土の地山を平坦に造成した状況を確認した。この平坦面の幅は 1.25mであり、谷側へは緩やかに下る。山側では地山を大きく溝状に掘っており、幅 2 m以上、深さ 1.4m以上を計る。現状の溝はそれを踏襲したものであった。第5トレンチでは、山側の斜面においては表土直下が地山であったが、現状の平坦面下から谷側へは厚く砂礫層が堆積していた。その層を切り込んで溝を掘り、現道側には石垣 SW01 を積ん

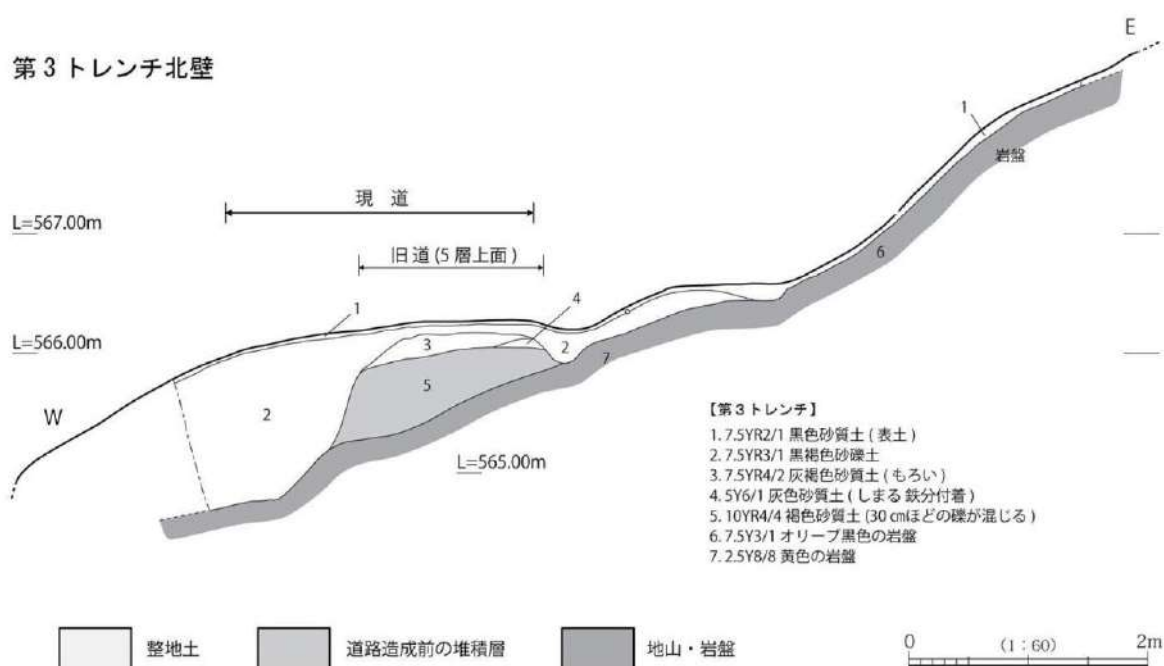


図 46 第2次調査 調査区土層図(第3トレンチ)

でいた。石垣は、山側に平坦面を造成した範囲に設けたようであり、延長は約 5.6mである。中心付近では 20～30cm の礫を 3 段積み、高さは 70cm 程度で、両端では 1 段になる。調査区内では石垣の裏側から 1 m ほどのところに整地土が見られ、その間も石垣と同様な礫を詰め込んでいた。礫の上面に薄い整地土を敷き、これが幅 0.8m の現状の路面になっていた。

この調査では、遺物はほとんど出土しなかったことから旧道や現道を造成した時期は明らかではない。しかし、わずかな遺物と第 1 次調査結果も勘案して近世後半以降と推測された。



図 47 第 1 トレンチ西半(南西から)



図 48 第 3 トレンチ西半 現道と旧道の造成(南から)



図 49 第 2 トレンチ西半(南西から)



図 50 第 3 トレンチ中央 岩盤に掘られた溝(南から)

まとめ

この調査では、6 箇所のトレンチを設定し調査を実施したが、そのうち 5 箇所にて旧道から現道までの構造と規模の変遷を明らかにすることができた。また、それぞれのトレンチにて旧道の跡を確認することができたことより、山粕峠の曽爾村側については、麓から峠に至るルートは現道と大きく変わらないことが考古学的に検証された。

ただし、第 6 トレンチにおいては現道直下付近で旧道の痕跡は確認されなかったことと、同トレンチより上流にある砂防堰堤周辺では堰堤建設工事により地形が改変されていることから、この間のルートは不明である。

第4章 史跡伊勢本街道の本質的価値

第1節 史跡伊勢本街道の本質的価値の明示

(1) 史跡伊勢本街道の評価

伊勢本街道の指定説明文において下記のとおり評価されている。

- ① 近世における伊勢信仰及び参詣の様相を明らかにする遺跡
- ② 発掘調査により、旧道跡や側溝の遺構が確認され、峠の平坦部では建物跡も見つかっている。
- ③ 山粕峠及び鞍取峠とも、現在も地道が良好に残されている。

(2) 史跡伊勢本街道の本質的価値

伊勢本街道は、日本の神道の中心的存在である「伊勢神宮」(正式には「神宮」、以下「伊勢神宮」という。)に対する信仰を基盤とした参詣の様式である「伊勢参り」「お陰参り」を支えた交通遺跡である。

伊勢神宮への参詣は、古来は天皇以外が幣帛をお供えすることを禁じた「私幣禁断」という制度があり、一般のものが参詣することはなかった。しかし、律令制度の衰退とともに中世以降伊勢神宮の存在も広く知れ渡るようになり、一般の社寺参詣の影響も受け貴族はもとより一般庶民の参詣も次第に増えていったと言われている。『勘仲記』には多くの人が参詣を行ったことが記されている。本格的な参詣の流行は近世に入ってからである。江戸時代は基本的に庶民の旅行は禁じられていたが、「伊勢参り」を目的としての旅行については各藩も許可していたようである。伊勢神宮の権禰宜層により「御師」の組織が形成され、参宮の手配から大麻などの神札の頒布を通じて地方の檀家を拡大していった。こうして各地で「伊勢講」「神明講」が組織され、庶民の間での「伊勢参り」が広く流行することとなり、「一生に一度はお伊勢参りをする」という通念が生み出された。これが基盤となり、中でも50～60年に一度、爆発的に発生した集団による熱狂的な参詣が「お陰参り」である。これらの年に参拝した人々の年間の数は、当時の日本の人口の1割以上にも達することがあったという。また、「伊勢参り」には本来相当の旅費がかかるものであるが、これに対し村々では「講」の名のもと資金を積み、代参を出すなどした。そして参詣への出発や帰還時には「坂迎え」をはじめとする様々な儀礼が行われるようになった。「伊勢参り」の旅では、京・大坂といった先進地や沿道の土地の人々との交流により、新しい農法や農具、服装や芸能・音楽など最新の知識や技術、流行に触れ見聞を広め、これを地元に戻って伝え広めた。

こうした伊勢神宮への参詣する人々が通った道が「伊勢街道」「伊勢参宮道」であった。上方から伊勢に向かう街道では「上街道(あを越え)」「中街道(伊勢本街道)」「下街道(和歌山街道・高見越え)」の3つのルートが代表的であった。この中でも「中街道」は「神の御心に叶う」道といわれ(『伊勢道中案内』明和5年)、そのためこの道は「伊勢本街道」と呼ばれている。

伊勢本街道は、参詣または巡礼の経路としてその信仰の拡大とともに順次整備されていった。しかし、鉄道の開通という交通手段の変化により徒歩での参詣者は激減し、また道路の新設による経路の変更な

どにより旧道はいつしか利用されなくなっていった。そうした中、山粕峠と鞍取峠は道の線形・幅員・道標が残り、かつての伊勢本街道としての旧景を見ることができる数少ない場所である。また、発掘調査により旧道の幅員、路面、切り通し、建物跡、石垣などが発見されており、当時の遺構の残存も確認されている。

このように、伊勢本街道の旧景や遺構が残されている山粕峠と鞍取峠のうち、本来の経路が不明な部分を除いた範囲が史跡として指定を受けた。

史跡伊勢本街道は、日本の聖地巡礼の経路としてだけでなく、沿道の各地に様々な影響を与え、地域の文化・習俗・宗教・生業などにおいて歴史上または学術上の価値を有する貴重な遺跡である。

以上のような史跡伊勢本街道の本質的価値を下記のようにまとめる。

1. 近世における伊勢信仰及び参詣の様相を明らかにする遺跡

伊勢信仰及び参詣の様相を明らかにする遺跡である。聖地巡礼の経路としてだけでなく、沿道の各地に様々な影響を与え、地域の文化・習俗・宗教・生業などにおいて歴史上または学術上の価値を有する貴重な遺跡である。

2. 容易さより距離を重視した経路設定

伊勢本街道は、険しいが直線的で距離が短いコースである。そのためいくつもの峠を越えることとなる。今回の調査対象地である「鞍取峠」は、伊勢本街道の中でも難所の一つに挙げられた。難路を越えてこそ神意に叶う道と言われている。

3. 歴史的な道としての形態を良好に遺存した道(地上に遺存)

自然の地形を生かした道の線形・地道等の路面の形態・道の両側の地形など、歴史的な道としての形態が遺存している。

4. 地下に残る道に関する遺構・遺物(地下に遺存)

発掘調査の結果、地下には旧道の路面、側溝、切り通し、建物跡などの遺構及びそれらに伴う遺物が良好に残されている。

第2節 史跡伊勢本街道の構成要素

史跡の保存・活用及び整備においては、以下に示す史跡の本質的価値を構成する要素とそれ以外の様々な要素を特定し、現状変更等の取扱方針や基準を検討する必要がある。史跡伊勢本街道の場合、史跡を構成する要素として「本質的価値を構成する諸要素」と「主たる構成要素ではないが、史跡への理解を深めるための要素」の大きく2つの要素に分類する。そしてこれらの要素に加え、指定地と一体となった良好な環境保全が望ましい区域についてもその諸要素の特定を行う。

上記構成要素の詳細については、下記のとおりである。

【 史跡を構成する要素 】

①本質的価値を構成する諸要素

史跡の指定要件に関わる要素で、史跡としての指定に値する枢要の価値を構成する要素である。具体的には、道路(道筋)といった街道を構成する要素と街道が立地する地形、埋蔵される遺構(旧道路面)・遺物がそれである。

②主たる構成要素ではないが、史跡の保存・活用に必要な要素

史跡の本質的価値を構成する諸要素ではないものの、①と②は一体となって史跡を構成しており、両者を明確に把握することは史跡の適切な保存管理を行う上で不可欠なものである。史跡伊勢本街道においては史跡の保護・利用(活用)に有効な要素として雨水排水用の側溝や横断溝、栈道橋(木製)、道標がそれである。

【 指定地の周辺環境を構成する要素 】

①未指定地で街道の価値を示す要素

現在は史跡の指定地外ではあるが、伊勢本街道を構成する街道に関する諸要素を指す。これらの範囲については史跡指定地と一体で保護することが望ましい。

②その他の歴史的文化的価値を示す要素

史跡の範囲外ではあるものの、伊勢本街道を中心とした地域の歴史の重層性・価値の多様性を示す諸要素。指定地と一体をなして保全が必要と考えられる地域の要素を特定する。

また、伊勢本街道の沿道には、往時の宿場町としての雰囲気が残る景観が形成されている。これらは史跡の本質的価値を支える要素であり、指定地と一体をなして保全が必要と考えられる地域。しかし、現代の生活空間でもあることより、保全との両立について検討が必要である。

④便益施設

便益施設は、史跡を活用するにおいて有効な要素であり、見学者が史跡を快適に見学するために必要な施設である。史跡の活用において必要なトイレや休憩施設などの便益施設の設置場所については利便性が求められるが、遺構の保存に影響を及ぼす可能性がある場合または史跡の景観に影響を及ぼす可能性がある場合には、当該施設の建設をしてはならないとされている。また、設置位置についても、史跡の中核部でない周縁の地域で、かつ学術的観点から想定される機能上の地割や領域に抵触しない位置の選択が求められている。便益施設については、史跡の価値を損なわないよう、その在り方を検討し配慮したものであり、必要に応じて内容や修景に配慮した更新も検討する必要がある。

⑤地形・植栽・工作物

伊勢本街道を中心とした歴史的文化的な要素と一体となって価値を構成する一定の広がりからなる空間。伊勢本街道から見渡す周辺景観とそれらを構成する自然及び史跡の本質的価値を構成する要素ではないが街道に隣接する工作物を指す。

史跡の保存・活用及び整備においては、史跡の本質的価値を構成する要素と、それ以外の要素を特定し、現状変更等の取扱方針や基準の検討に加え、それらの取扱いを検討する必要がある。

このうち、本質的価値を構成する要素以外については、要素の性質、史跡やその保存・活用との係わり合いを考慮し、これらを分類・特定して、その状況や役割等に応じて保存や保護、活用・整備の対応策を検討する。

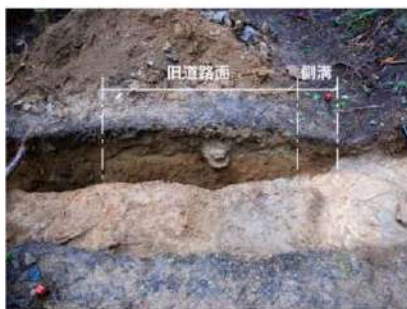
これらの構成要素の特定は、史跡を構成する要素と指定地の周辺環境を構成する要素に区分する。

それぞれの細かい内容については次の表 6 にまとめる。

表 6 構成要素の分類

史跡を構成する要素	本質的価値を構成する諸要素	道路(街道)が立地する地形、旧道路面、側溝、その他遺構、遺物
	主たる構成要素ではないが、史跡の保存・活用に必要な要素	雨水排水用側溝及び横断溝、栈道橋(木製)、道標、散水栓、
指定地の周辺環境を構成する要素	未指定地で街道の価値を示す要素	旧道路面及び側溝、道標(六字名号碑)、峠平坦地(建物跡、石垣、土塁、切り通し、石組井戸ほか)、遺物
	その他の歴史的文化的価値を示す要素	佐田の宮跡(細田神社)、山粕集落(旧宿場)、八辻城跡、春日神社、専光寺
	地形・植栽・工作物	水田跡、スギ・ヒノキ植林地、お茶の木、その他周辺景観 砂防堰堤及び旧作業ヤード跡、導水施設(個人設置)、石垣(土留め)、林道及び橋梁、墓地
	便益施設	案内板、説明板、ベンチ、道標、トイレ、休憩所、自動販売機、丸木橋、丸太階段

1. 史跡を構成する要素



旧路面（山粕峠第2トレンチ）※



雨水排水用側溝（山粕峠）



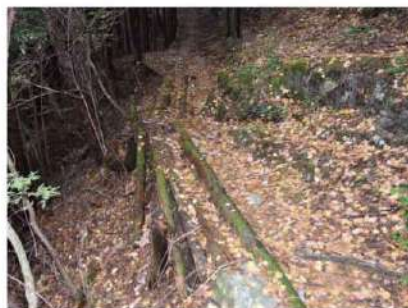
雨水排水用側溝（山粕峠）



横断溝（山粕峠）



横断溝（鞍取峠）



栈道橋（鞍取峠）



道標（山粕峠）



散水栓（山粕峠）

2. 指定地の周辺環境を構成する要素



道標（六字名号碑・鞍取峠）



建物跡（茶屋跡・山粕峠）※



石垣・土塁（鞍取峠）※

図 51 史跡を構成する諸要素及び指定地の周辺環境を構成する要素

（※印は奈良県立橿原考古学研究所提供）



石垣・切り通し（山粕峠）



石組井戸（山粕峠）※



遺物（山粕峠）※



佐田の宮跡（山粕峠）



山粕集落の景観



水田跡（山粕峠）



スギ・ヒノキの植林地（鞍取峠）



お茶の木（山粕峠）



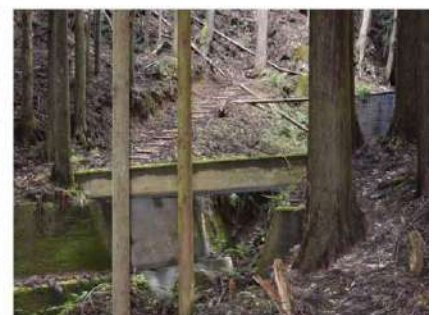
砂防堰堤（山粕峠）



導水施設（個人設置・山粕峠）



土留め石垣（山粕峠）



林道・橋梁（山粕峠）

図 52 指定地の周辺環境を構成する要素
（※印は奈良県立橿原考古学研究所提供）



墓地（鞍取峠）



説明板（鞍取峠）



ベンチ（山粕峠）



道標（山粕峠）



休憩所・トイレ・自販機（鞍取峠）



丸木橋（山粕峠）



丸太階段（山粕峠）

図 53 指定地の周辺環境を構成する要素

第5章 史跡伊勢本街道の現状と課題

第1節 保存管理に関する現状と課題

(1) 現状

現在、史跡としての指定範囲はその道路部分(道筋)のみである。また、隣接する土地については直接文化財保護法による保護の適用範囲(埋蔵文化財包蔵地など)ではない。史跡指定地は100%が公有地(村有地)であり、地目はそのすべてが里道である。曾爾村は令和4(2022)年2月に史跡の管理団体の指定を受けており、文化財を所管する教育委員会事務局が史跡としての維持管理を担当している。また、里道の管理については地域建設課が行っている。

日常の維持管理については、教育委員会事務局が年2回、曾爾村シルバー人材センターに委託して細田神社周辺を中心に繁茂している下草刈りを実施している。

平成30(2018)年の台風第21号の通過に伴い、鞍取峠周辺で多くの樹木が倒れ、道を塞いでしまい通行ができない状態となった。倒木を切断するなどして通行できるよう応急の処置を行った。

(2) 課題

史跡の保存管理に関する現状を踏まえ、今後の史跡の保存管理のあり方について下記の課題を設定する。これら課題は活用、整備、運営・体制にも関連するものである。

● 点検・管理の徹底と地域住民との連携・協働

本史跡は未舗装の山道であるという性格上、降雨により路面の破損や路肩・法面の崩落を防ぐのは難しい。定期的な点検や日常的な維持管理が大切である。これらは基本的に史跡の管理団体である曾爾村が担うものである。しかし、これらを行政だけで対応することは難しく、住民の方々や地域で活動される団体との連携・協力を進める必要がある。

● 史跡隣接地所有者への協力の要請

本史跡は、街道という文化財の性格上隣接する土地の地形及び景観や工作物は、史跡の本質的価値を支える重要な構成要素である。指定地の現況を維持し、遺構の保護と来訪者の安全確保のためには沿道樹木の管理や法面の保護が必要である。また、文化的景観としての価値を持つ伊勢本街道からの眺望景観を維持していくことも重要である。倒木の恐れのある樹木の撤去や眺望確保のための間伐などは史跡に隣接する土地の所有者の協力が不可欠で、史跡の保護に対する理解と協力を要請することが大切である。

● 庁内での情報の共有化

史跡の保存管理に関する業務は文化財を所管する教育委員会事務局の担当であるが、里道の維持管理については地域建設課である。庁内での情報の共有化を図り、史跡の保護に努める必要がある。

● 伊勢本街道に関する調査・研究

伊勢本街道については、史跡指定範囲内はそのルートが確認されているものの、山粕集落内でのルートは未確認である。また、集落内に残る建造物や古文書類なども十分な調査がされていない。史跡の保

存管理や活用の面からも継続的な調査・研究が必要である。

● 追加指定と公有化

今回、史跡の指定を受けた範囲は道路部分のみである。山粕峠の頂部には茶屋があったと言われ、発掘調査により建物跡・石垣なども確認されている。鞍取峠の頂部にも平坦面があり、こちらにも茶屋があったことが文献には見られる。また、鞍取峠の登り口には正面に「南無阿弥陀仏」の名号と左に「いせみちみぎゑ」の文字が刻まれた道標が残る。伊勢本街道の歴史を伝える重要なものである。これら峠の平坦面や道標の置かれた土地については、伊勢本街道の価値を構成する要素である。道路部分と併せて保護すべきものであり、追加指定とその後の公有化が必要である。

第2節 活用に関する現状と課題

(1) 現状

現在の伊勢本街道の利用については、ハイキングや旧街道巡りの方々が中心である。

学校教育での活用については、平成 18(2006)・19(2007)年度に国の「へき地教育研究指定校事業」の取組みの中で、6年生の総合的な学習の時間で行った『『ぬるべの郷』の歴史を探ろう』において、伊勢本街道の歴史を学ぶとともに、萩原札の辻(宇陀市)の「あぶら屋」や山粕に残る旧跡や峠などの現地見学を行い、その研究成果を「奈良県へき地教育研究大会」にて生徒自ら発表を行った。

令和元(2019)年 11 月には前年度に完了した歴史の道整備事業の事業竣工を記念し「街道ウォークー秋の奥宇陀を歩くー」を風景街道「伊勢本街道」連絡協議会の主催、曽爾村体育協会の共催で実施。宇陀市室生上田口から御杖村菅野までを歩くウォーキングイベントで、山粕では地元有志による炊き出し等の接待が行われた。

平成 22(2010)年度頃から地域の活性化を目的に、街道沿いの民家でメダカを飼育し往来する方々の鑑賞に供するとともに販売を行っている。

平成 28(2016)年度からは、宇陀市・曽爾村・御杖村の3自治体で組織した「伊勢本街道宇陀地区連絡協議会」にてそれぞれの取り組みなどについて情報交換を行ってきた。



図 54 街道ウォークー秋の奥宇陀を歩くー

(2) 課題

● 文化財を活かした学校教育・社会教育の充実

史跡伊勢本街道をはじめとした曽爾村の文化財を活かした学校教育・社会教育の充実が必要。住民の方々と子どもたちが学び・体感し、文化財や地域への親しみと誇りを醸成していけるよう、学校教育や

社会教育における取組みを積極的に進める必要がある。

- 伊勢本街道宇陀地区連絡協議会との連携

現在、休止中の伊勢本街道宇陀地区連絡協議会の活動を活発化させ、伊勢本街道沿線の自治体との連携の強化が必要。

- 伊勢本街道に関する PR・情報発信の必要

伊勢本街道に関する新しい発見や情報など、パンフレット等の更新や新規発行が必要。また、SNSをはじめとする ICT(情報通信技術)の活用など PR・情報発信を進める必要がある。

- 伊勢本街道の利用促進

伊勢本街道の利用については、歴史遺産としての活用だけでなく健康づくりや自然観察、里山保全運動など多様な活用が望まれる。

- 広域的なネットワークの充実・強化

伊勢本街道は、桜井市の初瀬から三重県伊勢市の伊勢神宮までの歴史の道である。宇陀地域だけでなく桜井市や三重県側の沿道自治体など、広いエリアでの連携が必要である。

第 3 節 整備に関する現状と課題

(1) 現状

伊勢本街道に関する整備として、時期は不明であるが、鞍取峠の山道にて雨水排水用の横断溝と路面崩落箇所にも木橋を設置。平成 2(1990)年度に鞍取峠山麓の国道脇に『絆の里休憩所』として休憩所及びトイレ、公衆電話等の整備を村が行った。

平成 28(2016)～30(2018)年度に歴史の道整備事業として国の補助を受け整備を実施。雨水排水用の側溝及び横断溝の改築、素掘側溝の整形、崩落法面の復旧、溪流渡河用木橋の付替え、サイン及びベンチの設置などを行った。

現在、曾爾村内の伊勢本街道については、伊勢本街道のルートを示す「道標」と、歴史の道整備事業において設置した「説明板」の 2 種類のサインが既に設置されている。「説明板」については、歴史の道整備事業において設置したものであるが、これは「風景街道「伊勢街道」連絡協議会」が伊勢本街道沿いの各所に設置されている説明板の形状を踏襲し、躯体は耐久性のある素材に変更したものである。

トイレについては、鞍取峠の登り口の国道脇に休憩所とともに平成 2(1990)年度に設置されている。また、峠を越えた御杖村桃俣地区の隠地橋横の御杖村観光案内所にもトイレが設置されており、鞍取峠の両麓にはトイレがある。これに対し山粕峠地区にはトイレが設置されていない。山粕集落内においても来訪者が自由に利用できるトイレは無い。峠の反対の宇陀市側でも赤埴地区まで無く、鞍取峠の登り口までの約 12.5 km にトイレは設置されていない。

駐車場については、山粕峠地区、鞍取峠地区のどちらにも専用の駐車場は設けられていない。現況と



図 55 絆の里休憩所

しては、両峠登り口の国道の路側帯に駐車している状態である。鞍取峠地区は駐車禁止区域ではないが、山粕峠地区の路側は交差点から 5m 以内にあたり駐車禁止区域にあたる。

トイレや駐車場の設置場所については、山粕峠登り口付近、鞍取峠登り口付近ともに現在適当な用地が無い。

峠の平坦地には「茶屋」があったことが伝えられており、発掘調査によって遺構(建物跡、土塁、石垣、石組井戸、切り通し等)も確認されている。また、鞍取峠の登り口には道標も残っている。

(2) 課題

● 史跡の本質的価値の保存と来訪者の安全確保

山間部の峠道という遺跡の性格上、降雨による路面の損壊、路肩や法面の崩落は継続的に進行していく。台風など強風による倒木も断続的に起こる。史跡の本質的価値の保存と来訪者の安全を確保する必要から、対応策の検討と速やかな施工が必要である。

● 史跡としてふさわしい修景

平成 28(2016)～30(2018)年度に実施した整備事業において修復した史跡隣接地の法面については、緊急性を重視し耐候性土のう積みによる施工であったので、史跡としてふさわしい景観となるよう考慮した工法での修景が必要。

● 未整備箇所の早急な対応

平成 28(2016)～30(2018)年度に実施した歴史の道整備事業において未整備であった場所やその後破損・損壊が著しくなった場所について、速やかな対応が必要である。

● 追加指定予定地の遺構の保存

峠の平坦地に残る遺構や鞍取峠の登り口の道標については追加指定を予定しており、これらについては確実な保存が必要である。

● 倒木の撤去

鞍取峠の頂部では、平成 30(2018)年の台風第 21 号により倒木被害が発生した。現在は、倒れた木を切断し移動するなどの応急処置によりとりあえずは通行ができるようにしているが、残木はいまだに峠付近に残されており、安全上や景観上からも速やかな撤去が必要。

● 史跡の価値の顕在化

一部に道標・説明板・案内板が設置されているものの、史跡の本質的価値を解説するなどのガイダンス機能を担う設備・施設の未整備であり、史跡の価値の顕在化が不十分。また、道標については矢印でルートは示しているが、次の施設までの距離が示されていない。本体が木製であるため腐食するなど破損しているほか、板面の文字が見えにくくなっているものもある。系統的計画的なサインの整備や遺構表示が必要である。また、ガイダンス施設の設置も望まれる。

● 沿道樹木の間伐

史跡指定地は植林地の中を抜ける峠道である。かつては谷筋に水田を望み沿道にお茶の木が植わっているような明るい峠道であったと考えられるが、昭和 30(1955～1964)年代より造林事業による植林が進められ、史跡指定地



図 56 道標

第4節 運営・体制の整備に関する現状と課題

(1) 現状

史跡伊勢本街道の管理団体は曾爾村であり、管理・運営に責任を持つ。担当部局は教育委員会事務局である。ただし、自治体規模が小さいため教育委員会事務局の人員も少なく、文化財に関する専門職員の配置はできていない。文化財を担当する職員に文化財保護に関する経験や知識が不足しており、学術的・技術的な対応ができず、管理団体としての責務を十分に果たすことができていない。

しかし、平成 28(2016)～30(2018)年度に実施した歴史の道整備事業では当初から伊勢本街道の山粕峠地区及び鞍取峠地区について、整備を先行させたうえで国の史跡指定を目指すとして事業を展開した。そして文化庁及び奈良県の指導を仰ぎながら意見具申を行い、令和 3(2021)年 10 月に国の史跡指定を受けることができた。この史跡指定に合わせ、曾爾村では令和 3(2021)年 9 月に文化財保護条例を制定するとともに、曾爾村文化財保護審議会を設置するなど文化財の保護・管理を進めるよう努めている。

また、史跡の管理については、令和 4(2022)年 2 月に曾爾村が管理団体の指定を受け、教育委員会事務局が事務を担うが、庁内全体として史跡の保存・活用にあたるため関係各課で組織した「史跡伊勢本街道保存整備連絡調整会議」を設置し協力体制を整えた。

広域での取り組みとして、平成 28(2016)年度に宇陀市・曾爾村・御杖村の 1 市 2 村で「伊勢本街道宇陀地区連絡協議会」を組織し、伊勢本街道を活用した地域活性化事業を展開するため、情報共有を図るとともに、学識経験者の方々からのご指導ご助言をいただいていた。しかし、現在会の活動は休止している。

(2) 課題

● 現有職員の資質向上と専門職員の配置

曾爾村は史跡伊勢本街道の管理団体に指定されているものの文化財に関する専門職員の配置はできていない。現有職員の資質向上を図ることと専門職員の配置が必要である。

● 「史跡伊勢本街道保存整備連絡調整会議」の活用

史跡の保存・活用についての庁内における情報共有を行い、課題解決のための連携を図ることを目的に組織した「史跡伊勢本街道保存整備連絡調整会議」の積極的に活用する必要がある。

● 史跡や文化財の保護に関わる団体等が無い

史跡やその他文化財の保護については、行政だけでは対応できない。日常の維持管理や活用において、地域に住民の方々や団体等との連携・協働は必要である。それらを担ってもらえる団体やサポーター組織等の育成が望まれる。

● 近隣自治体との連携強化

宇陀市・曾爾村・御杖村で組織する「伊勢本街道宇陀地区連絡協議会」はここ数年休止状態であるが、街道という遺跡の性格上、広域での情報共有と連携は必須である。協議会の再開が望まれる。

また、奈良県内だけでなく三重県側の沿道自治体や、さらに広域に活動している歴史街道推進協議会などとも連携することが必要である。

● 国・県その他関係機関等との連携の強化

史跡の現状変更等や整備などにおいては、国・県との連絡・調整や支援は不可欠であるとともに、調査・研究などにおいては、大学等研究機関や学識経験者等の協力が必要である。これら行政機関や研究機関等との連携の強化が望まれる。

第6章 保存活用の大綱と基本方針

第1節 大綱(ビジョン)

史跡の価値を確実に保存し未来に継承する、そしてその価値を顕在化し有効に活用するためには、史跡の保存(管理)・活用・整備及び運営・体制に関して、計画的で実効性のある取組みを行う必要がある。

これら活動には、地域住民との連携・協働による日常的・定期的な維持管理を進めるとともに、教育・文化・観光・まちづくり・地域活性化などの観点からの取組みも重要となる。また、史跡の調査や整備には国・県の支援が不可欠であり、学識経験者や専門家の協力も必要である。

このため、史跡伊勢本街道に関わる住民や行政・各種団体が共有し目標となる基本理念を下記のとおり示す。

【基本理念(目標)】

- ① 遺存する遺構の確実な保存を図る。
- ② 適切な活用を図るための整備を行う。
- ③ かつての伊勢信仰や参詣の様相について調査・研究を進め、広く周知を図り、地域住民の郷土愛の醸成に努める。

第2節 基本方針

保存管理の方針

- 史跡の本質的価値を構成する要素の確実な保存に取り組む。
- 降雨による路面や法面の崩壊を防ぐため、定期的な点検と日常の維持管理を徹底する。
- 危険箇所が発見された場合は速やかに対応策を検討し実施する。
- 史跡の活用・整備と調整しながら、歴史的環境を構成する要素などの保存のあり方を検討する。
- 伊勢本街道に関する調査・研究(史料・建造物・民俗ほか)を進め、追加指定を含め保存管理に活かすとともに、広く周知を図り活用に活かす。
- 地域住民や団体と連携し、日常的な清掃美化や下草刈り、樹木の伐採など維持管理に取り組む。
- 史跡の現状変更の取扱基準について庁内での情報共有を図り、開発行為等からの史跡の保護に努める。
- 史跡隣接地の土地所有者との協力関係を強化し、沿道の樹木の管理に努める。
- 現在の史跡指定範囲は道路(里道)部分のみであるが、沿道に所在する道標や調査により検出した遺構は本史跡の価値を構成する重要な要素である。これらの追加指定をするとともに公有化を図る。

活用の方針

- 学校教育との連携を強化し、授業等での活用を図る。
- 生涯学習(社会教育)における活用を図る。
- 「伊勢本街道宇陀地区連絡協議会」の活動を活発化させ連携を強化する。
- 伊勢本街道に関する PR・情報発信を強化する。
- 歴史遺産としての活用だけでなく、自然・健康・環境など様々な分野での活用を企画し、新たな分野でのファンの獲得に努める。
- 奈良県側だけでなく、三重県側との連携・協力を進め、広域での連携を図る。

整備の方針

- 史跡の本質的価値の確実な保存と来訪者の安全を確保する。
- 緊急的に整備した箇所を修景するとともに、未整備箇所については早急に対応する。
- 案内板・説明板等のサイン類を充実させ、史跡の価値の顕在化に努める。
- 山粕峠頂部の検出遺構(建物跡)について遺構表示の検討を行う。
- ガイダンス施設の設置の検討を行う。
- 隣接地の所有者の協力のもと、樹木の間伐により明るい山道を整備する。
- 道路(街道)に悪影響を及ぼす可能性のある樹木等については、所有者等と協議のうえ伐採や間伐を行う。
- 来訪者のための駐車場の整備を検討する。
- 山粕峠地区のトイレ設置を検討する。

運営・体制の方針

- 現有職員の資質向上を図り、専門職員の配置を検討する。
- 文化財・学校教育・社会教育・土木・観光・地域振興など各分野の職員で組織した「史跡伊勢本街道整備連絡調整会議」を積極的に活用し、情報共有と課題解決の連携を図る。
- 史跡や文化財の保護に関わる団体等を育成する。
- 近隣自治体との連携を強化する。
- 国・県・大学等外部機関との連携を強化し、協力・支援を得られる体制を整える。

第7章 保存管理

第1節 保存管理の方向性

伊勢本街道及び周辺部の保存管理に関する方向性については、それぞれを構成する要素ごとにその方向性を検討することとする。

(1) 史跡を構成する要素

史跡を構成する要素については、「史跡の本質的価値を構成する諸要素」と「主たる構成要素ではないが、史跡への理解を深めるための要素」の2つがある。

史跡伊勢本街道の本質的価値は「近世における伊勢信仰及び参詣の様相を明らかにする遺跡」であること及び「発掘調査により、旧道跡や側溝の遺構が確認され、峠の平坦部では建物跡も見つかっている」「山粕峠及び鞍取峠とも、現在も地道が良好に残されている」であるとされている。そして、これらの価値を構成する要素は、道路(道筋)といった街道を構成する要素と街道が立地する地形、埋蔵される遺構(旧道路面)・遺物である。史跡を構成する要素については、史跡の本質的価値を顕在化し、その価値を将来にわたって継承するため、これらの諸要素に関する調査を継続的に行い、確実に保存し、持続的な管理を行う。

また、「主たる構成要素ではないが、史跡への理解を深めるための要素」については、史跡の保護・利用に有効な要素として、路面の排水に関する施設や河川を路肩の崩落した路面を拡張する栈道橋、また案内用のサインがある。史跡本体である路面等を保護し維持するために必要な施設や活用において有用な施設であることより、その維持管理に努め、必要に応じて更新する。

(2) 指定地の周辺環境を構成する要素

指定地外において周辺環境を構成する要素については、「未指定地で街道の価値を示す要素」「その他の歴史的文化的価値を示す要素」「地形・植栽・工作物」「便益施設」の4つに整理した。

これらのうち、現在は史跡の指定地外ではあるが、伊勢本街道を構成する街道に関する諸要素である「未指定地で街道の価値を示す要素」については、史跡指定地と一体で保護することが望ましいため、今後各種調査を進め価値の明示を行い、所有者・占有者の協力のもと史跡の追加指定を進めながら、必要に応じて公有化を検討する。

「その他の歴史的文化的価値を示す要素」は、指定地外ではあるものの伊勢本街道を中心とした歴史の重層性・価値の多様性を示す諸要素である。指定地と一体をなして保全が必要と考えられる地域の要素を特定し、状況に応じた保全策を講じる。伊勢本街道の沿道に広がる山粕集落には近世の民家が今も見られるなど、かつての宿場町の佇まいが残る景観が形成されている。伊勢本街道の本質的価値を支える要素であり、こうした景観の維持は重要なことである。しかし、現代の生活空間でもあることより、維持との両立には十分な配慮が必要である。地域住民の理解と合意形成を丁寧に進めるよう努める。

「地形・植栽・工作物」は、伊勢本街道を中心とした歴史的文化的な要素と一体となって価値を構成

する一定の広がりからなる空間である。史跡に隣接する土地については文化財保護法による保護の適用外であるが、街道という文化財の性格上、史跡に直接隣接する土地は指定地の現況を維持するため保存管理上配慮が必要であるとともに、その周辺の景観は文化的景観の価値を持ち、伊勢本街道の本質的価値を支える重要な要素と考えられることから、その眺望景観の維持についても各種法令や計画において維持に努める。特に、景観法の規定のもと景観条例の制定や景観計画に基づく「景観形成重点地区」の設定など、文化財保護法以外の法令の活用も検討することとする。また、工作物については、史跡の本質的価値とは直接関連の無い施設・工作物を指す。史跡の本質的価値に対しての影響について検討し、適切に対応する。

「便益施設」については、史跡を利用(活用)するにおいて有効な要素であり、見学者が史跡を快適に見学するために必要な施設である。史跡の活用において必要なトイレや休憩施設などの便益施設の設置場所については利便性が求められるが、遺構の保存に影響を及ぼす可能性がある場合または史跡の景観に影響を及ぼす可能性がある場合には、当該施設の建設をしてはならないとされている。また、設置位置についても、史跡の中核部でない周縁の地域で、かつ学術的観点から想定される機能上の地割や領域に抵触しない位置の選択が求められている。便益施設については、史跡の価値を損なわないよう、その在り方を検討し配慮したものとし、必要に応じて内容や修景に配慮した更新も検討する。

第2節 保存管理の地区区分と具体的な手法

伊勢本街道及びその周辺部には、史跡指定地内外にわたって遺構の有無、地形の特徴、土地所有の状況など、保存管理上の様々な条件が存在する。これらの状況に合わせて適切な保存管理を行うため、史跡指定地及びその周辺環境を形成する地域を区分し、それぞれの保存管理の考え方と方法を示す。

史跡伊勢本街道の地区区分については、「A 地区：史跡指定地」と「B 地区：今後保護を要する地区」「C 地区：眺望景観保全地区」「D 地区：集落景観保全地区」の4つに区分する。

地区区分の考え方は下記のとおりである。

A 地区：史跡指定地

- ・ 現況は、里道として利用されており、既に公有地となっている。
- ・ 史跡伊勢本街道の指定地であることより、史跡の価値を損なう行為や史跡の価値の回復・向上に係るもの以外の現状の変更を行う行為は原則として認めない。
- ・ 現状変更に関する個別の案件については、次節に示す現状変更取扱基準に基づき対処する。
- ・ 遺構、遺物の保護を図ることを第一とするとともに、遺構の持続可能な活用を推進するため、適切な保存措置を図りながら整備を行う。
- ・ 史跡にふさわしい景観の形成に配慮する。

B 地区 今後保護を要する地区

- ・ 史跡指定の範囲外の土地。現況は、スギやヒノキが植林された山林。

B 地区については必要とする保護の考え方により B1 地区と B2 地区に細分する。

〈B1 地区〉

- ・ B1 地区は、史跡指定地に直接隣接し、史跡の本質的価値を構成する要素が遺存しているものの指定に至っていない土地。
- ・ これまでの調査により、街道に関係する道標(六字名号碑)や遺構(建物跡、側溝、土塁、切り通し、ほか)の所在が確認されている土地。
- ・ 条件等が整い次第追加指定を進める。
- ・ 追加指定された際には、A 地区として扱う。
- ・ 史跡の追加指定を目指しているエリアであり、景観の保全については所有者・占有者に十分説明のうえ理解を求めるものとする。

〈B2 地区〉

- ・ B2 地区は、史跡指定地に直接隣接する土地。このエリアは指定地外であるものの、史跡伊勢本街道は山の斜面を通る街道であり、上部法面や路肩が崩落しては史跡である道を維持できない。そのため道の両側は史跡の現況を維持するうえで保存管理上配慮が必要である。
- ・ 保護を必要とするエリアについては、その箇所により範囲が異なることより図示することはできないが、史跡指定地に直接影響を及ぼすと考えられる範囲とする。
- ・ 史跡の保存管理上配慮が必要であることより、土地の改変等が検討される場合、開発指導部局と文化財保護部局で情報の共有を行い、改変等を行う者に対し史跡の価値を損なわないよう配慮を求める。
- ・ 史跡指定地に直接影響を及ぼす等、保存管理上対応が必要な場合は、適切な措置を講ずる。
- ・ 災害復旧に係る事業及び大規模開発については、事前の協議を求める。

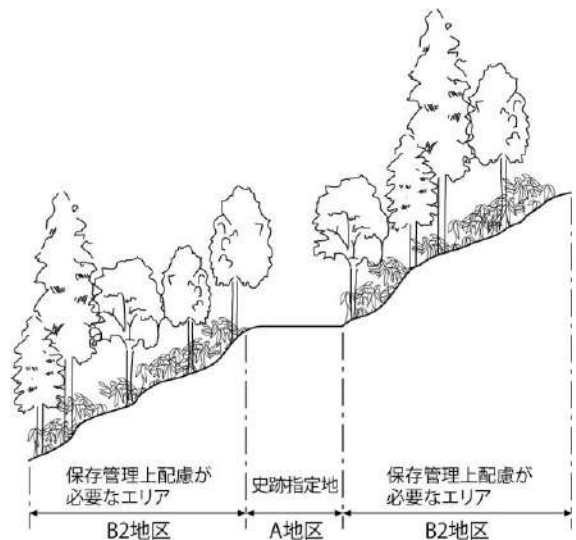


図 58 B2 地区の概念図(断面)

C 地区：眺望景観保全地区

- ・ 史跡指定地の範囲外の土地。現況は、山林。
- ・ 伊勢本街道を中心とした歴史的文化的な要素と一体となって価値を構成する一定の広がりからなる空間。伊勢本街道から見渡す周辺景観とそれらを構成する自然。
- ・ 史跡の本質的価値を支える要素であることを理解し、各種法令や計画において現状の維持に努める。特に、景観法の規定のもと景観条例の制定と景観計画に基づく「景観形成重点地区」の設定など、文化財保護法以外の法令の活用も検討する。
- ・ メガソーラー発電所等の面的な大規模開発については、事前の協議を求める。

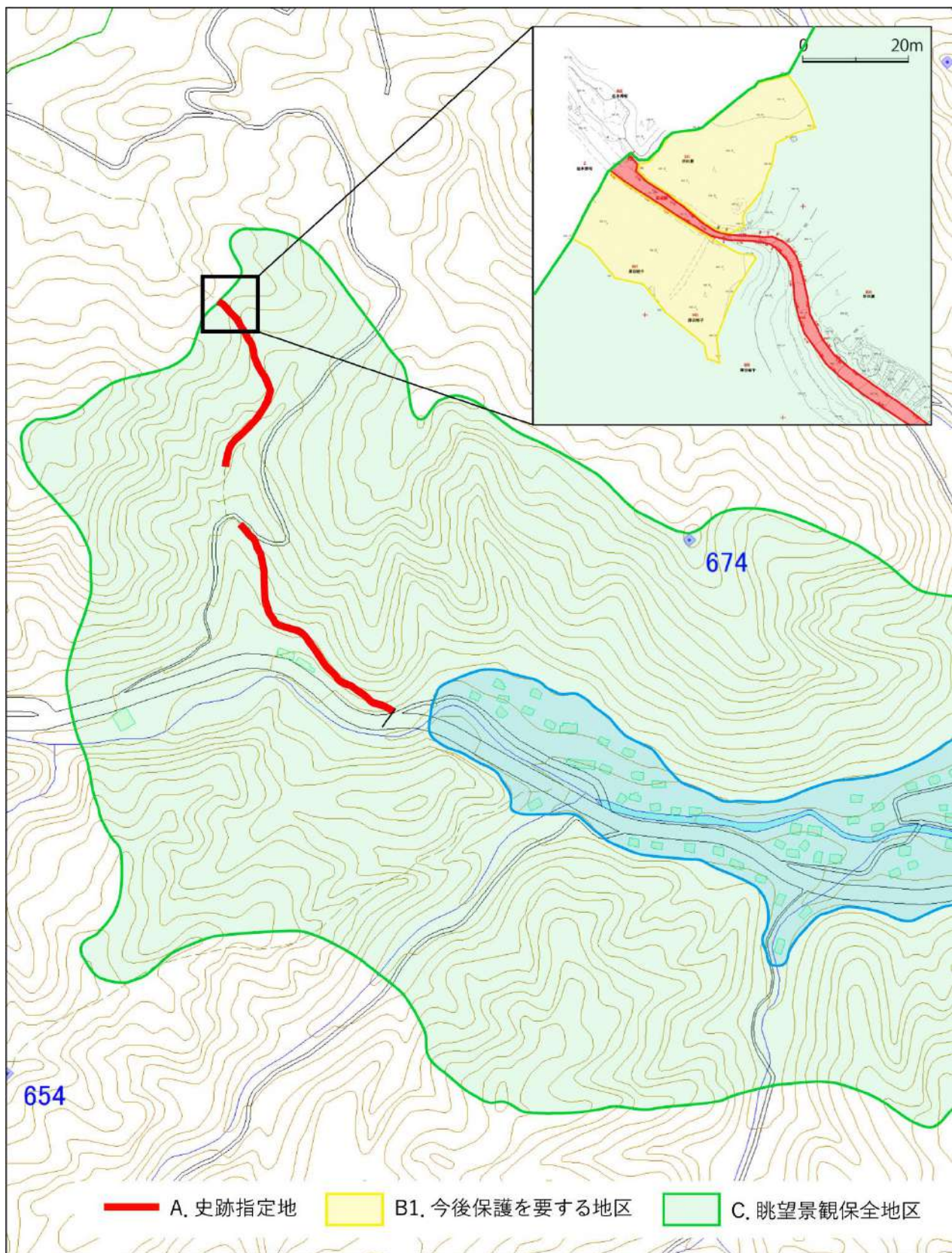
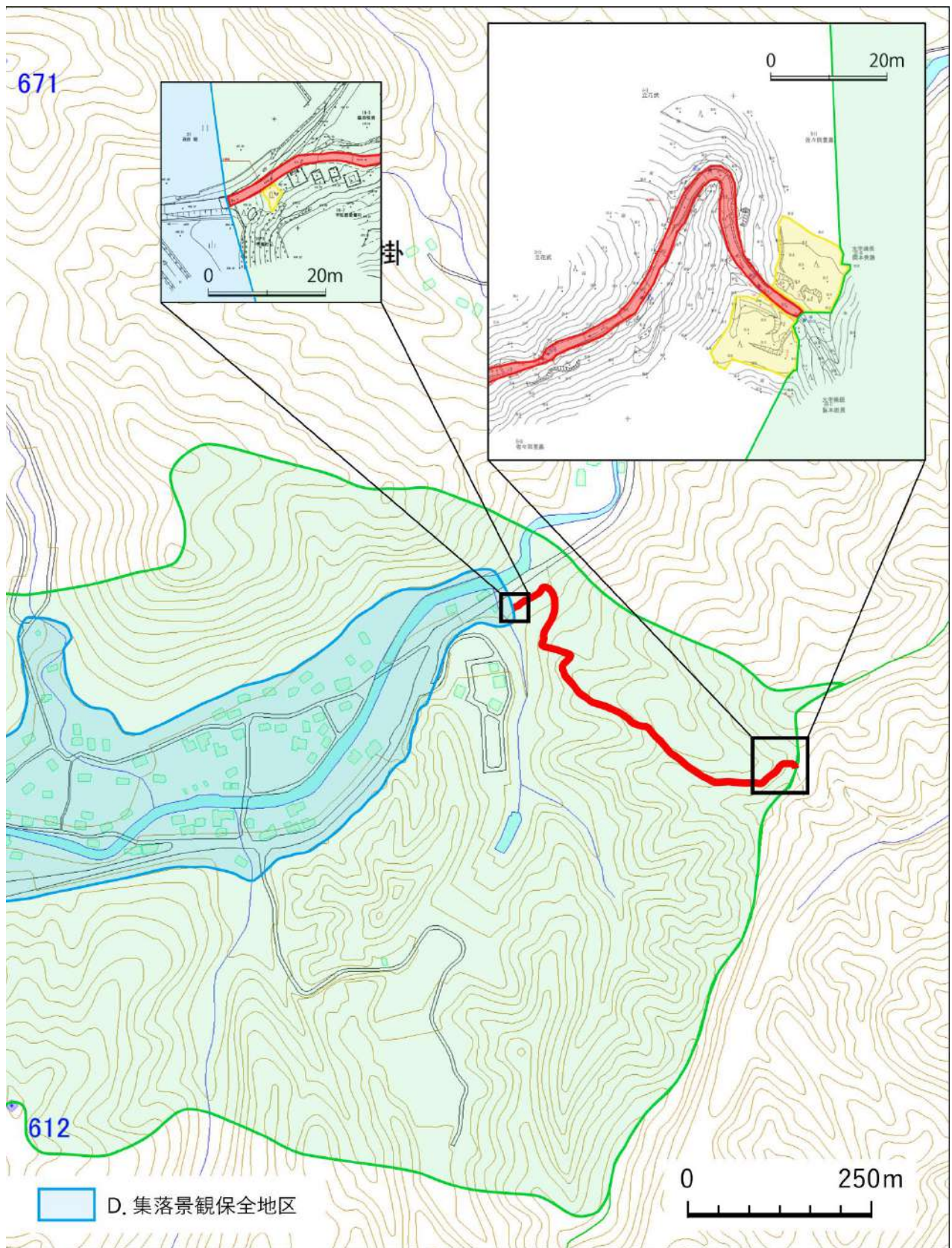


図 59 保存管理



の地区区分図

D 地区：集落景観保全地区

- ・ 史跡指定地の範囲外の土地。現況は、集落。
- ・ 伊勢本街道の沿道に広がる山粕集落は、かつての宿場町の佇まいが残る集落景観が形成されているエリア。
- ・ 暮らしの営みによってつくられてきた固有の景観を有する地域内の集落景観を保全するため協力を求める。
- ・ メガソーラー発電所等の面的な大規模開発については、事前の協議を求める。

第 3 節 現状変更の取扱い

史跡指定地における現状変更の取扱い基準は、下記のとおりである。

(1) 現状変更等の対象行為

① 現状変更等の許可申請の対象となる行為

「文化財保護法」(以下「法」という)第 125 条の規定に基づき、史跡指定地においては、現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為(以下、「現状変更等」という)については、文化庁長官の許可を得る必要がある。なお、現状変更行為のうち、文化財保護法施行令第 5 条の規定に定められたものは、奈良県知事が行う。

許可申請の対象の範囲については、史跡指定地内であるが今後保護を要する地区も追加指定を予定しており、現状変更の取扱いの基準はそれらの追加指定後も想定したものとする。

② 現状変更等の内容

ア. 現状を変更する行為

現状を変更する行為とは、現状の物理的変更を伴う一切の行為をいう。

史跡伊勢本街道において想定される現状変更行為には、土地所有・管理者、農林業関係者、公共・公益施設の管理者、史跡の管理者等が史跡指定地内で行う以下の行為がある。

1. 建築物の新築、増築、改築、改修、除却
2. 工作物の設置、改修、除却
3. 路面の補修、修繕
4. 木竹の伐採、植栽
5. 地下埋設物の設置、改修
6. 発掘調査等各種学術調査、史跡の保存管理・整備活用にかかわる行為(1～4 も含む)

イ. 保存に影響を及ぼす行為

史跡における保存に影響を及ぼす行為とは、史跡そのものの物理的な変更を行うものではないが、史跡の保護の見地からみて将来にわたり支障を来す行為をいう。

史跡伊勢本街道において想定される保存に影響を及ぼす行為としては、遺構上等における過度の利用による踏圧・振動を与える行為が想定される。

(2)現状変更等の取扱基準

① 現状変更等の取扱いの基本方針

史跡伊勢本街道にかかわる現状変更等については、史跡の価値の回復・向上に係るもの以外の行為は認めないことを原則とする。また、道路(旧街道)の復旧・養生など、史跡の本質的価値を維持する修築にも考慮する必要がある。ただし、史跡指定地内における住民生活や農林業等の生活・生業関連、公共・公益的施設、防災関連施設、来訪者のための便宜的な施設、一定の手入れが必要な山林等があることから、これら行為については史跡の価値に影響を与えない範囲で認めることとする。

許可の条件として、史跡指定地内で行う必然性があること、史跡の価値に影響を及ぼさないこと、史跡景観の保全に配慮されていること、地形の変更及び行為の規模が必要最小限で史跡の価値を損なわないこと、当該地の歴史的経緯や発掘調査等各種調査成果を十分ふまえるものとする。地下遺構の存在が想定される箇所では、曽爾村教育委員会による事前の発掘調査等を実施し、その結果によっては設計の変更を求める。

② 現状変更等の許可申請が必要な行為

史跡伊勢本街道における現状変更の許可申請の対象となる具体的な行為には、以下のものがある。

ア. 発掘調査等各種学術調査のために必要な行為

整備や学術調査のための発掘調査を実施する場合は、遺構の保存を前提として必要箇所に留めるものとする。

イ. 史跡の保存管理及び整備活用上必要な行為

史跡の保存管理及び整備活用上必要な行為には以下のようなものがある。

a 史跡を構成する主たる要素の復旧

- ・旧街道路面、遺構と一体となった土地のき損、衰亡箇所の復旧のうち大きく土地の改変を伴うもの。
- ・日常の清掃行為としての遺構上の堆積土砂の除去を超えるなど、現況を確認できない規模の堆積土砂の除去。

b 史跡の保存管理、整備活用上必要な施設の整備等

- ・史跡標識、境界標、説明板、囲い等保存施設の設置
- ・歴史的景観の復旧や保存管理・整備活用のための植物の伐採、移植、植栽
- ・その他保存管理、整備活用上必要な工作物の設置・改修・除却
- ・これらに伴う土地の形質の変更

ウ. 土地所有者の日常生活や農地等生業、森林の機能維持に必要な行為

- ・木竹の伐採

(3)現状変更等の行為の許可のうち奈良県知事が処理する事務

法 125 条による現状変更等の許可申請が必要な行為のうち以下のものについては、法施行令第 5 条第 4 項に基づき、奈良県知事が行う。

- ア. 掘削を伴わない小規模建築物(プレハブ相当)の新築・増築・改築・除却(施行令－イ)
- ・ 階数が2以下で、かつ地階を有しない木造または鉄骨造の建築物で、建築面積 120 m²以下のもので、2年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築または改築。
 - ・ 増築または改築にあたっては、増築または改築後の建築面積が 120 m²以下のものに限る。
- イ. 建築物等の除却(施行令－ヘ)
- ・ 建築または設置の日から 50 年以上を経過していない建築物等に限る。
- ウ. 工作物(建築物を除く)の設置、改修(施行令－ハ)
- ・ 改修は設置の日から 50 年を経過していない工作物で、それぞれの土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。
- エ. 道路の舗装若しくは修繕(施行令－ハ)
- ・ それぞれの土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。
- オ. 史跡の管理に必要な施設の設置または改修(施行令－ニ)
- ・ 法第 115 条第 1 項に規定する標識、説明板、境界標、囲い等の設置または改修。
- カ. 地下埋設物の設置または改修(施行令－ホ)
- ・ 電線、ガス管、水管または下水道管の設置または改修。
- キ. 木竹の伐採(施行令－ト)
- ・ 木竹の伐採。ただし、面的・大規模な伐採及び現状変更等の許可を要しない場合(第 7 章第 3 節(4))に該当する場合は除く。
- ク. 史跡の保存のため必要な試験材料の採取(施行令－チ)
- ・ 史跡の保存整備を行うに必要な地盤調査(ボーリング調査等)における試料の採取。なお、試料の採取は必要最小限に止めるものとする。

(4)現状変更等の許可を要しない場合

法 125 条の現状変更等の規定にはただし書きがあり、「維持の措置または非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合」は許可を要しないとされている。以下、史跡伊勢本街道における許可を要しない場合をあげる。

なお、以下に掲げる行為であっても、文化庁長官が許可権者とされている行為は含まれない。

① 維持の措置

維持の措置については、「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請に関する規則」の第 4 条に維持の措置の範囲とし、以下のように定められている。

- (1号) 史跡等がき損し、または衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡等の原状に復するとき。
- (2号) 史跡等がき損し、または衰亡している場合において、き損・衰亡の拡大を防止するための応急措置をするとき。
- (3号) 史跡の一部がき損し、または衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

〔史跡伊勢本街道における維持の措置の例〕

- ・病虫害に罹患した植物による被害防止のための剪定及び除去(上記2号)
- ・降雨等で小規模な土砂の流出が発生した地表面の埋め戻しによる原状復旧(上記第1号及び第2号)

② 非常災害のための必要な応急措置

地震・風水害等の災害時に史跡の管理者や土地の所有者、公益施設管理者等が行う、き損等の未然防止や拡大防止のための応急的な措置。

〔応急的な措置の例〕

- ・遺構の保存、遺構と一体となった土地の崩落防止に関わるシート養生、土のう・簡易な土留め杭の設置、立入禁止柵等の仮設物の設置
- ・倒壊工作物等・倒木・土砂等の除去

③ 保存に影響を及ぼす行為が軽微なもの

史跡の管理団体、公益的施設の管理者、及び土地所有者が行う管理行為は土地等を一定の状況に維持するために必要不可欠な行為として許可を要しない場合に該当する。また史跡や公園の周知、普及等も含むものとする。以下に示す仮設物の設置、修繕、更新については原則掘削を伴わないこと、従前と同規模・同素材・同色彩のものを前提とする。

〔住民生活・生業・森林管理関連〕

- ・病虫害や害獣の駆除行為及びこれら行為に必要な小規模仮設工作物(害虫駆除機や動物捕獲器など、掘削を伴わないものに限る)の設置・撤去
- ・立木所有者・管理者が行う樹木の剪定、下草刈り、つる打ち、枝打ち

〔公益上必要な関連施設〕

- ・道路及び付属施設の清掃、路面の小規模修繕(掘削を伴わないもの)、河川及び護岸等付属施設の清掃、河川堆積物の除去
- ・既存の建築物・工作物の補修(ただし、掘削を伴わないもの)

〔史跡の特有の価値を構成する要素及び史跡等整備施設の小規模復旧関連〕

- ・管理者が「維持の措置」として行う遺構や遺構等と一体となった土地等の軽微な補修の措置
- ・史跡等整備施設の小規模改修：管理用柵の修繕・更新、説明板等の部分的かつ同規模・同素材による更新(ただし、掘削を伴わないもの)

〔史跡の管理者が行う維持管理行為〕

- ・日常の維持管理行為とは、史跡を維持するために行う必要のある行為(点検、維持的措置)であり、史跡に影響を与えない行為
- ・史跡の本質的の価値を構成する要素や文化財保存管理・活用施設の見回り等点検、病虫害防除のための薬剤散布、清掃・除草等日常的行為
- ・景観木等の定期的な剪定・刈込剪定、施肥、倒木の除去、薬剤散布、枝下し等
- ・景観木や大径木等史跡の景観ポイントとなる樹木が枯死またはその一部が枯損した場合の枯死木の除去、または枯損箇所の剪定(上記3号)

表 7 現状変更の取扱い基準

地区区分		A地区		B1地区		B2地区		
		史跡指定地		今後保護を要する地区				
地区の概要			史跡指定地内（里道として利用されている）		史跡指定地に直接隣接し、発掘調査により史跡の本質的価値を構成する要素の遺存が確認されているものの、指定には至っていない土地。今後条件が整い次第追加指定を進める。		史跡指定地に直接隣接する土地であるが、発掘調査は行われていない。道の両側の斜面は史跡を保存していくうえで特に配慮が必要な土地である。所有者に対する協力要請が必要なエリア。	
既存の施設等	建築物						住宅	
	工作物		雨水排水用側溝及び横断溝、丸木橋、案内用道標		道標(六字名号碑)、石垣、土塁、切り通し、案内板		細田神社看板、石垣、堰堤、墓地(跡)、電柱、導水施設(個人設置)、橋梁	
	道路等						林道	
	その他				スギ、ヒノキ等の植林樹木		スギ、ヒノキ等の植林樹木	
現状変更の規制	工作物	新築	史跡の価値の回復・向上に係るもの以外の行為は原則として認めない。		所有者・占有者に遺構の保護、風致景観の維持について説明のうえ理解を求める。			
		増築	同上		同上			
		改築	同上		同上			
		除去			認める。			
	建築物	新築	—		工作物に同じ			
		増築	—		同上			
		改築	—		同上			
		除去	—		認める			
	その他	地形の変更等	同上		同上			
		樹木の植栽・伐採・抜根	防災・景観保全・史跡の価値を損なわない範囲において認める。		所有者・占有者に遺構の保護、風致景観の維持について説明のうえ理解を求める。			
景観の保全			史跡にふさわしい景観に配慮する。		史跡の追加指定を目指しているエリアであり、景観の維持については所有者・占有者に十分説明のうえ理解を求めるものとする。		所有者・占有者に風致景観の維持について説明のうえ理解を求める。	
発掘調査			史跡の調査研究・保存管理・整備活用のために必要な場合に限り、発掘調査を実施する。				—	
追加指定			—		追加指定検討範囲においては、早期の追加指定を目指す。		—	
土地の公有化			—		史跡指定後、必要に応じ公有化を検討する。		—	
史跡整備			史跡としての価値を最大限に護ることを優先として、構成要素の保存対策としての整備を実施する。また、価値を正しく伝え理解してもらうため説明板等の設置・充実を行い、文化財保護の精神の醸成を図る。		追加指定後は、史跡としての価値を最大限に護ることを優先として、構成要素の保存対策としての整備を実施する。また、価値を正しく伝え理解してもらうため説明板等の設置・充実を行い、文化財保護の精神の醸成を図る。		地域の歴史的資源については、史跡と一体的な保存活用を図ることを目指す。	

C地区	D地区
眺望景観保全地区	集落景観保全地区
史跡指定地外である。現況は山林。伊勢本街道を中心とした歴史的文化的な要素と一体となって価値を構成する一定の広がりからなる空間。伊勢本街道から見渡す周辺景観とそれらを構成する自然。	史跡指定地外である。現況は市街地。伊勢本街道の沿道に広がる山柏集落は、かつての宿場町の佇まいが残る集落景観が形成されている。
住宅、店舗、工場、倉庫、寺院、神社、集会所、公衆トイレ等	
電柱、標識、橋梁、案内板等	
国道(369号線)、村道	
—	—
—	—
—	—
認める	
—	—
—	—
—	—
認める	
—	—
—	—
史跡の本質的価値を支える要素であることを理解し、各種法令や計画において現状の維持に努める。特に、景観法の規定のもと景観条例の制定と景観計画に基づく「景観形成重点地区」の設定など、文化財保護法以外の法令の活用も検討する。	地域内の集落景観を保全するため、沿線の建築物や屋外広告物により、地域の景観の価値が損なわれないよう、周囲との景観の調和を図るよう努める。各種法令や計画において現状の維持に努める。特に、景観法の規定のもと景観条例の制定と景観計画に基づく「景観形成重点地区」の設定や「景観重要建造物」の指定など、文化財保護法以外の法令の活用も検討する。
—	—
—	—
—	—
地域の歴史的資源については、史跡と一体的な保存活用を図ることを目指す。	

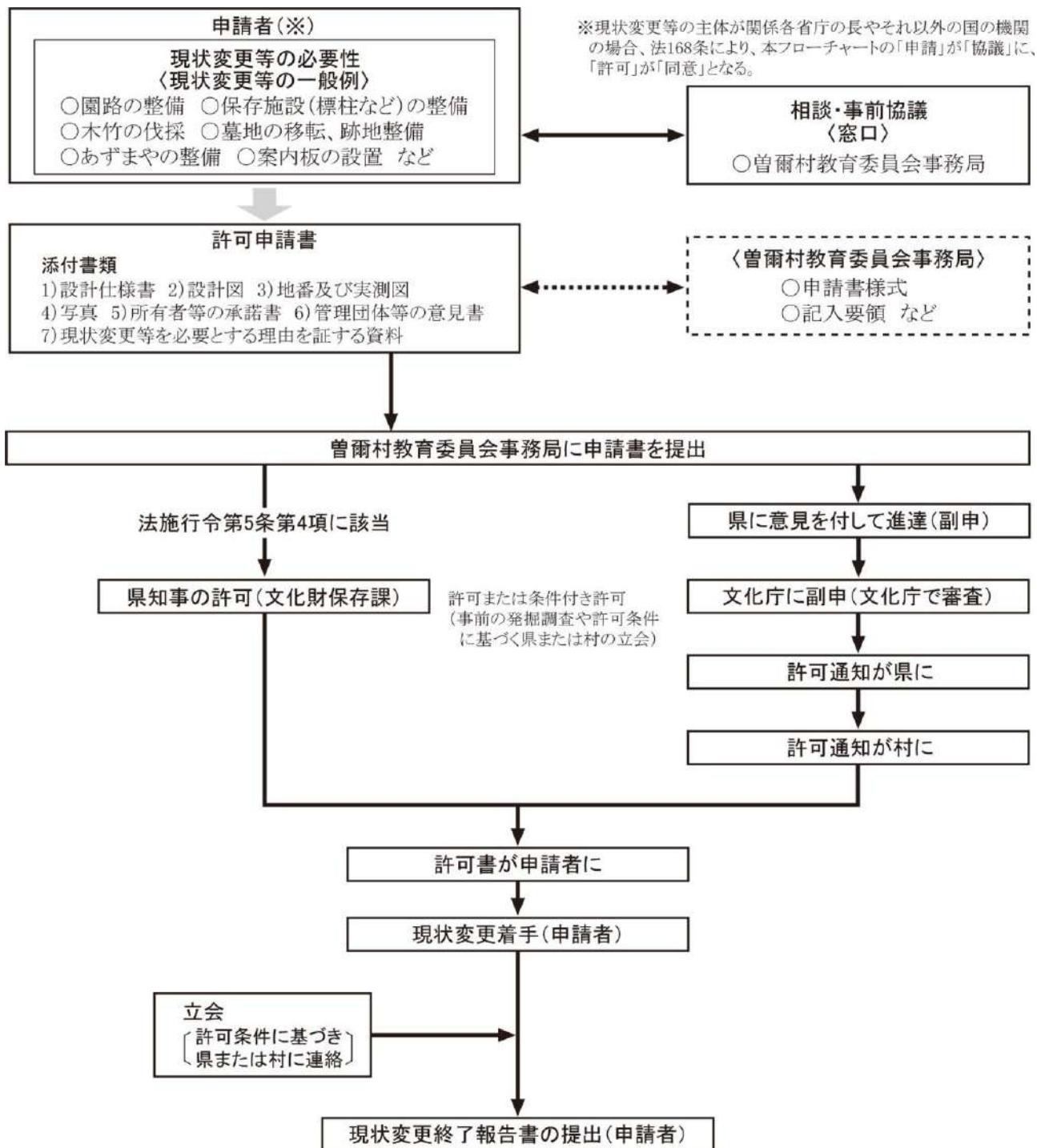


図 60 現状変更申請の手続きの流れ

第4節 植生管理

植生管理については、指定地内及び隣接地の樹木の分布状況を調査し、地区ごとの保存・活用の方針に応じ、以下の方針に基づき管理する。

- ・遺構の理解や史跡の歴史的景観を際立たせるために、樹木の手入れや草刈を定期的に行う。
- ・遺構に影響を及ぼすおそれのある樹木や、見学者に危険な樹木等は、必要性や安全性を十分考慮したうえで、伐採、枝打ち等を行う。
- ・遺構に影響を及ぼすおそれのある竹類は、浸食を防ぐ手立てを講じる。
- ・伊勢本街道からの眺望や伊勢本街道を望む眺望を確保するため、これら景観を阻害する樹木の伐採、枝打ち等を行う。

第5節 調査・研究

伊勢本街道に関するこれまでの調査成果や資料・データを整理するとともに、大学や研究機関、学識経験者等と連携し、文献や建造物の調査、関係する研究論文、その他資料等の調査・研究を継続的に実施する。また、発掘調査等の考古学的調査については、史跡の整備と合わせて実施するなど、中・長期的な観点から検討する。

これらの成果については、史跡の追加指定など保存管理に反映させるとともに、様々な手段・媒体を活用し、適切な公開・活用に努める。

第6節 史跡の追加指定と公有化

現在史跡指定地は里道の範囲のみである。しかし、既に発掘調査の結果や文献史料により峠の平坦地には建造物跡や土塁、切り通し、など街道に関する遺構が確認されたほか、沿道には伊勢本街道に関わる道標が現存している。これらは伊勢本街道の本質的価値を構成する重要な要素であり、今後保護を要する範囲である。そのため条件が整理出来次第史跡の追加指定を目指すものとする。

また、史跡指定ののちは必要な土地の公有化を行い、史跡の適切な保存と管理を確実にし、さらに積極的な公開・活用を目的として整備を進める。

第7節 災害の予防措置と発生時の対応

史跡指定地が見舞われる、風水害や地震等の自然現象による災害について、その予防措置と発生時の対応の観点から、保存管理の方法について示す。

(1) 災害に対する予防措置

- ・大雨や地震等による被害を防ぐために、路面の亀裂や路肩・側溝の破損等について定期的に点検を行う。特に側溝については、落ち葉や土砂が流路を塞いでいないかどうか確認を行う。

- ・定期的に樹木の点検を行い、倒木や折損の危険性のある場合は、必要に応じて処置を施す。
- ・応急措置等が必要な場合に備え、土嚢、防水シート、木杭、立ち入り防止柵等の資材を保管する。
- ・災害が発生した際の対応を円滑に実施するために、担当部局内の対応体制を整えておくとともに、関係機関との伝達体制を確立する。
- ・防災・減災対策が必要な場合は、関係機関と協議を行う。

(2)災害発生時の対応

- ・台風通過後などには、巡回し点検を行い、定期点検時と比較しながら状況を確認する。
- ・点検については、安全を十分に確保した上で実施する。状況に応じて庁内他部局の協力を要請する。
- ・被害があった場合は、早急に関係機関に連絡し、緊急及び応急措置等の方針について協議を行う。
- ・緊急及び応急措置等を講じる場合は、被害が拡大しないよう、安全の確認をしつつ適切に行う。
- ・大規模な被災があった場合は、今後の災害復旧に向けた準備を進める。

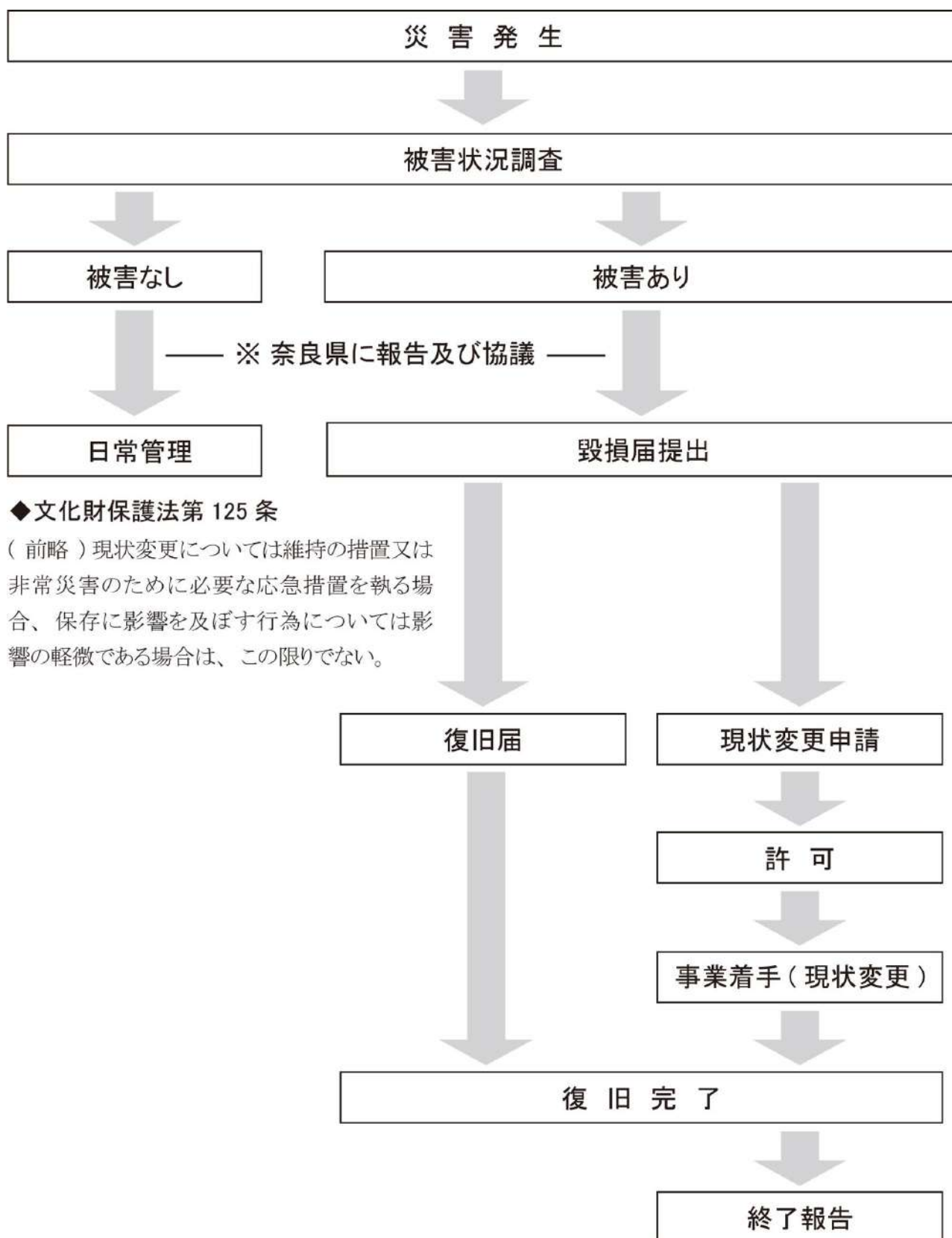


図 61 災害復旧対応の流れ

第8章 活用

第1節 活用の基本的な考え方

史跡伊勢本街道の保存・活用を検討する上で前提となるのが、曾爾村が目指す将来都市像の実現に向けた上位計画である『第4次曾爾村長期総合計画』の基本構想に示された基本目標「歴史と文化と自然に敬意を払って継承していくむらづくり」の推進である。その中では、獅子舞に代表される伝統行事や、伊勢本街道や漆文化など、古来の文化が脈々と受け継がれており、先人たちが築き上げた財産を村民は敬意を払いながら継承していく村づくりを目指すとしている。そして、村の文化財の保護と活用を図り、村民の郷土愛を育み、村の伝統文化を継承するための環境を整えとし、基本計画では「文化財の保護」「郷土芸能資料館の新設整備」などの施策の推進を謳っている。

本計画では、上位計画を基本として史跡伊勢本街道の活用方法を検討する。

第2節 活用の方向性

伊勢本街道を通じて地域に対する郷土愛や愛着の醸成、文化財の保存・活用へのきっかけ作りに向けて、住民や各種団体と連携を図りながら、伊勢本街道の本質的価値を構成する要素をはじめとした村内に残る文化財、またそれらを取り巻く自然環境や景観の中で、体験や学習ができるような機会や空間の確保・充実に取り組む。

主に学校教育や生涯学習において、伊勢本街道をはじめとする村内の文化財の活用を進める。また、関係機関や学識経験者と連携し、伊勢本街道の調査研究及びその成果の公開活用に努める。そしてその調査研究の成果や史跡整備の状況を踏まえて、史跡の保存管理を行いつつ、地域住民や行政、各種団体が主体となって伊勢本街道を活かした地域おこしの取り組みを行う。

加えて本村域だけではなく、奥宇陀地域や三重県側の伊勢本街道沿道市町村をはじめとした広域的な広がりの中で、文化財を通じたネットワークの構築や強化を図っていく。

活用に関する取り組みについては適切かつ効果的な方法を用いて発信する。

第3節 活用の方法

(1) 学校教育における史跡の活用

現在の学習指導要領では、小学校「社会」において「地域や我が国の国土の地理的環境、現代社会の仕組みや働き、地域や我が国の歴史や伝統と文化を通して社会生活について理解するとともに、様々な資料や調査活動を通して情報を適切に調べまとめる技能を身に付けるようにする」ことを目標としており、そのために「博物館や資料館などの施設の活用を図るとともに、身近な地域及び国土の遺跡や文化財などについての調査活動を取り入れるようにすること。また、内容に関わる専門家や関係者、関係の諸機関との連携を図るようにすること」に配慮するものとしている。

中学校の「社会」においても、「我が国の国土と歴史、現代の政治、経済、国際関係等に関して理解す

るとともに、調査や諸資料から様々な情報を効果的に調べまとめる技能を身に付けるようにする」ことを目標としており、「歴史的分野」の「身近な地域の歴史」として「比較や関連、時代的な背景や地域的な環境、歴史と私たちとのつながりなどに着目して、地域に残る文化財や諸資料を活用して、身近な地域の歴史的な特徴を多面的・多角的に考察し、表現すること」を指導内容としている。

村内の小中学校において、伊勢本街道を体験的に学習する機会の確保・充実に努めながら、地域の歴史文化を学び、郷土を深く知って愛する心を育てる。具体的には伊勢本街道をはじめとした村内の文化財の現地見学を通じて見て触れて体感してもらうため、専門機関や専門家の指導の下、地域の歴史をテーマごとに史資料と台本をパッケージ化した教材を作成し授業での活用が実施できるよう検討を行う。

(2) 生涯学習(社会教育)における史跡の活用

一般住民の方々を対象に行われてきた歴史講座や講演会、ウォーキングイベントに加え、歴史遺産としての活用だけでなく健康づくりや里山保全、鳥獣類や植物観察など、歴史系以外の分野をテーマとしたワークショップやイベントを企画することで、新たな分野のファンを獲得し、サポーターを増やすことを目指す。



図 62 ウォーキングイベント

(3) 伊勢本街道を活かした観光・地域おこし

伊勢本街道を護り活かしていくことで、伊勢本街道の価値を維持し向上させていくための活用を目指していく。例えば「伊勢詣り」を主題とした上方落語「東の旅」の中に『七度狐』という噺がある。舞台は山粕のような奥宇陀の集落である。この噺のような地域にある素材をモチーフにしたイベントを展開するなど、観光客に来訪してもらえるような企画に取り組むほか、伊勢本街道に関する新しい発見や情報などについては、パンフレットの更新や新規発行、SNSをはじめとするICT(情報通信技術)の活用など町内外への情報発信を積極的に図る。

また、地域資源の価値を体感し、学ぶことができるインバウンド・国内向けの独自の体験ツアー・プログラムの提供や、村の課題を知り持続可能な地域の未来を共に考える教育プログラムの提供などを目的に、地域住民と行政の協働により設立した「一般社団法人そにのわ GLOCAL(地域限定旅行業登録事業者)」との連携など、観光客が来訪してもらえるような企画や運営体制の整備に取り組む。



図 63 絵本『しちどぎつね』

（４）周辺地域との連携

広域的なネットワークの充実・強化を進める。伊勢本街道については、これまでも宇陀市・曽爾村・御杖村で組織した「伊勢本街道宇陀地区連絡協議会」において情報交換を行うなど連携を図ってきた。しかし、本街道は初瀬から伊勢までと続く歴史の道であり、さらに広域での連携が必要である。

広域的な連携については、奈良県側だけでなく、三重県側との協力も重要である。三重県津市美杉地区では「伊勢本街道を活かした地域づくり協議会」が様々な活動を展開されている。同団体はＪＲ伊勢奥津駅前にある津市観光案内交流施設の運営を市より委託され、観光ガイドや特産品販売など行うなど先進的な活動されており参考となる。

第9章 整備

第1節 整備の方向性

史跡指定地の整備については、史跡の保存上必要な復旧及び修理のために行う日常的かつ継続的に必要な「保存のための整備」と、伊勢本街道の価値や魅力を村内外の人々、また多様な世代に親しんでもらえるように、史跡の本質的価値を確実に次世代へ継承していくための活用・公開に必要な「活用のための整備」がある。これらの整備については、史跡の管理団体である曾爾村が文化財保護法に基づき取り組んでいく。

保存のための整備については、本質的価値を構成する道路(街道)や埋蔵される遺構を適切に保存していくための各種調査を実施し、得られた情報を基に保存対策を講じていく。

活用のための整備については、史跡の価値を正しく理解し伝えられるように、峠道への進入路の明示、説明板の設置・充実を図る。また伊勢本街道に関する情報発信のための整備・活用、ガイダンス機能を持った施設の確保・整備に努める。

第2節 整備の方法

(1) 主として保存のための整備

史跡の本質的価値を構成する要素の確実な保存を図ることが最も大切なことである。前述したように伊勢本街道については不明な点も多い、継続的な調査・研究を進め、史跡の指定範囲だけでなく調査の成果に基づき追加指定を行うことも含め、一体的な保存管理を図る。そのため活用との調整のうえ遺構・遺物の確実な保存のための整備を行う。

史跡伊勢本街道の整備の考え方として、現況を維持することを基本とし、これに必要な整備を進めるものとする。

その他下記の整備を行う。

- 史跡としての保存を継続的かつ確実にするため、文化財保護法第115条及び史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則に基づき、史跡指定地の場所と範囲を示す標識や境界標を設置する。
- 草刈り等の日常的な維持管理を適切に行い、復旧(修理)を必要としている箇所を把握し計画的な整備を行う。
- 本質的価値を構成する道路(街道)等を適切に保存していく必要から、降雨による路面や法面の浸食を防ぐための保存対策を講じていく。特に街道としての道筋(史跡指定範囲)の確実な保存を行うため、横断溝の改修や排水溝の設置など雨水の排水設備を整備により路面や路肩を保護し、来訪者の安全の確保を図る。
- 緊急的に整備した箇所を修景するとともに、未整備箇所や破損や破壊が著しくなった場所については早急に対応する。
- 道路(街道)に悪影響を及ぼす可能性のある樹木等については、史跡の隣接地の所有者等と協議のうえ伐採や間伐等の植生管理を行う。また、間伐により本来の明るい山道とする。

- 追加指定を予定する峠に遺存する遺構(建物跡、土塁、石垣、石組井戸、切り通し等)の確実な保存を図る。
- 平成 30(2018)年の台風第 21 号にて鞍取峠で倒木被害が発生、通行不可となったが倒木の切断等の応急処置により通行ができるようになったものの残木の処分がされていない。安全上また景観上問題であるため早急に対応する。台風被害による倒木については、処分を進めるとともにベンチ等の便益施設としての活用を図る。



図 64 史跡標識の例(史跡乙訓古墳群・物集女車塚古墳)



図 65 史跡境界標の例(史跡盛岡城跡)

(2) 主として活用のための整備

① サインの整備

サイン(誘導・位置・案内・規制・解説)は、当該史跡に関する情報を体系的に提供するための手法であり、史跡整備においては、公開・活用に関わる施設または遺跡の表現に関わる施設(野外解説施設)に該当する。そして、サインは単なる情報伝達手段であるだけでなく、その空間の持つ様々な性格の中から一つのストーリーに基づいた特別なシーンを顕在化させることのできるツールである。「伊勢本街道」という主題のもと、統一されたシリーズ性のあるデザインで整備されることは、地域のアイデンティティを構築し表現するためにも大切なことである。

伊勢本街道については、史跡指定地だけでなく、山粕峠から鞍取峠の間にも山粕の集落を通る街道があり、隣の宇陀市や御杖村ともつながっている。史跡の範囲だけとして考えるのではなく、地域全体として利用者にわかりやすいサインのあり方を考える必要があり、総合的なサイン計画を策定したうえで整備することが望まれる。

- 史跡の本質的価値を適切にかつ効果的に伝達するための施設としてサインの整備を行う。サインの種類としては、本史跡が街道という交通遺跡であることより、ルートを表示する「誘導サイン＝道標」と本質的価値に関する情報を提供する「解説サイン＝説明板」の 2 種類を基本とする。

- 「道標」については、矢印でルートを示しているが、次の施設までの距離が示されていない。また、本体が木製であるため腐食するなど破損しているほか、板面の文字が見にくくなっているものもある。今後の整備においては出来る限り耐久性のある素材を使用することとする。
- サインの第一義的使命は、利用者に対し正確な情報を確実に伝達することである。よってわかりやすい表現や内容に努めること、表現や表示の共通性・連続性が求められる。デザインや表現方法の異なるサインが林立すると、利用者に混乱を生じさせ、サインとしての信頼性を失うことになる。今後整備するサインについては、既設のサインの様式を踏襲することを基本とし、新たなデザインを使用する場合においても既設サインとの共通性・シリーズ性を維持するよう留意する。サイン整備にあたっては、街道という遺跡の性格を考慮し、伊勢本街道沿線全体での統一感ある整備が必要である。そのため近隣自治体とも調整のうえ整備を行う。
- 配置計画について、街道という遺跡の性格上伊勢本街道という一本のメインルートを主動線とし、それに面した各ポイントを案内・誘導する。また、春日神社や専光寺、八辻城跡などメインルートから離れた場所にあるポイント(指定地周辺の歴史的文化的価値を示す構成要素)へはメインルートから分岐した支線を設定し誘導サインを配置し案内する。



図 66 山粕峠の既設の説明板



図 67 山粕峠の既設の説明板

② 遺構表示の整備

遺構表示は、史跡整備においてはサインと同じく遺跡の表現に関わる施設にあたり、地下に保存されている遺構の規模・配置・形態・性質等に関する情報を模式的に表すものである。

山粕峠では、発掘調査により地下から建物跡(茶屋跡)の遺構が検出されている。これら遺構は史跡伊勢本街道の本質的価値を構成するものである。来訪者に史跡の価値を目に見える形でわかりやすく表現することを目的に、地表での遺構表示(礎石の位置表示等)を検討する。また、遺構に関する説明板も併せて設置する。

③ ガイダンス施設の整備

ガイダンス施設は、来訪者に当該史跡について理解を深めてもらうための施設である。現在の史跡の姿から往時の姿を想像することは難しく、あらかじめ史跡に関する知識を持たない来訪者にも史跡の本質的価値を理解してもらうことができる施設である。

- 史跡伊勢本街道は曾爾村の歴史において極めて重要な遺跡であり、村内をはじめとするこの地域全体の歴史・文化に影響を与えてきた。ガイダンス施設では伊勢本街道と地域の歴史・文化との関わりを説明することにより、来訪者が曾爾村に対する理解を深めてもらえる施設とする。

- 史跡伊勢本街道に関するガイダンス施設の設置・運営については、本来独立した施設として運用することが良いのであるが、自治体としての規模を考えれば、資料館等の独立した施設として運用することは現実的には難しい。そこで、トイレを併設した休憩施設の壁面に、伊勢本街道や曾爾村の歴史・文化に関する説明パネル等の解説設備を設置することを検討する。

④ 便益施設及び駐車場の整備

トイレや休憩施設等の便益施設や駐車場は、史跡の価値を案内・解説するガイダンス施設や、園路・広場・案内板などの公開・活用施設とともに、来訪者に利便を図り史跡の適切な活用を進めるうえで必要な施設である。

- この山粕集落内の旧山粕小学校跡にある曾爾村児童館の敷地内にはグラウンドがあり数十台分の駐車スペースが確保できる。また、トイレや休憩所を設置することも可能である。当面はこのグラウンドを改修し駐車場及びトイレを新設することで調整を図る。
- なお、トイレについては休憩所に併設したものとし、休憩所には前述したように伊勢本街道や曾爾村の歴史や文化を紹介する解説パネルを設置するなどガイダンス施設としての機能も併せた施設とする。

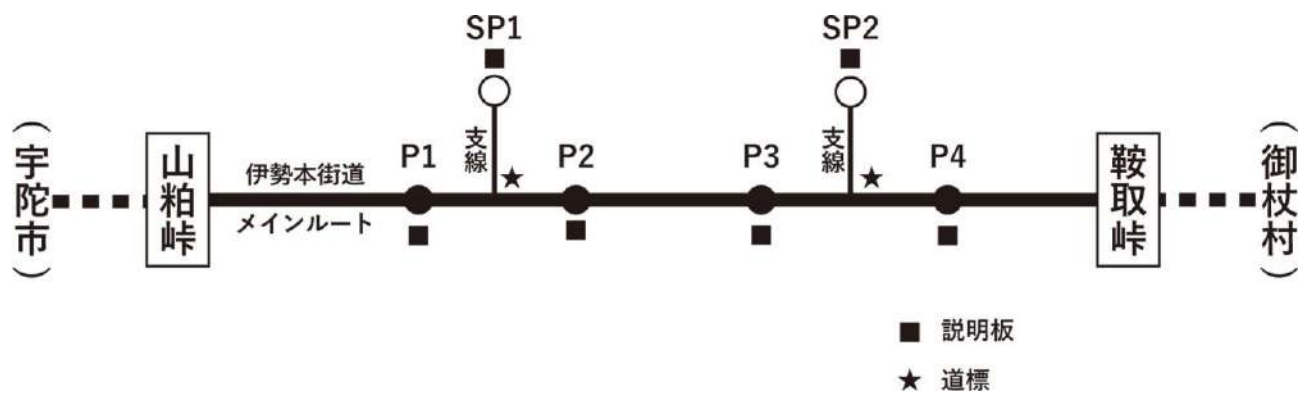


図 68 サイン配置概念図



図 69 史跡伊勢本街道 整備計画図

第10章 運営・体制の整備

第1節 運営・体制の方向性

管理団体である曽爾村は、史跡伊勢本街道の適切な保存管理及び整備活用のため、国・県等の関係機関、地域住民、各種団体、専門家等と連携し、運営・体制の充実・強化を図る。また同じ地域の歴史を共有する近隣市町村とも連携を図りながら、史跡伊勢本街道の一体的な保存・活用・整備を推進する。

第2節 運営・体制の方針

(1) 日常的な維持管理、保存、公開に関する運営・体制の整備

日常的な維持管理については、教育委員会事務局が担当している。当面は現在の体制を維持し、史跡としての保存・活用・公開・情報発信の運営・体制についても、教育委員会事務局が行う。

(2) 史跡整備・活用事業に関する庁内及び関連機関との連携体制

史跡整備・活用事業に関しては、文化財の担当部局である教育委員会事務局が行う。また、総務課・企画課・住民生活課・保健福祉課・地域建設課及び教育委員会事務局により組織した「史跡伊勢本街道保存整備連絡調整会議」にて庁内での情報共有と連携の強化を図り、史跡の保存・活用を推進する。国・県とは適宜相談し、指導・助言を得ながら事業を展開する。特に整備事業の実施時には、地域建設課の職員に工事に必要なノウハウの提供を受けられるよう協力体制を整備する。

(3) 史跡整備・活用事業の運営・体制の確立

現在、教育委員会事務局には文化財の専門職員は配置されていない。今後史跡の整備や活用事業を進めるには、現有職員の資質の向上を図ることが重要となる。文化財行政の遂行に必要な基礎的事項及び実務上の課題に関する研修である「文化財行政講座」(文化庁主催)への参加や、文化庁文化財調査官や県文化財担当職員など実務専門家を招いての庁内勉強会の開催など職員の研修に努める。そのうえで考古学や関連分野の専門的知識や技能を有した職員の配置を検討する。事業を適切に推進していくための人員配置と体制の充実を図ることに努める。

活用事業を実施するにあたっては庁内で観光事業を担当する企画課や、官民協働で立ち上げた旅行会社「一般社団法人そにのわ GLOCAL(地域限定旅行業登録事業者)」をはじめ、地域の観光事業者との協力体制を整備する。

(4) 近隣自治体との連携強化

史跡の保存・活用を進めていくうえで近隣自治体との連携は重要なことである。現在休止状態である

「伊勢本街道宇陀地区連絡協議会」の活動を再開させ、行政間での情報の共有や事業の協働展開など連携の強化を図る。また、奈良県内だけでなく三重県側の伊勢本街道沿線自治体や歴史街道推進協議会との連携も図る。

(5) 調査・研究及び保存・活用・整備の体制の確立

史跡伊勢本街道の保存・活用・整備を適切かつ効果的に進めるためには、大学等の高等教育機関や研究機関、学識経験者等の専門家の協力・支援を得られるように組織的・人的ネットワークの充実・強化を図る必要がある。伊勢本街道については、まだまだ不明な点も多く、継続的な調査・研究が不可欠である。これら調査・研究で得られた成果は、史跡の保存や活用事業に反映する。

また、史跡の保存管理や整備を進めるにおいては、国・県との連絡・調整は不可欠であり連携を強化していく。

(6) 地域住民との協働・連携の強化、及び円滑な保存・活用の推進

史跡伊勢本街道の保存・活用に関する取り組みについては、周辺の地域住民をはじめとして、村内外の人々、各種団体等及び学識経験者等による「(仮称)史跡伊勢本街道保存整備検討委員会」を設置し、行政・地域住民・各種団体・学識経験者等が連携した協働体制の構築に努める。

そして、日常的な史跡の維持管理や、観光・地域おこし活動の継続的な取り組みを推進、支援を行う「文化財フェロー」の育成に努める。

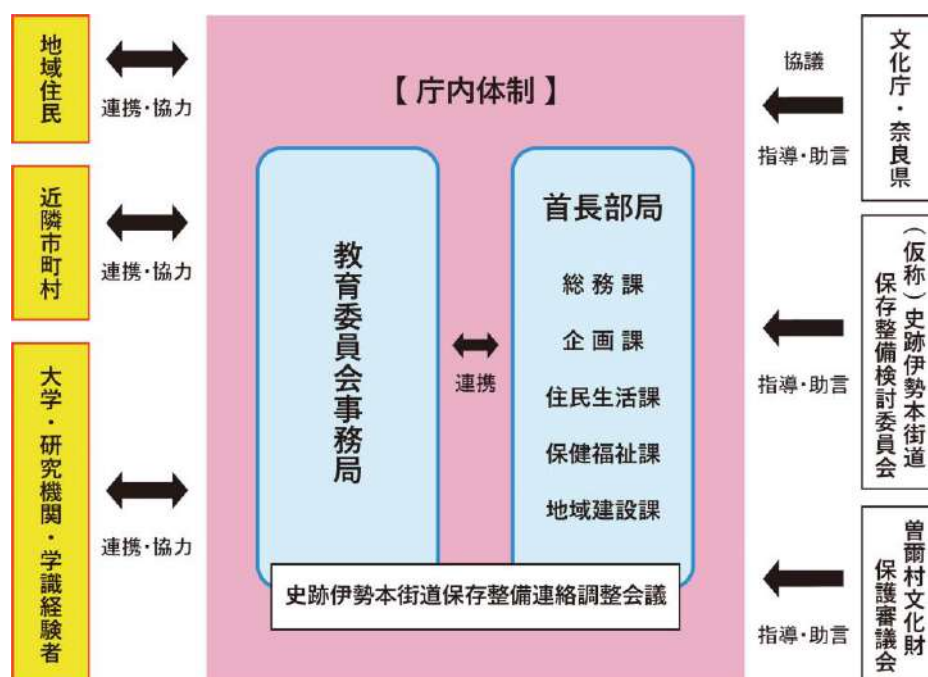


図 70 運営・体制のイメージ

第 11 章 施策の実施計画の策定・実施

保存管理から運営・体制の整備に定めた方向性を具体化するため、実施すべき施策の項目を整理し、それらの実施を目指す期間を示す。

本計画の計画期間は、令和 6(2024)年度から令和 15(2033)年度の 10 ヶ年とする。この 10 ヶ年のうち前半 5 ヶ年を短期計画の期間、後半 5 ヶ年を中期計画の期間とする。その後令和 16(2034)年度以降については長期計画期間とし、それまでの経過観察の点検結果を踏まえ、保存活用計画の見直し・変更を行う。

第 1 節 整備に関する実施計画

(1) 令和 6(2024)年度から令和 10(2028)年度【短期計画】

前期の 5 ヶ年については、令和 6(2024)年度からとし、本計画で策定した基本方針を基に具体的な整備の内容を検討し庁内での調整を進め、史跡伊勢本街道の全体的な整備基本計画の策定を令和 7(2025)年に行う。令和 8(2026)年度以降に駐車場の整備に向けた用地確保に関する諸手続き、工事実施に係る設計等を行い、令和 10(2028)年度の完成を目指す。同時にサイン類の設置についても進める。サイン類の設置については、史跡指定範囲だけでなく、活用面も考慮し山粕峠～山粕集落～鞍取峠といった街道全体での運用とする。サイン類の整備を行うとともに、文化財保護法に定める標識・境界標の設置も行う。

また、平成 30(2018)年の台風第 21 号により被害を受けた鞍取峠頂部についても倒木の処分も速やかに実施し、利用者が安全に通行できるように環境の整備に努める。

(2) 令和 11(2029)年度から令和 15(2033)年度【中期計画】

令和 11(2029)年度以降 5 ヶ年(中期)についても、引き続き保存・公開・活用のための整備事業を本計画及び整備基本計画に基づき取り組む。具体的にはトイレやガイダンス施設の整備を行う。なお、新たな状況(短期も同様)や取り組みの前倒しについては柔軟に対応する。

また、両峠の平坦地及び鞍取峠登り口の道標の敷地について、この期において条件整理を進め、整い次第追加指定の意見具申を行う。さらに指定後は公有化を図る。公有化完了後には山粕峠の平坦地の遺構表示を行うとともに、境界標の設置やサイン類の整備を行う。

本計画の実施期間は令和 6(2024)年度からの 10 年間である。最終年度の令和 15(2033)年度にはこの 10 年間の事業内容を総括し、次年度以降の事業展開を検討するとともに、計画の見直しや変更を行う。

(3) 令和 16(2034)年度以降【長期計画】

令和 16(2034)年度以降については、令和 15(2033)年度に引き続き、短期・中期における保存管理・整備・活用、それらを実施するための運営・体制の整備の取り組みや成果の検証を行い、保存活用計画

の見直しや変更を行う。見直し作業において、これまでの整備の状況や実施してきたことで見えてきた新たな課題、社会情勢を踏まえて、積み残した取り組みや新たな取り組みへの対応、維持管理の持続的な実施に取り組む。

第2節 保存管理、活用、運営・体制の整備に関する実施計画

(1) 保存管理

保存管理に関する実施計画については、本計画が発効する令和6(2024)年度より事業を開始する。具体的には、史跡指定範囲の日常の維持管理と定期点検を行うとともに、隣接地の点検を実施し、史跡の維持管理に対し隣接地所有者に対し理解と協力を要請する。これらについては、短期・中期・長期、すべての期間において行うものである。

また、これまで不明である山粕集落内の伊勢本街道の旧ルートや宿場町としての姿についての文献調査、古民家などの建造物と集落景観などに関する調査など、伊勢本街道に関する調査・研究を継続して実施し、史跡の保存管理を行うための基礎資料とするとともに、活用や整備にも活かしていく。

(2) 活用

活用に関しては、まずは学校教育との連携を行う。第5章の現状と課題の章においても述べたが、平成18(2006)年度及び平成19(2007)年度の「へき地教育研究指定校事業」として、小学校の総合的な学習の時間において伊勢本街道の研究発表を行ったが、現在は伊勢本街道を主題とした授業は行われておらず、地域学習や歴史の中で触れられる程度とされる。今後は、子どもたちが伊勢本街道を学び・体感し、文化財への親しみや地域の誇りを醸成していけるよう、伊勢本街道に関する調査・研究の成果を教材化するなど学校教育現場で活かすことができるよう積極的に連携を図る。また、学校教育だけでなく地域への公開・活用の活動も含め、一体的な取り組みも継続して実施していく。

(3) 運営・体制の整備

運営・体制の整備に関しては、保存管理や活用とも関わる問題である。特に日常の維持管理や活用においては行政だけでは対応できるものでもなく、地域の方々の協力が必要である。そのため地域の文化財を学びながら保護活動に参加いただけるサポーターの団体を組織する必要がある。これは継続的に活動する必要があるため組織の強化と後継の育成を進める。

また、第5章や第10章にも示したように近隣自治体との連携も重要である。そのため、現在休止状態である「伊勢本街道宇陀地区連絡協議会」の活動を再開し、学識経験者の指導・助言や、行政間での情報共有と協働事業の展開などを進め、伊勢本街道を軸とした地域活性化を図ることを目指す。事業再開に係る調整も必要なことから令和7(2025)年度から実施することとする。

そして、さらに広域での事業展開やPRの必要性から、関西を中心に福井・三重の自治体や経済団体や企業で組織する「歴史街道推進協議会」との協働・連携を行う。

表 8 施策の実施計画

	短期計画					中期計画					長期計画
	R06	R07	R08	R09	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16～
整備基本計画の策定	庁内調整 →	計画策定 →									
駐車場整備の用地調査と確保	→	→	→	→							
駐車場整備に係る設計				→							
駐車場整備施工					→						
サイン整備			→	→	→						→
標識及び境界標の設置			→								→
遺構表示(山粕峠)											→
倒木の処分と活用(鞍取峠)		→									
史跡の追加指定・公有化						→	→	→	→	→	
トイレ整備の用地調査と確保						→	→				
トイレ整備に係る設計								→			
トイレ整備施工									→		
ガイダンス施設整備の設計								→			
ガイダンス施設の施工									→		
定期点検と日常の維持管理	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
隣接地の点検と協力要請	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
伊勢本街道に関する調査研究		文献調査 →	建造物・集落調査 →			→	→	→	→	→	→
学校教育との連携	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
情報発信・PR 活動	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
広域ネットワークの組織化		伊勢本街道宇陀地区連絡協議会 開催 歴史街道推進協議会との連携 →				→	→	→	→	→	→
協力団体の育成		→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
保存活用計画の見直し・変更										R15～16 →	→

第12章 保存・活用の経過観察

第1節 経過観察の方向性

史跡の適切な保存・活用は一時的な行為ではなく、将来にわたり継続して取り組むべきものである。その過程において、管理団体である曾爾村が自主的な経過観察を定期的に行うことにより、当初の基本理念に立ち返って現状を把握・分析し、問題点を改善していくことが求められる。

この経過観察は曾爾村が中心となって実施する。また教育委員会事務局が総務課・企画課・住民生活課・保健福祉課・地域建設課等の関係部局と連携し、史跡伊勢本街道の保存・活用・整備に関わる取り組みに関して、その担当課が責任を持って経過観察を行い、教育委員会事務局が事務局機能を担って情報の整理、共有化及び協議を行っていく。

また、地域住民や各種団体が主体となった取り組みについては、教育委員会事務局と関係部局が連携して、その取り組み内容や進捗状況、成果など聞き取り、経過観察として整理する。

経過観察による点検・分析の結果は、その都度保存・活用の活動内容に反映させ、運営方法の改善に役立てる。この点検と改善の循環過程は継続して行う。

経過観察は、関係する担当部局が行う事業を含め、教育委員会事務局が主体となって実施し、以降の計画の実施・修正・改善の基礎的資料・判断材料として活用する。またその結果は住民に公表する。

なお経過観察の方法は、広く施設や事業の運営改善に用いられているPDCAサイクルを導入する。

(1) P(Plan)：計画の立案

- ・ 保存・活用に関わる事項、あるいは事業予算や体制などの現状を把握する。
- ・ 現状を踏まえて、活動計画を立案する。公有地化、活用事業、整備、体制の充実など、実現可能な具体的な計画とする。

(2) D(Do)：実行

- ・ 計画内容を実施する。この過程では、のちに評価できるように点検項目を踏まえつつ、実施することが重要となる。

(3) C(Check)：点検・評価

①重点課題の進捗状況の点検

- ・ 保存・活用の重点課題は、当初の目的と基本方針の達成である。基本方針に対し、各項目についてどの程度達成できているか具体的に明記し、共通認識として、現状を把握し、目標を明らかにする。
- ・ 基本方針の各項目に対する達成度を5段階(高い・やや高い・普通・やや低い・低い)で判定する。

②保存・活用の実施事項と方法の点検

- ・ 基本方針の実現に向けて、何にどのように取り組んでいるのか保存、活用、整備、運営・体制の項目毎に実施事項とその方法を整理して点検項目とし、達成の可否や度合いを確認する。
- ・ 参加人数等で数値化が可能なものは目標数値を設定する。
- ・ 後に点検項目の案を示す。

(4) A(Action)：改善・次期計画への反映

- ・ 点検の結果を踏まえて、課題を整理するとともに重要課題に対する進捗目標や保存・活用の実施内容を見直し、今後の計画立案に役立てる



図 71 経過観察のイメージ

経過観察結果の評価について、教育委員会事務局及び関係部局による内部評価のほか、外部評価として(仮称)史跡伊勢本街道保存整備検討委員会のほか、曾爾村文化財保護審議会で意見を伺い、事業の評価を行っていく。

第2節 経過観察の方法

経過観察を行うために、「史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書」に掲載されている自己点検表より、チェックシートを作成し、自己点検を実施する。なお、自己点検は管理団体である曾爾村が主体となって各年度末に実施する。また、指標を設定し、事業経過を点検し計画変更がある場合は、計画の見直しまたは変更を行う。なお、チェックシート(案)は以下のとおりである。

表9 史跡伊勢本街道保存・活用・整備事業チェックシート(案)

史跡伊勢本街道保存・活用・整備事業　チェックシート(案)					
日時	令和　　年　　月　　日	記入者			
項目	実　　施　　例	取組み状況			
		未　　済	計画中	済	備考(現状・成果等)
保存管理に関すること	保存活用計画に基づいているか				
	本質的価値を把握しているか				
	日常管理はできているか				
	現状変更取り扱い基準は順守されているか				
	調査・研究は行われているか				
	劣化状況・保存環境に係る調査はしているか				
	追加指定は進められているか				
	指定後の土地公有化に取り組んでいるか				
	災害対策は十分か				
活用に関すること	保存・活用計画に基づいているか				
	学校教育や生涯学習との連携が図られているか				
	ボランティア団体の育成は図られているか				
	周辺文化財や他の観光資源とのネットワークが図られているか				
	情報発信は十分されているか				
	研究機関等との連携はできているか				
	イベント等は開催されているか				
整備に関すること	保存・活用計画に基づいているか				
	標識・境界標等は設置されているか				
	遺構(道路等)が適切に保存されているか				
	樹木等の植生管理ができているか				
	整備において目指すべき良好な景観の姿を実現できたか				

整備に関すること	活用を意識した整備が行われたか				
	サイン施設は十分か				
	サイン等は最新の情報となっているか				
	便益施設の整備はできたか				
	駐車場の整備はできたか				
	遺構等に影響がないように整備されているか				
	整備後の経過観察は適切に行われているか				
運営体制に関すること	運営について適切に行われているか				
	地域住民・関係諸団体・研究者・行政の連携が適切に図られているか				
	文化庁・県との連携が図られているか				
	庁内他部署との連携は図られているか				
	史跡伊勢本街道保存整備連絡調整会議が定期的に開催されているか				
	近隣市町村との連携は図られているか				
計画策定に関すること	整備基本計画は策定されているか				
	保存・活用計画の見直しは実施されているか				
予算に関すること	保存管理・整備活用・運営体制に必要な予算確保なされているか				

史跡伊勢本街道保存活用計画書

令和 6 (2024) 年 3 月 29 日 発行

編集 / 曾爾村教育委員会

発行 / 曾爾村教育委員会

〒633-1214 奈良県宇陀郡曾爾村大字長野 62 番地

TEL : 0745-94-2104 FAX : 0745-96-2406

